

14.5-17イ



1200501211400

小谷綱吉編譯

國民政府の産業政策

滿鐵調査課



始



14.5-171

例言

發行所寄贈本



一、國民政府は國民政府組織法の冒頭に於て宣示せらる。如く、中國々民黨の指導監督を受けて五權憲法に謂ふ所の治權を行使する機關であるにせらる。のであるが、國民黨は本來革命的三民主義を實現することを其の使命として自任するものであり、從て其の主張するところは急進的なるを免れない。殊に民國十三年孫文が容共聯露策を採用した結果、多數の共產員が國民黨内に混入し甚だしく内外人を憂懼せしめた。其の後共產派は排斥せられたが、下級黨部に優勢なる左派の主張は依然として急激であつて資産階級打倒を標語として居る。斯くの如く、國民黨の急進的主張が如何なる程序を取り如何なる形態の下に國民政府に依つて具體化せらる。であらうか。支那問題に關心する人士が常に注視を怠らぬところである。殊に産業に對する國民政府の政策が果して支那現前の實狀に適合するや否やは、支那の繁榮と進歩とに甚大の影響があるばかりでなく、支那と緊密なる經濟上の關係を有する列國、殊に我國に取つては輕視することの出来ない問題である。

一、現在の國民政府は左派の主張を非なりとして居るが、國民黨員が金料玉條とする孫文の遺囑の主要なる部分は政府の立場上之を曲ぐるこゝが出来ぬ。之を曲ぐるこゝは政府それ自身の存在理由を滅却するこゝなるのである。而して孫文の遺囑は三民主義の貫徹、建國方略及び建國大綱の嚴守を要求し、不平等條約の廢除を強調した

例言

ここに重點がある。現に國民政府が領事裁判權の撤廢、關稅自主權回收等の主張に於て各國に對して一步も譲らざる態度を示しつゝ、あるのは、論者の或者の説くが如き單なる對内策に見るのは當を得たるもの云ふことが出來ない。同じ理由により産業政策に於ても、三民主義中の民生主義、建國方略中の實業計畫は其の基調又は準則として遵守せらるゝであらう。

一、國民政府の成立は日尙淺く、殊に所謂、訓政時期開始の宣言せられたのは民國十七年十月五院組織の成立したのと同時にあり、其の後に於ても内亂頻發して政府は軍事に忙殺せらるゝ有様であるから、産業政策の如き漸く實施の緒に就かんこしつゝ、あるに過ぎないを見るのが至當であらう。故に今日に於て國民政府の産業政策を系統的組織的に論述せんとするのは早計であり、之を試むるにしても材料の缺乏を如何にもしがたいであらう。

一、本書は、たゞ既述の如く、國民政府が將來實行せんとする産業政策の内外國民に對して與ふべき影響の重要性に鑑み、之を考察する爲の資料たるを期し、各章の初めに挿入せる註解の外何等の私見を交へず、左に掲ぐる數種の文書を翻譯し、又は抄譯して編纂したものである。

- 一、周佛海著三民主義之理論的體系（抄譯）
- 二、孫文著實業計畫（抄譯）
- 三、孫文著國民政府建國大綱（翻譯）
- 四、訓政時期に於ける國民政府施政綱領（翻譯）

發行所 啓願本

- 五、農礦部工作概況報告書（翻譯）
- 六、工商部工作概況及び計畫概要（翻譯）
- 七、産業關係法令（翻譯）
- 一、編譯者 小谷綱吉

昭和五年二月

滿鐵調查課

國民政府の産業政策

目次

第一章 民生主義	一
第一節 概説	一
第二節 地権の平均	五
第三節 地権平均の方法	一七
第四節 資本の制限	二一
資本制限の民生主義に於ける地位	
資本制限の意義	
第五節 資本制限の方法	二四

目次

二四

第二章 實業計畫(國際協同支那開發策)……………三三

第三章 國民政府の政綱……………六〇

第一節 國民政府建國大綱……………六〇

第二節 訓政時期に於ける國民政府施政綱領草案……………六四

第四章 農礦部工作概況報告書……………九七

第五章 工商部工作報告及計畫概要……………一四

第六章 產業關係法令……………一六九

第一節 農礦關係法令……………一六九

礦業法(草案)……………一九〇

租田法(草案)……………一九〇

國民政府農礦部直轄國營鑛冶業機關會計主任辦事規則……………一九六

國民政府農礦部直轄國營鑛冶業機關會計主任暫行條例……………一九九

國民政府農礦部視察員服務規則……………二〇〇

各鑛局公司督辦監督條例……………二〇二

農礦部清查各鑛冶業公司、局、廠股本暫行條例……………二〇四

國民政府農礦部清查各鑛冶業公司、局、廠股本暫行條例施行細則……………二一一

國民政府直轄地質調查所組織章程……………二一八

國民政府特准探採煤油鑛暫行條例……………二二一

國民政府農礦部設計委員會會議細則……………二二二

國民政府農礦部設計委員會辦事細則……………二二四

國民政府農礦部整漢冶萍公司委員會暫行章程……………二二五

國民政府農礦部直轄北平農事試驗場組織章程……………二二六

農產物檢查條例……………二三一

農產物檢查條例施行細則……………二三一

農礦部直轄農產物檢查所檢查農產物處罰規則……………二三四

國民政府導准委員會組織條例……………二三六

興辦水利防禦水災獎勵條例……………二三九

國民政府黃河水利委員會組織條例……………二四二

建設委員會農墾部直轄中央模範林區組織章程……………二四四

農墾部東三省國有林整理委員會章程……………二四八

總理逝世紀念植樹式各省植樹暫行條例……………二四八

漁業法……………二五〇

漁會法……………二五八

第二節 商工關係法令……………二六六

修正商標條例……………二六六

修正商標條例施行細則……………二七五

註冊條例……………二八六

商號註冊施行細則……………二八八

商會法……………二九三

工商同業公會法……………三〇二

會社法……………三〇五

國民政府工商部駐滬辦事處組織大綱……………三四八

國貨調查委員會章程……………三四九

工業品獎勵暫行條例……………三五二

工業品獎勵暫行條例施行細則……………三五四

特殊工業獎勵法……………三六〇

國民政府工商部發給國貨證明規則……………三六一

工業品獎勵審查委員會規則……………三六四

查驗商標註冊證暫行章程……………三六五

修正商品出口檢驗局暫行章程……………三六七

工商部上海商品檢驗局棉花檢驗處檢驗細則……………三六八

工商部上海商品檢驗局牲畜正副產品檢驗處檢驗細則……………三七二

國民政府工商部工業技師登記暫行條例……………三七五

工業技師審查委員會規則……………三七八

技師登記法……………三七九

會計師章程.....三八四

會計師證書覆驗章程.....三九二

公營事業技術人員領照法.....三九四

國民政府工商部國貨陳列館規定.....三九八

省區特別市國貨陳列館組織大綱.....四〇一

海外中華國貨陳列館組織大綱.....四〇三

海外中華國貨陳列館出品募集規則.....四〇六

海外中華國貨陳列館賣品通則.....四〇八

全國舉辦物品展覽會規則.....四一一

華僑回國興辦實業獎勵法.....四一三

銀行登錄章程.....四一五

銀行登錄章程施行細則.....四一八

修正中央銀行條例.....四二〇

中國銀行條例.....四二五

交通銀行條例.....四二九

檢查電影片規則.....四三三

無線電器材輸入制限條例.....四三六

工會法.....四三七

傭工傭工爭執仲裁條例.....四五〇

勞工仲裁會條例.....四五一

勞資爭議處理法.....四五三

第三節 度量衡關係法令.....四六三

工商部全國度量衡局組織條例.....四六三

中華民國度量衡法.....四六六

度量衡法施行細則.....四七三

度量衡器具營業規程.....四八九

公用度量衡器頒布規則.....四九二

度量衡檢定規則.....四九三

全國度量衡局度量衡製造所規定.....四九五

目次	八
各省及各特別市度量衡檢定所規定	四九七
各縣市度量衡檢定分所規定	四九八
度量衡器具檢査執行規則	四九九

國民政府の産業政策

第一章 民生主義



中國國民黨（以下單に國民黨と稱す）の指揮下にある國民政府は、國民黨の革命主義とするところの三民主義を其の各種の政策に具現することを使命とするものであり、就中、産業政策に於ては三民主義中の民生主義を基調とし、並に建國方略中の實業計畫に準據すべきことが約束せられてある。然るに三民主義の首唱者たる孫文の民生主義に關する論述は時處によつて必ずしも一様ならず、特に民國十三年容共聯露の方策實行後は、飛躍的に該主義の内容を發展せしめ、爾來國民黨の内部に於ても、民生主義の理論及び實行に關して各種の議論が行はれ、其の結果黨員の間に幾多の派別を生ずるに至つた。本章は現政府派の理論家であつて中央軍官學校政治部主任たる周佛海の著書である『三民主義之理論的體系』中民生主義に關する各部を抄譯したものである。

第一節 概説

孫文の唱導した三民主義中の民族主義及び民權主義は支那當時の情勢に即した民族革命並に政治革命の主張であつたが、他の一の主張である民生主義は彼が歐洲に於ける社會問題と社會運動の實狀を目撃し、支那に於ても早晚

此種の問題が発生すべきことを豫想し、之が對策として立言した主義であり、其の具體的主張としては初めは『地權の平均』の一事に過ぎなかつたが、其の後歐洲に於て資本主義に關する論議の盛んなるに刺戟せられ、新たに『資本の制限』なる主張を民生主義の内容に附け加へたのである。

しかしながら、地權の平均を云ひ、資本の制限を謂ふも、初めは、土地の私有を禁ずるのでなく、又資本の私有を排するのではなく、平等思想を基調として社會經濟に於ける分配問題の解決を企圖したものであり、單なる社會政策の範疇を出でなかつたのである。

然るに後日孫文の指摘し得た如く、支那には大貧と小貧とあつて大富がないのであるから、たゞ分配問題を解決するのみでは社會問題は解決せられず、分配問題と共に生産問題を解決し得て始めて社會問題即ち民生問題が解決せられることが理解せられたのである。

斯くて孫文の建國方略の一部としての實業計畫が發案せられ、外國の資本と技術とによる大規模の支那開發策が International Development of China の標題下に英米に於て發表せられた。該計畫は支那の主要なる産業中鐵道、海運、港灣、鑛業、造林、殖民の各事業及び糧食、衣服、居室等の各種工業を國家事業として經營せんとするものであり、其の結論に於て孫文の述べた如く支那の社會經濟組織を變革して社會主義を採用せんとするものである。社會問題を解決するための民生主義をして社會政策から社會主義へ發展せしめた理由如何に云ふに、社會政策は資本主義の經濟組織を維持することを目的とするものであり、そして資本主義は營利を目的とするに反し、民生主義

義は養民を目的とし、又資本主義的生産組織に於ては各種産業の間に聯絡と統制とを缺き、各單位の企業は各自獨立の經營をなすのであるが、民生主義の趣旨に副ふ生産としては、中央機關に於て各種の統計に據つて豫め全部的生産の計畫を立て、生産を必要とする物品の種類及び分量を決定して各種産業に對して生産力の分配をするの方法を探るのが必要である。そして此の生産の方法は集産主義即ち狹義の社會主義と一致するからである。

民國十三年孫文が民生主義の講演に於て『民生主義は社會主義であり、又共產主義と名づくる、即ち大同主義である』と述べたのは如何なる意味であるか云ふに、民生主義は社會主義共產主義を包括し、社會主義は第一期の民生主義であり、共產主義は第二期の民生主義である、換言すれば民生主義は第一步に於て社會主義の理想を實現し、第二步に於て共產主義の理想を實現すべしと云ふのである。民生主義が第一として先づ社會主義の理想の實現を志して直ちに共產主義の理想實現を求めないのは、民生主義が社會進化の法則を根據とする科學的の主張であつて、一種の空想的理論でないことを示すものであり、民生主義が社會主義の理想實現の後に於て共產主義の理想を實現せんとするのは民生主義が徹底的の主義であつて、一種の改良主義でないことを示すものである。

民生主義が初めより共產主義の理想を實現し得ないのは、共產主義の原則が『各盡所能、各取所需』であるに拘はらず、孫文の述べた如く『今日一般の國民道德の程度は未だ上乘の域に進まず、其の能くする所を盡して其の要する所を求むる者が尙少數であり、要する所を取るも能くする所を盡さないものが大多數であるからである。即ち能くする所を盡す者も盡す所充分ならず、要する所を取る者は其の取る所恐らくは過大なることを憂ふるからで

ある。故に吾人が今日の社會に處するには現在の社會組織を改良して先づ吾人の本分を盡すことに努めねばならぬ。故に集産社會主義の主張こそは實に刻下に於ける唯一の要圖であり、民生主義が第一步に社會主義——集産主義の理想を實現して共產主義を實行しない所以である。しかしながら『共產主義は本來社會主義の上乗なるものであり』社會進化の法則に従へば社會主義は必然に進化して共產主義なるものであり、社會改造の理想に照せば共產主義は實際上社會主義に優越する。故に民生主義は第二步に於て共產主義を實行せんとするものである。

孫文は『人民は國家に對し産を共にするに止らず、總ての事を共にする。人民が國家に對し總ての事を共にするに至つて、初めて真正に民生主義の目的を達し得るのである。これぞ孔子の要望した大同世界である』と説き、民生主義の理想が共產主義の社會であることを明かにして居る。たゞ、注意すべきは孫文の理想とする共產主義はマルクスの唱ふる共產主義が階級闘争を手段とするを排斥し、又マルクスの共產主義が唯物史觀を根底とするに反し、民生史觀に基調を置くことである。

尙孫文は『三民主義の包含する民生主義の大目的は衆人が産を共にすることであるが、吾人の主張する共產は將來のことであり、現在のことではない』と述べ、共產主義の理想實現以前に一種の過渡期を経過すべきものであり此の過渡期の社會は即ち社會主義の社會であることを表示して居る。

故に、民生主義の二大主張である『地權の平均』『資本の制限』は叙上の如き民生主義の目的を實現する方法として實行せらるゝのである。以下之を詳述する。

第二節 地權の平均

支那に於ける民生問題の解決は土地問題の解決を以て第一とする。これ人民の大多數が農業に依て生活し、農業の根本要素が土地であるからである。而して地權平均による土地問題の解決方法は先づ土地私權の民衆化を圖り、次で土地所有權の社會化を遂ぐるにある。此の二段の過程は區別し難い様であるが、第一の過程に於ては土地の私權を承認し、第二の過程に於ては土地私權を廢止せんとするものである。

現在に於ては土地は原則として私人の所有に屬するが實際土地を所有するものは、少數の人民に限られ、大多數の人民は土地を所有して居ない。斯くの如き少數者が私有地を獨占して多數者が土地私權を享受し得ない状態は之を『非民衆的』と云はなければならぬ。故に地權平均の主張は先づ土地私權の民衆化を圖り、少數者の壟斷的私權を變じて普遍的私權に進ましめんとするものである。言を換ふれば一切の人民をして土地私權を享有せしめんとするのである。此の時期に於て土地の私權は依然として存在するも、現在に於ける『非民衆的』状態と同様でない。乃ち土地私權『民衆化』の状態となるのである。

一方土地私權は民衆化しても土地私有制度が存在すれば法律の制限は根本的に經濟的原因を除去すること難く土地の兼併集中は蓋し免れ難いであらう。故に根本的に土地分配の不均等を防止する爲には土地私權の民衆化より更に一步を進めて土地所有權の社會化を遂げなければならぬ。即ち土地の個人的私權を禁じて之を社會全體に屬

せしむるのである。再言すれば非民衆的土地所有權を民衆化し、更に之を社會化するの順序を履むことを地權平均の主張に基づく土地問題解決の原則とするのである。

上述の原則に従ふ具體的方法としては第一步に於て土地を農民に所有せしめなければならぬ。其の方法として一面土地所有者に對して限田制を實施して所有土地の最大地積を制限し、他面土地を所有せざる農民に對し、國家の力を以て土地を獲得せしむるのである。

土地國有の實行に就きては私有權の買収と反革命軍閥及び別種の舊勢力者の土地沒收との二方法がある。其の具體的辦法に關しては更に後段に於て説明することとし、茲には理論上何故に土地國有實行に先ちて土地の農有を實現すべきか、又何故に土地農有の後更に土地國有を行ふべきかを研究する。

若し全國の土地が少數地主に所有せられて、中小地主なるものがないか、又自作農の數少くして小作農が大多數を占むる場合は一舉に土地國有を斷行するも、社會の秩序の混亂する虞れなく、従つて多數人民の生活に不良の影響を及ぼさない。

如此狀態の下に於ては土地國有制の實行は比較的容易にして、且つ必要であるが、國內の土地が多數地主の手に集中することなく、大多數の農民に細分せられて、自作農多く、小作農少き場合は土地の國有は必ずしも實行の必要がないのみならず、其の實行は容易でない。即ち如斯場合は大多數の人民が既に土地所有權を享有し、土地の分配が比較的平衡であるから、唯少數の土地を有せざる人民に土地を獲得せしむるを要圖とし、一般的に土地の私有

權を取消すを必要としない。斯かる狀態に於て土地私有權を取消すべきは國內多數の農民の反抗を惹起し、終に社會的紛糾を醸成するであらう。而して支那の土地は比較的平均に分配せられてあり、全國の土地が少數大地主の手に集中するが如き狀態にあるのではない。これ古代限田制及び井田制の影響と多子相續權の結果であつて、一般に自作農が最も多數にして、小作農が之に次ぐの實狀にある。左表は之を證明する。

支那の土地分配狀態

所有面積	總面積	百分率
十畝以下	一七、九一四、二三一	四二・三%
十畝以上	一一、三〇三、五七〇	二六・六%
三十畝以上	六、七二二、三六六	一五・八%
五十畝以上	四、一三七、一三六	九・七%
百畝以上	二、七三三、三五五	五・六%
合計	四二、三四五、六五八	一〇〇%

上表に依り二十畝以下の土地を所有する支那の農家は全農家數の百分の七十に當つて居る。これによつて見れば支那に於ては、小地主が大多數を占むることが明瞭である。

次に土地所有狀態の趨勢を知るため、民國六年より九年に至る四年間の異動に就き十省の統計を比較すれば左の

國民政府の産業政策

如くである。

省	區	年	度	十畝未満	十畝以上	三十畝以上	五十畝以上	百畝以上
京	兆	民	九	一五九	一四一	一五七	一一五	六四
		民	八	一六〇	一四一	一五七	一一五	七〇
		民	七	一五二	一三五	一四一	一一五	六三
		民	六	一二五	一八九	一四五	一一二	六四
直	隸	民	九	一三六四	一〇八七	七九七	五〇二	二二六
		民	八	一三七三	一〇八一	七九七	五〇九	二三四
		民	七	一三七五	一〇九四	八〇二	五〇九	二二三
		民	六	一三六五	一一〇一	八一七	五二二	二三一
吉	林	民	九	四四	九七	一一〇	一一三	一五八
		民	八	一三八	一一三	一六一	一一三	一五三
		民	七	四四	九八	一六二	一一三	一七五
		民	六	四四	九七	一一〇	一一三	一五三
山	東	民	九	二、一〇七	一、五五二	九五八	四九七	三四一
		民	八	二、一八五	一、五三八	九三三	四八八	二〇八
		民	七	二、三九五	一、五〇三	八八四	四三九	一五一
		民	六	二、二六〇	一、六八六	八九六	四四七	一九九

八

第一章 民生主義

省	區	年	度	十畝未満	十畝以上	三十畝以上	五十畝以上	百畝以上
河	南	民	九	一、五九七	一、五六九	一、五二五	八七七	五六三
		民	八	一、八三〇	二、一九九	七九九	四九〇	三二九
		民	七	二、五六〇	一、六五二	一、〇八六	六五四	三五九
		民	六	二、五三二	一、六三〇	一、〇八八	六八六	三八五
山	西	民	九	二八三	三六〇	三九八	三三八	一五二
		民	八	二八三	三六〇	三九八	三三八	一五二
		民	七	三九四	三九四	三六三	三三七	一五二
		民	六	二八三	三六〇	三九八	三三八	一五二
陝	西	民	九	六二六	三六〇	三九七	三三八	一五二
		民	八	四九六	四四四	一八九	三三八	一五二
		民	七	四九六	四四四	一八九	三三八	一五二
		民	六	三九八	四四四	二二四	九九	六四
江	蘇	民	九	二、七二六	一、三二二	四八七	二六〇	八七
		民	八	二、三二五	一、二九四	五六七	二七一	九五
		民	七	二、二八八	一、三三二	五〇〇	二八二	八七
		民	六	二、二二四	一、三五七	五三四	二八二	一〇五
安	徽	民	九	一、〇三二	九八七	三四四	二〇九	一七六
		民	八	一、〇三八	九三二	四〇五	三〇〇	一九九
		民	七	一、〇二五	九四二	三八七	二二二	六六
		民	六	九四二	九四二	三八七	二二二	六六

國民政府の産業政策

省 區	察哈爾		民		總 計
	民	民	民	民	
山 東	九	八	九	九	一〇
吉 林	二二	二四	二四	二四	九七
直 隸	二二	二四	二四	二四	九七
京 兆	二二	二四	二四	二四	九七
山 西	二二	二四	二四	二四	九七
陝 西	二二	二四	二四	二四	九七
安 徽	二二	二四	二四	二四	九七
江 蘇	二二	二四	二四	二四	九七
江 西	二二	二四	二四	二四	九七
福 建	二二	二四	二四	二四	九七
廣 東	二二	二四	二四	二四	九七
熱 河	二二	二四	二四	二四	九七
哈 爾 濱	二二	二四	二四	二四	九七
總 計	二二	二四	二四	二四	九七

上表に依れば十畝乃至三十畝の土地を所有する小農増加し、三十畝乃至五十畝の中農も亦増加する傾向がある。之に反し五十畝乃至百畝以上の地主は直隸、河南、察哈爾の如き増加の傾向を示す地方あるも大體に於て減少してゐる。

上掲兩表に依り、支那の土地分配状態は現に比較的細分せられ、將來は更に細分せらるべき傾向にある。斯様に土地の分配が比較的均等せる状態の下に於て、直ちに土地國有を實行するの必要なく、又容易に在私有權の即時取消を行ひ得ないことは當然である。

更に土地耕作状態を検すれば左の如くである。

省 區	自作農	小作農	自作農兼小作農	總 計
河 南	三、五〇三、九七三	一、六六一、七七五	一、一五四、三五三	六、三二〇、一〇一
山 西	一、〇七八、六三六	二二八、七二〇	二二二、一九七	一、五二九、五五三
陝 西	八六九、一三二	三〇八、一〇四	二六二、七六五	一、四四〇、〇〇一
安 徽	一、二七一、八三五	九〇九、二六〇	五六七、八二六	二、七四八、九二二
江 蘇	二、〇六〇、二六一	一、三八二、五六三	一、〇五九、二四六	四、四五〇、二〇七
江 西	一、七二四、五一〇	一、二四一、二〇二	一、一〇九、二四四	四、〇六四、九五六
福 建	五九五、九七一	五二四、五〇九	四二〇、二二五	一、五三〇、六九五
廣 東	一、三一六、五〇〇	一、四六三、七五一	一、一四四、八四二	三、九二五、二〇七
熱 河	四五四、六六五	一〇〇、五三九	一一六、四一一	六七一、六一五
哈 爾 濱	八九三、一〇〇	二二、三二七	一四、三二八	一一四、九五五

上表に就て看るに廣東を除く各省に於ては、何れも自作農家の數最も多く、小作農之に亞ぎ、自作農にして小作農を兼ねた者が最も少ない。(十四省區の中京兆、直隸、山東、熱河の四省區のみは自作農兼小作農が小作農より多數である)。假りに山東を以て北部の代表省として見れば、其の自作農は四千萬七千六百十八戸、小作農六十六萬二千二百二十戸、自作農兼小作農八十一萬九千三百二十戸であり、之を中部の江西が自作農百七十一萬四千五百十戸、小作農百二十萬二千二百二十戸、自作農兼小作農百十萬九千二百二十四戸であるに對し、江西の農家總戸數は山東の夫れに比し少なきこと約千四百萬戸であるに拘はらず、小作農及び自作農兼小作農は却つて頗る多數である。殊に廣東に至つては其の傾向が更に顯著である。是れ南部各省の人口が稠密であつて地價が騰貴せる結果である。

しかしながら、大體に於て全支那の土地分配状態は小地主が大地主より多数であり、耕作状態は自作農が小作農より多数である。故に目下の急務は土地所有權の社會化ではなく、土地私所有權の普遍化である。

詳言すれば、今日に於ては必ずしも土地私所有權を廢止して土地國有制を實施するを須るない。唯地主に對して限田制を實行して大地主の發生を防止し、土地を有せざる者に對して其の土地取得を援助し、自作農に對して其の地位の維持を援助し斯くて土地私所有權の普遍化を促進し『耕者有其田』の状態に到達し得れば土地問題の解決は一段階を登つたことになるのである。しかしながら、上述の解決は最後の解決ではない。最後の解決は土地國有の實行でなければならぬ。左に其の理由を説述しやう。

土地國有の必要は生産ミ分配ミの兩方面にある。先づ生産の方面より説けば、其の工業であるミ農業であるミを問はず、個人的生産は團體的生産に及ばず、又小規模の共同生産は大規模の共同生産に及ばない。是れ生産力の發展の爲には勞働組織上細密なる分業を必要とし、勞働技術上進歩せる機械の使用が必要であるが、個人的生産は分業の便を缺き、小規模の共同生産に於ては分業の便はあつても大規模の生産に於ける細密なる分業に及ばないからである。また、均しく進歩した機械を採用する場合に於ても、個人生産に於ける機械の採用は共同生産の場合程容易でなく、又小規模の共同生産に於ては大規模の生産の場合の様に容易でない。

産業革命以後、工業生産の發展が迅速であつて、農業生産の發展が緩慢である所以は、前者が分業ミ機械の利益を享受し、後者が之を享受しないが故である。即ち共同生産の規模が比較的小さいからである。

土地農有状態の下に在つては、土地の耕作面積が細分せられて大規模の經營に適しない。そして『耕者有其田』の原則は雇傭勞働の供給を絶つことになり、各農家は何れも一家族を限度とする小規模の共同勞働に甘んずるの外なく、従つて其の實行し得る分業の範圍は自ら限りあるものとなり、又一家の資力を以て新式の機械を使用せんとしても、其の力の及ぶ所でないのみならず、假りに其の力ありとするも、限りある面積の耕地に於ては、機械の使用は必ずしも有利でない。此等の理由により、土地農有の下に在りては農業生産力の發展は甚だしく緩慢たらざるを得ない。恐らくは現時に於ける資本主義的大規模農業による生産にも劣るものがあらう。

然るに人口は漸を逐ふて繁殖し、農産物の需要が之に従つて増加すること必然の趨勢でありすれば、速に農業生産力を發達せしめて、其の必要に應じなければならぬ。之に對し土地農有に依る小規模の經營を以て上述の使命に應ずることには殆ど不可能せなければならぬ。故に土地農有制度の下に於ては産業組合の辦法を採用し、多數の農家を以て組合を組織し、協同の力によつて大規模の經營を行ふのがよい。さすれば新式農具は共同に使用するこゝができ、又分業の方法を採用して生産力の増加を圖るこゝも出来る。但し農業の經營に於ては土地の所有者ミ經營者の同一なるこゝが最も理想的であり、上述の組合による生産の如き私有共營組織の缺點としては農民の傳統的な私有觀念が強烈である結果として、農民は自己の利益の故を以て共同の利益を犠牲とするを厭はない様な事情に逢着し、共同工作の進行が阻碍せらるゝ場合あるこゝを豫見し得るのである。且又、土地の所有が私人の權利である場合は土地に依る生産の目的は、私人の利益の爲となり、社會の利益は顧慮せられないのが普通である。故に私

人の利益と社會の利益が衝突するに當り、農民は社會の利益を犠牲にしても私人の利益を完ふせんことに努力するであらう。例へば社會の要求は農産物の總收穫の多量なることを欲し、其の收穫に依る利益の多少は問ふ所でないが、農民個人の立場から言へば収益の多きを求めて必ずしも總收穫の多量なるを欲しないであらう。そして粗放經營は純益を増加せしめ集約經營は總收穫を増加せしむる。是れ粗放經營は比較的小資本にて足るから、其の總収入の差が多くなり純益従つて多く、集約經營は之に反するから純益は自ら少ない。故に個人的要求に基くときは寧ろ粗放經營を爲すべく、社會的必要を基調すれば集約經營を行ふのが當然であるが、土地私有制度の下に於ては、生産の目的が個人の營利を中心とするから社會の要求に背いて粗放經營に出づることが必然の歸趨でなければならぬ。而して私有制度の下に於ける共同經營の方法として生産組合による生産手段のあることは既述の如くであるが、此方法に於ては全體の計畫を定めて、全國の生産力を各種農産物の間に分配し、其の需給を調節するところの統一的機關のないのを普通とする。故に土地私有制度の下に於ける農業生産組合の組織は部分的改造の手段であるが、全體的改造の辦法ではあり得ない。過渡期の制度として認むべきも終極の目標とするべきは出来ない。終極の目標は土地の公有公營である。即ち土地の所有を國家又は地方團體に歸屬せしめ、土地の經營も亦國家又は地方團體の管理に歸するにある。斯くて統一的管理に依る大規模の經營に依り、初めて農業生産力の急速なる發達を期し得るのである。

次に分配方面より土地國有の必要なる所以を説明すれば、元來民生主義の最終目的は分配の上に於て『各取所需』の原則を實現するにある。即ち各人が各需むるところを取るを得て初めて眞正の意味に於ける經濟的平等に到達するを得るに於けるのである。蓋し『耕者有其田』の状態に於ては、只能く耕す者の勞働の結果を保證し得るも、耕す者の取得する所（租税、公共費用を差引）は必ずしも耕す者の需むる所を満たしむることを保證し能はぬのである。何となれば一個人の慾望と勞働能力とは必ずしも一定の比例を保持せず、且つ土地の位置に優劣あり、土壤に肥瘠あり、年を累ぬるに従つて貧富の懸隔が必然に生じて來る。假りに位置が不便であつて地味不良なる土地の所有者に對し其の所有土地を多からしめても、其の結果には『勞果全收』たるを得べくして『各取所需』の原則を實現することは困難である。

民生主義は社會主義の理想たる『各取所需』の原則實現の後、更に共產主義の理想たる『各取所需』の原則を實現して一切人民の物質生活を保證するを目的とする。故に土地及び農耕に就て言へば、土地國有を實行して一切の個人は國家又は地方團體の管理の下に於て土地の耕作に従事し、各自の慾望する所の物質を取ることを、する。

此制度を批難する者は斯様に個人を國家管理の下に於て耕作に従事せしめるのは、一切の個人が國家の小作人となるに同様であるに云ふであらう。しかし、民生主義による土地國有制は農民をして國家の土地を小作せしめ、國家に向つて地代を納めしむるのではない。農民をして其の共同所有土地を共同して耕作せしめ、其の勞働の結果の多少を問はず、各其の需むる所に應じて其の慾望する所の物質を取得せしむるにある。故に民生主義の土地國有制は農民を國家の小作人とするのではないのみならず、此制度に依つてのみ農民の生活が保證し得らるゝのである。

之を要するに生産分配兩方面より觀察し、土地農有の後に於て土地國有を行ふべく、又土地私有普遍化の後に於て土地所有の社會化を行ふのが必要である。

最後に土地國有が上述の如く必要なりとして、其の實行が果して可能なりやの問題が残る。

土地國有の最大暗礁は農民の土地私有慾である。土地國有を實現し得るに否かは懸つてこの難關を打破し得るや否やにある。既に述べた様に土地私有の觀念は根柢已に甚だ深く、容易に之を改變し難いのであるが、さりとて此の觀念を以て絶対に改め難いとするに亦誤つてゐる。唯之を改むるためには長時期の努力が必要である。

人類の觀念は必ずしも絶対不變のものでなく、多くの場合客觀的環境に隨つて變化するを常とする。故に土地問題に關しても漸進的方法を採り、私有地を買収して國有を爲し、農民に示すに土地の大規模經營の實例を其の利益を以てし、同時に教育を宣傳に依つて農民の土地私有觀念を改變せしむる様に努力したならば、之に要する歲月は固より長いにしても終に必ず其の目的を達し得べきを斷言して憚らないのである。カウツキーは『無數の小經營の所有者が一朝社會主義的大經營の利益を知るに及ばず、彼等は必ず喜んで其の獨立所有の外形を放棄するであらう』と説いてゐる。この言葉は樂觀に過ぐる様であるが、吾人は既に人類の觀念が客觀的環境に隨つて轉化するの原則を信する以上、唯土地私有の觀念のみ絶対に打破すべからざるの理由はない。従つて土地國有の實現は長時日の努力を要すべきも、決して不可能ではないのである。

第三節 地權平均の方法

地權平均の方法としては、一箇の原則がある。即ち私人の所有土地に對しては強制沒收をなさず、代價を支拂ひて買収することである。この原則の下に於ては左の方法が採用せられる。

第一は地價に従つて納税せしめ、又は地價に従つて買収する方法である。私人の所有土地に對し國家が課税することは、舊來の制度であつて、之を新制度と稱することが出来ないが、茲に研究すべきは、何を以て課税の標準となすべきかと云ふことである。最も簡單な方法は土地の面積を標準とすることであるが、この方法の不公平なること多言を要しない。公平なるは土地の價格に按じて課税する法である。故に地權平均の主張に於ては、此方法を採用するのである。其の税率に就ては孫文の所說中百分の一を課すべしとあるが、民生主義の精神に従へば寧ろ累進税率を採用すべきものである。地價に従つて累進税を課する爲には先づ全國の地價を決定する必要がある。孫文は地價を定むる方法として所有者より之を政府に申告せしむることを主張した。そして此方法を採用することに一方地價による土地の買収を實行すれば、課税の少額なるを欲して申告地價を少額にし、又は買収價格の大なるを欲して殊更に申告價額を引上げるが如き弊を防止し得るのみならず、政府が機關を設けて地價調査を行ふに要する失費を節約することを得るのである。

なほ地價に依る買収の原則に對する例外として擧ぐべきものが二種ある。第一は反革命分子、例へば軍閥官僚等

の所有せる土地は、之を無代價を以て没收することである。彼等の所有せる土地は正當なる手續に依つて取得せるものでなく、掠奪の手段を用いたもの認めべき理由があるからである。假令表面上賣買の形式を履んでゐるにしても、其の土地購買に用いた資金は民衆から掠奪したものである。民衆より掠奪したものは之を民衆の手に返還するのが當然である。斯様な人物の土地は強制没收を行ふを至當とする。第二は中小地主の土地は固より申告せる地價を以て買収すべきも、大地主の土地に對しては必ずしも申告價格に從つて買収するを要しない。抑も政府が地價に依つて土地の買収を行ふのは土地の強制没收をなす結果、従前の地主が生活の根據を失ふことに對する救済の爲である。然るに大地主は在來の収入が多額であつて、其の所有土地も廣大である。故に其の買収價格を引下げても生活上何等の苦痛はない筈であり、従つて政府の減價買収に應じて國費の節約を助くべきものである。而して減價の率に至つては各種事情を斟酌して定め、矢張累進方法に依るべきものである。

國家が買収した土地の處分法如何に云ふに、凡そ左記三種の方法がある。

- 一、小作農に貸與して其の使用權を取得せしむる。
 - 二、地價に依り、又は減價して農民に拂下ぐる。
 - 三、國家又は地方團體に於て共產主義的方法を以て直接經營を行ひ、其の耕作者を雇傭労働者にせず、之を共同所有者とし、國家又は地方團體に於て其の生活を保證する。
- 此等三種の方法は狀況の如何に依り適宜孰れかの方法を採用すべく或は同時に二種又は三種の方法を併用する。

土地私有の社會化即ち土地農有の立場より云へば、當然第二の方法を執り土地を所有しない農民に對し買収地を原價にて、又は減額して拂下ぐるのである。但し記憶しなければならぬのは、土地平均の終局の目的は土地國有にあることである。故に既に國有となつてゐる土地は之を再び私有に移さず漸次に國有土地を擴大しなければならぬ。故に買収した國有土地は第一又は第三の方法を以て農民に耕作させ、唯其の使用權を取得せしむればよい。さもなくば、共產主義的方法を以て國家又は地方團體に於て直接に之を經營するのである。而して此間、土地農有の原則亦同時に其の實現に向つて進行すべく、政府は土地を持たない農民を援助して地主から土地所有權を取得せしむる様にし、必ずしも既に國有となつた土地を私人に拂下ぐる必要はない。

次に地權平均の第二の方法は土地の自然的騰貴價格を公有しなすことである。地價の騰貴に就ては二種の原因がある。一は投資と労働であり、二は人口の増加と交通の發達である。前者は自然的現象であつて、後者は人爲的現象である。自然的現象に依る土地の騰貴は社會進歩の結果であつて、土地所有者個人の努力に依つて出來た產物ではない。故に之を土地所有者に取得せしめず、社會の所有に歸するのが當然であらう。これ英國のスチユアード・ミルの主張せる土地増加税の理論であつて、一國の政府が之を法令の上に實現したのは一八九八年九月獨逸が青島に於て施行した膠州灣土地營利條令を嚆矢とし、爾來漸次に各國に於て行はれつゝある。

地權平均主義は土地増加税を主張するばかりでなく、自然現象を原因として騰貴する價格を全部没收して國有しなすことを主張する。即ち先づ地主より地價を申告せしめて、全國の土地價格を規定し、爾後の騰貴額は土地所有

者のものミせず、之を國有ミして民地を買収するの經費に充當し、斯くて漸次に國有地を増加し、並に土地を有せざる農民の土地取得を補助するものである。

地權平均の第三の方法は限田法である。個人の土地私有權は社會進化の法則上、直ちに之を取消し得べきものではないが、亦其の自由なる發展に任ずべきでない。當然之を制限すべきものである。是れ即ち限田法である。限田法は支那の歴史に於ては董仲舒の提唱以來各時代に於て之に左袒するものがあり、現時に於ても亦採用すべき方法である。即ち國家が土地法、土地使用法及び地價稅法を規定し、一定時期以後は私人の土地所有權は法定の限度を越ゆるを得ずとするものである。

限田制には二種の辦法がある。一は直接制限であり、他を間接制限とする。右二種の方法は時に一種を取るべく又は同時に二種を併用するを妨げない。而して直接制限は各家族所有土地の最低限度及び最大限度を規定し、間接制限は農業雇傭労働者ミ小作地ミを制限する。

限田の標準は生産ミ消費の兩方面より決定すべく、換言すれば能力ミ需要の兩方面から決定すべきものである。即ち一家の所有土地の最大限度は其の耕作能力を以て限度ミすべく、最小限度は一家の需要を満足せしむるを以て限度ミする。但し一家の生産能力ミ消費能力ミは必ずしも一致せず、例へば一家の能力は唯土地五十畝を耕作し得るに過ぎないのに其の慾望は七十畝の土地がなければ満足しない如き場合がある。如此場合は自己の耕作し得る五十畝以外更に二十畝を加へて或は人を雇つて耕作し又は小作に出すの外はないのである。故に絶対に農業労働者を

雇傭し、又は土地を小作に出すミを禁する爲には土地を國有ミしなければならぬ。土地農有制度の下に於ては之を禁することが出來ず、また之を禁すべきではない。しかしながら私人が労働者を雇傭すること及び小作人を求むることミ對し何等の制限を設けないミすれば必然の結果ミして土地私有の弊害を助長すべきを以て直接の制限の外に間接の制限を設くるの必要が生ずるのである。即ち狀況を斟酌して一家の雇傭し得る農業労働者の人數及び小作に出し得る土地の面積を制限する。斯様に直接間接二重の制限を行へば一家の慾望を満足させるミ共に同時に土地の集中を防止し得るであらう。

地權平均の第四の方法は、土地金融機關を設立して、農民の土地購買を援助することである。土地農有を實現する爲には一方面に於て土地所有者に對し過多の土地を所有することミを制限し、同時に無地の農民に對して其の土地取得を援助しなければならぬ。之が爲には國家は土地銀行を設立し、低利を以て長期の土地購買資金貸付をなし、購買せる土地を貸金の擔保とするのである。

第四節 資本の制限

一 資本制限の民生主義に於ける地位

資本の制限は民生主義の雙翼中、地權の平均なる一翼に對する他の一翼であつて、民生主義が農業社會主義ミ區別せらるゝのはこの點にあるのである。

農業社會主義は社會上の一切の病弊は總て土地私有制より生ずるものミして土地私有制の廢止を主張するが、資

本の私有に就ては之を放任せんとするものである。此種の跛行的主張を以ては民生問題を解決するに足らない。故に民生主義は土地農有に繼ぎて土地國有を實行して土地問題を解決するを主張する外、更に資本の制限に繼ぐに資本の私有を廢止して資本問題を解決すべきことを主張するものである。此故に資本の制限が民生主義中に占むる所の地位は資本問題解決の任務を負ふことである。

資本の制限は資本其の物を制限するの謂ではない。資本は生産の要素であつて、資本益々豊富なれば生産力愈々増加し、人類の幸福亦増進する。故に資本の制限は資本其の物の發展又は増殖を制限して人類の幸福を減少し、又は阻礙するのではない。唯資本の私有を制限して資本私有の弊害を緩和し消滅せんとするものである。

『耕者有其田』の状態に於ては土地の私有に弊害がない様に『勞働者有其勞働要具』の状態に於ては資本の私有は何等積極的弊害を生じないが、土地が兼併せられて土地所有者と土地耕作者が分離し、土地が擄取の手段たるに至れば土地私有制度を廢止する必要があると同じく、資本の所有者が資本を以て掠奪の工具と爲すに至れば、資本私有制度は廢除しなければならぬ。

輓近世界資本主義の澎湃たる潮流は先づ開港場より支那に流入し、機械に依る大量生産の商品は各市場に充滿し國內の手工業者は市場を失つて其の業務を棄つるを餘儀なくせられ、支那の手工業制度は漸次に崩壊し、列強は單に支那を以て市場と見做すのみならず絶好の投資地であるとし、外人の支那に於て經營する工場は年を逐ふて増加し、支那の新興資本家階級亦漸次に發展し、失業せる手工業者と農民は總て大規模の機械工場の職工となり、資本

主義の弊害が隨所に醗酵しつゝある。是れ民生主義が地權の平均を以て土地問題を解決すると同時に資本の制限を以て資本問題を解決せんとする所以である。

二 資本制限の意義

資本制限の意義は單に消極的方面のみより解釋すべきでなく、積極的方面からも理解せられなければならぬ。資本制限の消極的意義は資本の社會的性質から生じ、積極的意義は其の經濟的性質から生ずる。消極的意義に於ては資本主義の弊害を防止するのが目的であり、積極的意義に於ては國家資本を増大して生産を發展せしむるのが目的である。

支那特殊の狀況より云へば、資本の制限は消極的方面に限るべきでなく積極的意義に注意するの必要がある。何となれば我國の急務は『造産』即ち國富の蓄積にあり、之が爲には國家資本を運用して生産技術を社會化すること、生産要具の社會化が必要である。

生産技術の社會化とは從來の個人生産に代ふるに社會生産を以てし、有機的分業組織の下に大規模の機械生産を行ふことを意味する。これ我國の産業を發達せしめて、外國の經濟的壓迫に抵抗し、民衆の生活標準を向上せしむる一方法である。

次に生産要具の社會化とは工場、機械、原料等の生産資本及び金融資本等を共有状態に導くのを意味する。抑も我國近時の財富分布の状態を見るに土地を除きては經濟的、政治的原因によつて漸く集中の傾向がある。第一に

買辦階級は外人資本掩護の下にあつて、年々其の富を増殖してゐる。第二に軍閥官僚は政治的勢力を用ゐて人民を剝削することによつて巨額の私産を蓄積してゐる。斯くて此種の少數者に把持せらるゝ財貨は營利の爲に彼等及び彼等と因縁ある一部の商人又は企業者に利用せられ、多數の人民の利害は度外視せらるゝ傾向が顯著である。この弊害を匡救する爲には生産要具の社會化は蓋し不可缺の條件である。

之を要するに資本の制限には積極的意義と消極的意義とあり、積極的意義は資本を發達せしむることであり、消極的意義は資本私有の弊害を除去することである。そして生産技術の社會化は積極的目的を達する所以であつて、生産要具の社會化は消極的目的を達する手段である。資本を發達せしめて而も資本をして民生の害をなさしめざるべし、これ資本制限の特殊の効果である。

第五節 資本制限の方法

如上資本制限の意義に基き資本制限の方法は國家資本の發達と私人資本の制限の二方面より講究しなければならぬ。

但し私人の資本に對しては一面に於て之を制限すると同時に他面之を保護するの必要がある。この方法は一見矛盾せる政策の如く思はれるが、支那特殊の狀況に即して考察すれば、其の已むるを得ざるの政策であることを知り得る。何となれば現今支那領土内に於ける資本には三つの種類がある、第一種は私人資本であつて、第二種は國家

資本、第三種は外國資本である。右の中第三種の資本は過去現在及び近き將來に於て最も優越せる地位と重要な勢力を占め第二種の國家資本は過去より現在に互り其の産業上に於て占むる勢力が最も微弱である。第一種の私人の資本は兩者の間に介在して緩慢ながらも徐々に發達してゐる。故に我國の資本を發達せしむる爲には外國資本の侵略に抵抗して『民族資本』の發達を助長しなければならぬが、民族資本は國家資本と私有資本とが構成要素であつて、此要素の中、現在及び最近の將來に於て重要な役割を演ずべき地位に置かるゝのは私人の資本であることは明白である。故に我國としては民族資本を保護して外國資本の壓迫を免れしむるの必要があり、之が爲めには私人の資本を保護せずには置けない。此種の狀況の下に於て國家は私人資本に對し兩様の政策を探るの必要がある。即ち國家資本との關係に於ては私人の資本を制限しなければならず、外國資本に對しては私人の資本を保護するの必要がある。故に資本制限の方法には左の如き三大原則の確立を必要とする。

第一 國家資本を發達せしめて生産技術の社會化を企圖する。

第二 私人の資本を制限して生産手段の社會化を企圖する。

第三 私人の資本を保護して外國資本に抵抗せしめ、民族資本の發展を企圖する。

上述三項は我國の經濟問題を解決する三大原則であつて、同時に資本制限の三大方法である。其の具體的實施計畫の方案に關しては大に研究の餘地があるが、左に數項の綱領を掲げて研究の基礎としたい。

一、國家資本の發達

國家資本の發達に關して第一に研究すべきは國家資本蓄積の順序である。之を換言すれば産業國營の順序である。全國の産業を一時に國營にするに云ふが如きは經濟上、財政上到底不可能であり、先づ左の如き種類の産業より適宜之を國營に移すのが比較的妥當であらう。

(一) 獨占的事業 例へば鐵道、電車、水道、電燈、瓦斯等の事業は總て之を公營にする。此等の事業は比較的確實なる企業であつて、之を公營にしても不便がないのみならず、既に獨占的事業であるが故に私人の經營に委して置けば容易に消費者を剝削せしめ、社會の公益を害する虞れがある。故に獨占的事業の中、鐵道の如き全國に關係あるものは國營し、地方的關係を有する電車、水道等は地方政府の經營するのがよい。

(二) 大規模の産業 私人の資力を以て經營し難き鑛業及び海運業の如きも亦中央又は地方政府の經營をなすべきものである。

(三) 酒、煙草、食鹽等の製造販賣 國民の保健衛生に有害なるか又は人民の生活に重大なる關係を有する物品の製造販賣は當然之を公營にする。即ち酒類、煙草は之を公營し爲す事に依つて財政上の收入を増加するに共に其の消費量の増加を制限し得べく、食鹽は公營によつて需給の調節を計り得るに共に消費者の負擔を軽減し得るのである。

(四) 大規模の開墾事業 我國の人口は既に過多なりと云はれるが、これは産業に比例するべきの言葉であつて、埋藏せる富源及び地域に比例しての言葉でない。荒地を開墾し富源を開發することに、一切の失業者を收容し各適宜の業務に就かしむることは決して不可能でない。

國家資本の蓄積に關して第二に研究すべきは資本の出所である。我國現在の財政状態に於ては國庫の餘裕を以て新たに生産事業を興すことは殆んど不可能である。故に公營事業の資本は外資を輸入することに、私人の資本を募集することに、の二途に依るの外ない。

我國は外債の壓迫に呻吟すること既に久しいのであるから、外債を恐るゝこと虎の如くなる者が少くない。これ従來の外債は殆ど總て不生産的に消費せられ、國民に害を貽したが爲であるが、今後の外債は必ず生産的事业に投じて國家資本を増殖する爲に用うるのである。

私人資本の募集に就いても亦二種の方法がある。一は公債の發行であり、二は官民合辦事業の企畫である。公債の發行は民間に於ける金融狀況を顧慮するの要があつて、巨額の募債は必ずしも容易でなく、常に財界と密接なる關係を保ち、適當なる時機を選ぶことが肝要である。官民合辦事業の企畫は企業的精神が旺盛であつて、公債の利子を以て満足せぬ資本家の資金と國家の資本とを以て一定の規律の下に産業を經營する方法であり、從來既に多くの前例がある。是れ亦國家資本増殖の一方法である。

二、私人資本の制限

私人資本の制限方法に直接制限法と間接制限法とがある。直接制限は私人の財産其の物を制限して富の集中的傾向を防止し、間接制限は労働者の待遇を改善して貧富懸隔の趨勢を阻止せんとするものである。此兩種の方法に依る制限の程度は時勢の進展と社會の要求とに隨つて漸次に之を強めなければならぬ。近き將來に於て施行すべきは

左記各項であらう。

(一) 累進税率を以て所得税就中財産所得税を徴収すること。

個人の所得は之を勤勞所得と財産所得とに分つことが出来る。此の兩種の所得は性質が全然異なっており、勤勞所得は個人の體力と心力との報酬であるに反し、財産所得は個人が勞せずして得る所の収入である。故にこの兩種の所得に對する課税は當然區別すべきものである。一個人の勞力には自ら限りがあり、社會の富は勤勞所得に依つて少數の個人に集中しない。然るに財産所得は全然之に反し、一個人が無限の財産を所有し、之に依つて無限の所得を收入することが出来る。財産愈々多ければ所得愈々増加し、所得愈々増加すれば財産愈々増加し、財産の集中的傾向は總て財産所得の形式を取つて進行するものである。故に資本の制限の爲には累進税率を以て勤勞所得税を徴収し更に比較的高率なる累進税率を以て財産所得税を徴収することが必要である。

(二) 累進税率を以て遺産税を徴収すること。

個人が遺産を相続することは嚴格に云へば倫理的根據がない。即ち個人は自己の勤勞所得を所有する権利はあるが、自己の勤勞に依らない財産を所有する理由はないのである。遺産の相続は自己の勤勞によらざる財貨を取得するものであるから、倫理的方面から立論すれば、此種の所有權取得は從來の慣習上直ちに禁止することが出来ないとしても、少くも嚴重なる制限を加ふべきものである。更に經濟的方面より論ずれば遺産に依つて生活する者は自ら勞せずして食する寄生分子となり易い。此種の寄生分子が愈々多ければ社會の生産力は愈々減少する。故に倫

理的經濟的理由により云つて、資本制限の爲には高率なる累進税率を定めて遺産相続税を徴収すべきものである。

(三) 法律を以て多子平均相続制を規定すること。

一子相続制の下に於ては、社會の財富が一たび集中すれば容易に分散しないのが普通である。我國從來の慣習は多子相続制であつたから、社會の財富は永く集中せず、或一代に於て集中した巨大なる富も次の時代には分散したのである。この慣習を法律として確定すれば亦資本制限の直接方法となるのである。

間接制限の爲には左記各種の方法を探るべきである。

(一) 各産業各地方の状況に應じて最高限度の労働時間と最低限度の労働賃銀とを規定すること。

資本家が労働者を剝削する爲には労働時間の延長、労働賃銀の低減、労働速度の増加等三種の方法がある。我國の産業は之を外國と比較すれば甚だしく遜色がある。故に實業振興の爲には労働時間は外國に於ける普通労働時間である八時間より長くするとしても十時間を超えてはならぬ。

賃銀は労働者唯一の生活資料であるが、其の増減は労働市場の需給に従ふを常とする。我國の現在及び近き將來に於ける經濟状況に於ては労働の供給が需要を超過することが明瞭であるから、若し賃銀が經濟上の自然法則に依つて決定せらるゝならば、必ず極度に低落して労働者一個の生活すら維持し得ない状態にならう。故に民生主義は國家又は地方政府が法律に依つて各地方の状況に適合する最低賃銀を規定し、労働者をして水平線上の生活を維持せしむることを主張する。之を要するに最長労働時間と最低賃銀の規定は一面労働者の被搾取の程度を軽減し、他

面資本家の資本増加を阻止し、以て資本制限の作用を爲すものである。

(二) 工場管理法を制定し、工場監督官を任命して工場の設備と労働者の待遇を改善するもの。
工場の設備が不良であれば労働者の健康を害し、又時には其の生命に危険を及ぼすことがある。又職工頭が職工を虐待することは我國に於て常に見る所である。故に政府は宜しく工場管理法を制定し工場の種類別に従つて必要の設備を規定し、工場監督官吏を巡回監視させ、法規に違反する工場の取締をなすと共に、職工の虐待を防止しなければならぬ。

(三) 強制労働保険法を制定し、保険金の一部は雇主をして支拂はしむること。
労働者は日々の賃銀に依つて生活し、不時の必要に備ふる爲の餘裕がないから、一たび失業すれば直ちに生活に窮し、一たび罹病すれば醫藥の資なきに苦しむのである。若し不幸にして死亡すれば遺族は路頭に迷ふのみならず葬式の費用すらないものがある。斯うした労働者の悲境を救済する爲、國家は失業保険、疾病保険、死亡保険、労働保険の各法規を制定し、労働者を強制して之に加入せしむる必要がある。但し労働者の収入は限りがあつて、此等保険の全部を負担するの力のないことが明であるから、國家及び雇主が夫々一部を負担することを規定すべきである。是れ労働者の福祉を圖る所以であるのみならず、之によつて資本集中の傾向を緩和することが出来るのである。

(四) 利益分配制度の確立。
雇主が其の事業に於て擧げ得たる利益の一部を労働者に分配する制度 (Profit-sharing system) に對しては労働

者の利益擁護の見地から之に反對する學者が尠くない。彼等はこの制度を以て労働者に僅少の利益を與へ、之を好餌として過度の労働を爲さしむるものであると論ずる。此種の見解に一部の理由がないことはない。雇主の或者は取らん欲すれば先づ與へよとの動機によつて、利益分配制度を採用するかも知れない。しかし、資本制限政策の下に於ては國家は利益分配制度の採用と同時に工場設備及び労働時間等の條件に對し嚴密なる規定を設け、雇主が労働者を剝削することを防止し得るのである。故に政府は宜しく私人企業の利益金を全部資本家に取得せしめず、一部を其の使用する労働者に分配せしむる制度を確立すべきである。是れ亦資本制限の間接方法である。

右の外工會 (労働組合) の保障、労働者團體契約權の承認、罷工權の承認、組合の提唱等孰れも資本制限の間接方法である。

之を要するに直接制限の方法と間接制限の方法を併用して資本を制限したならば、資本私有制度を近き將來に於て廢絶せしめ得ないとしても、少くも資本私有制度の弊害を軽減し得るであらう。

三 私有資本の保護

資本の制限を實行して同時に私有資本を保護するのは大なる矛盾であるやうであるが、これは我國特殊の經濟狀況より生ずる必要缺くべからざる政策である。其の理由は既述の如く、國家資本に對しては私有資本を制限し、外國資本に對しては私有資本を保護するものであつて、私有資本の保護は我國の資本を壓迫破壊せんことを一切の原因を除去して外國資本との競争を可能ならしめんことをものである。而して其の方法は左記大綱の外に出でない。

(一) 關稅自主權を回收して保護關稅を實行するに當り。
産業落後の國家は本國の産業を外國産業の壓迫より免れしめて其の發展を遂げしむる必要がある。其の最も重要な方法は保護關稅を實行して本國の商品と競争すべき外國の商品に對して高率の輸入税を課することである。但し本國に需要があつて生産が出来ない商品は除外例とする。了して保護關稅實施の先決條件として關稅自主權を回收しなければならぬ。我國は八十年來不平等條約の束縛を受けて、關稅上の主權を侵害せられ、關稅政策を以て國家の産業を保護することが出来なかつたが、今日私有資本の保護の爲には不平等條約の廢棄は絶対に必要である。此點から考へても民生主義を達成する爲には民族主義を條件としなければならず、又資本家が其の資本を保護する爲には三民主義の實現に努力せなければならぬことが會得せらるゝであらう。

(二) 外人の我國に於ける工業經營權取消。

馬關條約に依つて日本が我國に於ける工業經營權を取得した後、各國は最惠國約款に依つて均しく我國に於て工業を經營し得るに至つた。斯くて各國は其の巨大な資本と新式の技術と、精巧な機械とを以て我國の工業を壓迫し殊に我國の豊富な原料と、低廉な勞力とを利用して大規模の生産を行ひ、我國の工業は到底之と競争することの出来ぬ悲境に陥つた。それ故に我國の私有資本を保護して外國資本との競争に堪えしむる爲には外人の在華工業權を取消さなければならぬ。是れ亦民族主義と民生主義とが不可分の關係を有することを證明する適例である。此外苛稅雜捐の免除、交通の安全保障、度量衡及び貨幣制度の統一等何れも私有資本を保護し産業を發達せしむる爲の必要な政策である。

第二章 實業計畫(國際協同支那開發計畫)

孫文の定めた建國方略は所謂心理建設と物質建設より成るのであるが、物質建設の方針としては外國の投資による支那開發計畫を立てたのである。此計畫は民國十年 "International Development of China" なる著述に依つて英米兩國にて發表せられ、其の漢譯は「實業計畫」なる標題にて、初めは支那の新聞雜誌の上に、後には一本に纏めて公表せられてゐる。本章に於て譯出したのは其の概要に過ぎない。

第一節 概 說

世界各國に於ける産業の統一と其の國營主義は歐洲大戰中交戦各國の間に著しく促進せられ、之に加ふるに幾百萬人の退役軍人は一轉して生産者となり、産業復興に對する世界的努力は早晩世界的に生産過剩の現象を呈し各國の産業は一大危機に會するの虞れがある。故に各國孰れも自國製品の販路開拓に熱中すべきは必要の勢である。茲に於て各國の注目の的となるのは四億の人口を擁して産業上の後進國たる我が支那の市場であるが、從來の如く支那が年々一億兩以上の輸入超過を續けてゆくならば、終には正貨も物資も共に涸竭するに至り各國の市場としての價値を失ふに至ること明白である。

幸にして支那の天然資源豊富なることは世界無比であるから、之れが開發の方法宜しきを得るに於ては偉大なる

世界的市場として各國の製品を消化するに同時に各種の原料を世界に供給し得ることを疑ひを容れない。

現在の支那は産業革命の初期にあり、漸次手工業を捨て、機械工業の組織に入らんし、又更に之を統一して産業國營に進まんししてゐる。故に今日の急務は大に機械を輸入して農工業其他百般の工業並びに交通運搬の事業を經營するにある。

外國人の或者は、支那の産業が発達すれば外國との競争を惹起すべきを恐れるが、吾人の計畫は支那市場開發により充分に支那自國の製品を消化するに共に、又能く外國の製品を消化し得る方法を講ずるにある。

右の見地に基いて定めた支那開發計畫の綱目を掲ぐれば左の如くである。

A 交通の開發

一、鐵道十萬哩

二、碎石道路百萬哩

三、在來の運河改修

イ、杭州——天津間の運河

ロ、西江——揚子江間の運河

四、新運河

イ、遼河——松花江間の運河

ロ、其の他の運河

五、治河

イ、揚子江の漢口より下流海に至る間の堤防を築造し水路を浚渫して四季を通じて洋航船を該港に入らしむ

ロ、黄河の堤防を築造し水路を浚渫して洪水の害を防ぐ

ハ、西江の改修

ニ、淮河の改修

ホ、其の他の河川改修

六、電報電話線、無線電信臺を増設して全國に普及せしむ

B 商港の開發

七、北支那、中部支那及び南支那に一大貿易港を開築す

八、沿海各地に多數の商港及び漁港を開築す

九、重要な内河沿岸に埠頭を建設す

C、鐵道の間及び終點並に商港に新式市街を建設し各種公共設備を施す

D、水力電氣の發展

E、製鐵製鋼場及びセメント大工場を設立して上掲各種事業の需要に應ず

F、鑛業の發展

J、農業の發展

G、蒙古、新疆の灌漑

H、中部及び北部支那に於ける造林

I、東三省、蒙古、新疆、青海、西藏に對する植民

上述の企畫が逐次實現せらるゝならば、支那は能く各國の餘剩商品を消化するのみならず、又十分餘剩資本の總てを吸収し得るのである。

而して右計畫を順調し實行する爲めには三段の順序が必要であつて、第一には投資國の各政府が協調して同一の政策を採り一の國際的組織を形成し練達せる事務家及び技師をして、組織的且つ經濟的設計を立てしむることである。第二は支那人民の協力に熱心なる支持を確保する爲に其の信用を確保することである。以上二つの順序を踏み得たならば、第三には支那政府に正式會議を開いて最後の契約を結ぶ事である。而して契約の條件は曾て民國二年七月中國國家鐵路公司ミロンドン、ボーリング會社が締結した廣東重慶鐵道敷設契約を範すべきである。該契約は最も公平にして互惠的であり、從來支那が外國人と結んだ投資契約中最も人民の歡迎したものである。特に注意せざるべからざるは往年盛宣懷が企圖した鐵道國有の覆轍の如き、決して再び踏まぬことである。當時外國の銀行は支那の民意如何を顧みず、たゞ政府に約束すれば足れりとして事を運び後に至つて賄賂に依つて成立せる契約な

りして人民の爲に阻止せられたのである。若し外國銀行が先づ人民の支持を得、然る後政府に契約を結ぶの順序を取つたならば何等の支障を見ず易々として行はれたのである。國際計畫に於て民意を重視せなければならぬ所以である。資本國にして我説を是なりせば引續いて更に詳説する。(以下綱要のみを譯出する)

第一計畫

支那の産業開發は二途に分つて進まねばならぬ(一)は私人の企業、(二)は國營事業である。

凡そ私人の經營に任ずるのが國家の直接經營よりも適當なりとせらるゝ事業は之を私人に任じ、國家は法律を以て之を保護し又獎勵せなければならぬ。而して支那に於て私人の事業を發達せしめんせば、從來の自殺的税制を廢し、紊亂せる貨幣制度を改正し、官憲による障礙を排除し、特に交通上の利便を以て助成するが必要である。

次に個人の經營に委す能はざる事業又は獨占的性質を有する事業は當然之を國營すべきである。今茲に論ずる所は後者に屬するものであつて、此種國營事業を經營するには必ず外國の資本を借入れ、外國の専門家及び組織の才ある者を備聘して大規模の計畫を立てなければならぬ。而して其の財産は之を國有とせし、全國人民の利益の爲に之を經理し、其の建設運用に關しては借款の元利が未だ償還せられざる間は政府の備聘せる外國人をして經營監督の責に任せしめ、又彼等の義務の一として其の在任中に支那人助手を指導訓練し將來彼等の後繼者たるの能力を得せしむることに努めしむることを條件とせなければならぬ。借款の元利返済後引續き外人を雇備するに否かは政府の任意とすべきである。

尙ほ國際的支那開發計畫の着手に先だち左記四原則を考慮するこゝを要する。

- 一、外國資本を求むる爲に最も有利なる事業を選ぶこゝ
- 二、國民の最も緊切なる要求に應ずるこゝ
- 三、抵抗の最も少き方面を選ぶこゝ
- 四、最も適當なる地點を選ぶこゝ

上述の如き原則を考慮して定めた第一計畫は左の如くである。

- 一、直隸灣に北方大港を築造するこゝ
 - 二、北方大港より支那の西北端に至る鐵道網を完成するこゝ
 - 三、蒙古新疆に植民するこゝ
 - 四、運河を開鑿して支那の北部中部に北方大港を連絡するこゝ
 - 五、山西の鐵及び石炭を開掘し並に製鐵及び製鋼工場を設立するこゝ
- 右五項の事業は一箇の計畫として實行さるべく、各事業は夫々他の事業の發展を促進するであらう、就中、北方大港は支那の國際的開發の根據地とし役立ち、支那に各國との間に於ける運輸交通の中繼地となり、他の四種の事業は之を中心として經營せらるゝであらう。

第二計畫

東方大港築造が第二計畫の中心たるこゝは北方大港の築造が第一計畫の中心たるこゝ同様である。第二計畫も亦五項より成るのである。

- 一、東方大港の築造
- 二、揚子江の水路及び河岸の整理
- 三、内河商港の築造
- 四、揚子江在來の水路及び之を連結する運河の改良
- 五、大セメント工場の設立

第三計畫

第三計畫の主要點は南方大港を築造して支那三大海港を完成するにある。而して南方大港は當然廣東に築かねばならぬ。廣東は南方支那の商業上の中心なるのみならず、亦支那の大都市であり、近世に至るまでは實に太平洋沿岸の最大都市として亞細亞に於ける商業の中心であつた。支那の開發により廣東は往時の重要な地位を恢復するであらう。第三計畫は此都市を中心として左の如く定められる。

- 一、廣東港を改良して世界的商港とするこゝ
- 二、廣東水路系統の改良
- 三、西南支那の鐵道網の建設

第二章 實業計畫

- 四、沿海の商港及び漁港の建設
- 五、造船工場の設立

第四計畫

第一計畫に於ける西北鐵道網は蒙古、新疆に於ける廣大なる無人の原野を開拓して、長江沿岸及び沿海地方の過剩なる住民を移植し、又北方大港の繁榮を計るを目的とし、第三計畫に於ける西南鐵道網の建設は支那西南地方の各種礦山を開發するに同時に南方大港の發達を計らんとするものであるが、此外全國に互る開發のため敷設を要すべき多くの鐵道がある。故に第四計畫に於ては之を一括して十萬哩計畫を完成せんとするものであり、其の項目は左の如くである。

- 一、中央鐵道網
- 二、東南鐵道網
- 三、東北鐵道網
- 四、西北鐵道網の擴張
- 五、高原鐵道網
- 六、機關車及び客貨車製造工場の設立

第五計畫

叙上四種の計畫に於ては産業の機關及び基礎工業の發達方法に就て述べたが、更に進んで外國の助力を必要とする主要工業の計畫を立てなければならぬ。主要工業とは各人各家族の生活必需品及び文化生活の必需品を製造する事業である。産業の機關及び基本工業が發達すれば其の他の各種工業は自ら全國各地に發達するに歐米に於ける産業革命後の如き現象を呈すべく、従つて人民は多忙となり賃銀及び生活程度は向上する。斯くて生活必需品及び文化生活に要する物品の相場は騰貴するであらう。

主要工業の目的は支那開發計畫の進捗に伴ひ人民が比較的多額の賃銀を得るに同じく、必需品及び文化生活に要する物品を豊富に得せしめ、以て生活費を輕減せしめんにある。

世人は支那を生活費の最も低廉な國と考へるが其の錯誤は金錢の價值を以て總ての物を計量するが如き皮相の見解を下すに因るのである。若し勞働の價值を以て生活費用を計量するならば、支那は勞働者の生活が最も高い國である。支那の普通の勞働者は毎日十四時間乃至十六時間の勞働をしなければ其の生活を維持することが出来ない。商店の帳簿方、小學校の教師は毎年の所得百元以下である。農夫は其の所得から年貢を差引き僅少の生活必需品を購入すれば剩すところは何程もない。勞働時間は長く得る所は少ない。食糧及び生活必需品は尋常の年に於て四億人民の需要を滿すに足るのみであり一度兪年に際會すれば人民の多數は餓死するのである。支那人民が斯くの如き悲惨なる境遇に悩むのは國內の各種事業が發達せず、生産方法が不良であり、勞力の浪費が過多であるのに基因する。之に對する根本的救濟策は外國の資本を用ゐ、外國専門家を傭請して産業を發達せしめ以て全國人民の福利を圖るにある。

歐米産業の發達は支那に先つこゝ百年であり、今日支那が短期間に之に追及せんすれば、其の資本特に機械を利用せねばならぬ。若し外國の資本を得るこゝ困難なりせば、少くも外國の専門家、發明家の力によつて我國の爲に機械を製造して我國人民の勞働を助けしめ以て無限の富源を開發するのが必要である。

現代文明社會に於ける生活の要素は食、衣、住、行、印刷の五種である。因て茲に左記五種の計畫を立つる。

- 一、糧食工業
- 二、衣服工業
- 三、住宅工業
- 四、モーター工業
- 五、印刷工業

第一部 食糧工業

糧食工業は又左の如く分類する

- A、食物の生産
- B、食物の貯藏及び運輸
- C、食物の製造及び保存
- D、食物の分配及び輸出

A、食物の生産

人類の食物は陸地、海中、空中を源泉とする。空中に於ける空氣の成分たる酸素は廣義の食物であるが茲にては問題外である。又海産食物に就ては既に漁業、漁船、漁港に關して論述を経たるを以て再述を避くる。唯陸地より生ずる食物の生産は外國の助力を借るの必要があり、茲に少しく論述したい。

支那は農業國であり人民の大多數は食物の生産に従事しつゝあるのである。而して支那の農夫は深耕農業に長じて居るであるが、人口稠密の地方に於ては諸種の原因によつて耕地の荒廢せるものが少くない。或は水の缺乏により、或は水の過多なる爲、或は土地師又は投機師が地代若しくは地價引上の目的にて貸借買賣を爲す等が夫れである。

現在支那十八省の土地のみを以てしては四億の人口を養ふに足らないが、荒廢せる土地を耕作し又は近世の機械及び科學的方法に依つて耕作法を改良せば同一面積に於ける收穫は更に大に増加すべく、又農夫は自己の勞力による收穫を確保せらるゝ、土地自由法を以て保護獎勵せなければならぬ。

國際的助力に依る食物生産計畫に於ては左の二つの事業を實行せねばならぬ。

- 一、農地の測量
 - 二、農業用機械器具製造工場の設定
- 農地の測量 我國の土地は未だ科學的に測量せられず、土地の管理及び租税の徴收は混亂不整理にして貧窮な

る郷人及び農夫は其の弊害に苦んでゐる。故に農地の測量は政府が盡すべき第一の義務であるが、如何せん經費及び技術家が不足であり。是れ亦外國の力を借らなければならぬ。而して此事業は國際的機關を以て之を行ひ、該機關は公債を募集して其の費用に充て、所要の専門家及び設備に依つて之を實行せねばならぬ、其の要する費用、期間、機關の大小、飛行機測量の適否等總べて専門家の決定に依るべきである。

地質の調査は測量と同時に以て經費を節減せねばならぬ。測量事業完成の曉は各省に於ける荒地未耕地を耕作に適する土地、放牧に適する土地、又は造林、開鑛に適する土地を夫々區別して地代を評定し、最も適當有利なる生産の爲に使用者に租與するのである。既耕地に對する地代の増加、荒地に對する新規の地代は外債の元利償還額を標準として定むべきである。

十八省以外の滿洲、蒙古、新疆には耕作又は放牧に適する土地多く、西藏、青海には放牧に適する土地が極めて廣い。此等の地方は第一計畫に於て述べた移民組織に依る大規模の耕作法を以て開發しなければならぬ。

農業用機械器具製造工場の設立 既耕地の改良、荒蕪地の開墾、過剩勞力の農事利用の爲には農業用機械器具の需要は甚だ多い。我國は勞銀安く鐵、石炭亦豊富であるから農業用機械器具必しも外國より輸入するを要しないが、之を製造する資本は甚だ多きを要し工場は鐵、石炭の産地附近にして勞力及び物資の得易き地方に設立せなければならぬ。

B、食物の貯藏及び運輸

貯藏及び輸送を必要とする主要食物は穀類であるが從來我國に於ける穀物の貯藏方法は極めて幼稚であり貯藏量

が多ければ虫害及び腐敗による損害大なる爲、自然貯藏量が少くなり、而も異常なる注意によつて漸く一定期間内の保存をなす有様である。次に穀物の輸送は大半人力を以てし、従つて費用も巨大である、又水運に至つては亂雑にして定制がない。若し貯藏方法及び輸送方法に改善を加ふれば經費は大いに節約せらる、筈である。之に對する國際開發機關の使命としては全國に穀類輸送機（エレベーター、エレベーター）を建設し河川には特別輸送船を置かねばならぬ。之が爲に幾何の資金が必要であり、又エレベーター、エレベーターを如何なる地點に建設すべきかの問題は専門家の調査に委ねるのである。

C、食物の製造及び保存

從來我國の食物製造は専ら手工に倚賴し、たゞ簡單な器具の助けを借りたに過ぎない。食物の保存に至つては食鹽に依り、又は乾燥法に依るのみであつて機械製粉、罐詰等の方法を知らなかつたのである。今後の計畫としては揚子江沿岸地方及び南部支那の米を以て主食物となす地方には多數の米穀製粉工場を設立し、揚子江以北の小麥、燕麥及び米以外の穀物を主食物となす地方には麥粉製造工場を設けねばならぬ。而して此等の工場は中央に於て統轄し、經費を節減するに必要である。之がために要する資本の額は詳細なる調査を俟つて決定すべきである。

食用果物、肉類、魚類の保存は或は罐詰し或は冷凍法を用うべきである。罐詰工業が發達すれば鐵力の需要増大し、之を製造する工場の設立が必要且つ有利となる。此種の工場は鐵鑛の附近に設けねばならぬ。南部支那には此種の工業に必要な錫、鐵、石炭の鑛區甚だ多く工場經營上至便である。

D、食物の分配及び輸出

普通豊作の年には我國は從來食物の缺乏を訴へなかつた。故に古來『一年耕則足三年之食』の諺があり國內の富裕なる地方の人民は概して三四年分の食物を貯藏して凶年に對する準備をしたのであるが、我國が開發され、産業が統制されたならば、一年分の食糧を貯藏して其の地方の人民の用に備へ、其の餘は工業地域に送るべきである。而して食物の分配及び搬出も亦中央機關にて管理すること貯藏及び運輸も同様である。各縣の餘剩食物は最も距離にある町に送り各町各都市は一年分の食物を保管し、主要食物は實價を以て各人に賣渡し、尙ほ餘剩あるときは之を需要する各國の中、最も高値を支拂ふ國へ輸出する。斯くて從來防穀令のため、徒らに消費せられた食糧は巨額の金に代へられ外債の元利支拂に充當し得るであらう。

尙ほ食物工業の部門に於て論ずべきは茶及び大豆に關する工業である。

茶は文明國に於て既に普く飲料に使用せられ、大豆は最近重要な食料として認めらるゝに至つた。而して製茶業は我國の最も重要な工業の一つであり、往時は全世界に茶を供給する唯一の國であつたが、今來茶の輸出は印度及び日本に奪はれたのである。然るに印度茶は丹寧酸過多であり、日本茶は香氣に於て支那茶に劣り、最良の茶は依然支那茶にせねばならぬ。支那の茶業が外國に壓倒せらるゝのは、生産費の高率なること、釐金税及び輸出税の負擔重きこと、並に栽培及製造方法の舊式なるが爲である。故に此等の弊害を除去すれば我茶業の恢復期して待つべきである。國際發展計畫に於ては茶の産出する地方に、新式の製茶工場を設け機械を以て手工に代へ大に製産費を

節減し、品質を改良せんことをするのである。

大豆を代用食物として發見したのは支那人であり、支那人及び日本人は多年之を食料として使用し來つた。現在肉食を主とする各國に於ては大に肉類の缺乏を患ひてゐる。故に各省の大都市に豆乳工場を設立して廉價なる蛋白質食料を歐米に輸出したならば其の利益は甚大であらう。

第二部 衣服工業

衣服の主要原料は絲花、麻、棉、羊毛、獸皮の五種である。茲に左の分類に従つて衣服工業を論ずる。

- 甲、絲工業
- 乙、麻工業
- 丙、棉花工業
- 丁、羊毛工業
- 戊、獸皮工業
- 己、製衣機械工業
- 甲、絲工業

蠶絲は我國の發明に係り、西曆紀元前數千年に於て既に之を衣服の原料に用ゐたる程であり、我國の重要な工業の一つである。最近に至るまで我國は生絲を世界に供給した唯だ一つの國であつたが、現在は日本、伊太利、佛蘭

西の諸國が此商業を争ひ、此等諸國は科學的方法を以て養蠶製絲を經營し、我國は數千年來依然舊法を固守してゐる。今日生絲に對する世界の需要は年々増加し養蠶製絲の改良は甚だ有利である。國際發展計畫としては養蠶の行はる、地方には各縣毎に科學局を設立して農民を指導し優良なる蠶種を供給する。此等の局所は中央機關の監督を受けて蠶繭買收の事を司り公平なる代價を支拂ふこととする。次で適宜の地方に繅絲所を設け新式機械を採用して内外の消費に備へ、最後に内外に供給すべき新式の生絲製造工場を設立するのである。而して繅絲及び製絲工場は何れも同一國家機關の監督を受け外資を借り外國技師の指揮を受けしむるのである。斯くすれば製品の價格は低廉となり品質は優良なるであらう。

乙、麻工業

本工業亦我國古來の工業である。我國の南方に於てはチャイナ、グラスミして知らる、苧麻より一種のリンネルを製造する。新式の方法及び機械を以て之を製造すれば其の細滑なること生絲と異ならぬのである。然るに我國に於ては新らしき方法及び機械を用るず殆んど舊式の方法により手工を以て製造してゐる。故に麻の生産地たる南方に新式工場を設立し、該地方の勞力を以て麻工業の發展を計らねばならぬ。

丙、棉花工業

棉花は元來外國の産物であるが、數百年前其の栽培法が我國に傳へられて以來手工業時代を通じて我國の重要な工業であつた。外國の綿製品が輸入せらるゝに至つて後は此種の手工業は殆んど廢れ棉花を輸出して綿糸、綿布を輸入することとなつたのである。我國の低廉にして且つ限りなき勞力を以てして綿糸綿布を自給する能はざるは甚だ遺憾である。現在少數の紡績工場が開港場其の他に設立せられて居るが、其の供給する所は遠く需要に及ばない。國際發展計畫に於ては、棉花産出地方に近き地點に適當なる大紡績工場を設立し、中央の機關にて之を監督し合理的經營に依つて廉價なる綿製品を全國民に供給することをお大體の方針とするのである。

丁、羊毛工業

我國の西北部は全國面積の三分の二を占め殆んど放牧地として使用せらるゝに拘らず、羊毛工業の發達は遅々として進まず、年々輸出せらるゝ莫大量の羊毛は加工せられて再び輸入せらるゝのである。如斯輸入状況より見るも羊毛工業の有利なることは明白である、故に科學的方法を以て羊の飼養剪毛を行ひ、其の製品を改良し、其の生産量を増加せなければならぬ。工場は西北の各地方に設立して一切の羊毛製品を製造することとする。該地方は原料及び勞銀廉價であつて市場亦限りなく廣大である。本工業は外國の資本と専門家の力に俟つことを要するのであるが國際發展計畫中最も利益ある事業となるであらう。

戊、獸皮工業

現在の通商各港に於ける皮革工場は我國の新らしき工業であるが其の数は極めて少ない。然るに輸出せらるゝ生皮と輸入せらるゝ熟皮は年々増加する情勢にあり皮革工場の設立は甚だ有利である。

己、製衣機工業

我國に於ける各種衣服材料の製造機械は其の需要甚だ旺盛である。既に我國から英米に注文せる紡績機械は相當多數に上つてゐるのであるが、國際發展計畫の進捗に伴ひ益々多くの機械を必要とすべく、歐米よりの輸入のみを以てしては不足を告ぐるこゝ必然である。故に其の製造工場の設立は緊要にして且つ有利である。此種の工場は製綱工場附近に設立して需要の大なる機械の輸送費を節約するを可とする。之が爲に要する資本の額は専門家の決定に俟たねばならぬ。

第三部 住宅工業

我國四億の人民中貧者は茅屋陋室に居り北方に於ては穴居生活をなす者すらある。中流及び上流社會の住宅は廟宇を範として建築せられ、通商港に於ける少數洋式家屋を除き支那に於ける家屋は廟宇式と稱せらるべきものであり、生きたるものよりは寧ろ死せる者の爲に建築せられるかの觀がある。即ち一般に先づ考慮せらるゝのは祖先の靈壇であつて之を家屋内の中央部に置き、他の部分は從屬的に設計せられる。而して主要なる室は居住の安適の爲よりも慶弔の儀式的爲に設計せられ、祖先の靈壇の外、幾多の神々の祭壇が設けられ、一切の神事は最も重要とせられ、種々の設備が施される。故に我國の住宅は殆んど一として人間生活の快適の爲に建築されたものがない。

國際發展計畫としては全國人民の住宅建築案を立つべきである。或人は如此巨大なる計畫は到底實行不可能である云ふ。然れども支那人民が三千年來の愚昧なる古説及び習慣を棄て近代文化に適合する家屋を建築するこゝに努力したならば社會進化の必然に促され無意識の間に近世の建築に改めらるゝであらう。西歐の文化も科學の發明は近世のこゝであり、それまでの進歩は寧ろ無意識の中に行はれたのである。但し今日に於ては總ての施設は科學を基礎とし進歩も従つて速かである。我等の計畫を實行せば國民の家屋を五十年内に近世の様式に改むるこゝに決して不可能でない。一定の大計畫に基く建築は亂雜なる建築に比し、より經濟的であつて且つ佳良なる家屋を得るこゝに困難でない。例へば同時に千軒の家屋を建つるは別に一軒を建つるよりも經濟的なるこゝに何割若くは何十割なるこゝを得るであらう。

我國の人口四億に對しては少くも五千萬軒の家屋を必要とし之を五十年間に建築せんすれば一年百萬軒を建築せねばならぬ。故に本事業は國際計畫中の最大企業である。茲に更に左記各項に分つて住宅工業の計畫を説明する。

甲、建築材料の生産及び運輸

乙、住宅の建築

丙、家具の製造

丁、家庭用品の供給

甲、建築材料の生産及び運輸

煉瓦、タイル、木材、鐵骨、石材、セメント、三和土等の建築材料は或は製造し又は原料より採取する、而して之が爲に必要な窯業工場、製材工場、製鐵工場、石材工場、セメント工場、三和土工場等は適當の地を擇んで設立し、總て中央機關の統制に歸して需要供給を調節し、製品は水路は舟を用ひ、陸路は鐵道又は車を用ひて所要地

點に輸送し、又此等の舟車は造船部、造車部を設けて特別に製造し以て經費の節約を計ることを要する。

乙、住宅の建築

本項の建築事業は公私一切の屋宇に對するものであり、公共の建築は公費を以てし、政府に於て之を司り、私人の住宅は建築企業として營利を認むるも、能ふ限り低廉なる住宅を人民に供給することを趣旨とする。そして人民の住宅建築には市街、村落、獨立家屋、長屋等環境營業に應じて夫々各種の標準を定めねばならぬ。之が爲には特に建築部を設けて一切の監督を行ふことが必要である。

丙、家具の製造

住宅改良と同時に家具の改良が必要であり、之が爲に特別の工場を設け國際開發機關の支配下に於て一切の家具を製造する。

丁、家庭用品の供給

茲に家庭用品を稱するは水、燈火、燃料、電話等を指すのである。

- 一、我國にては通商諸港以外の地に於ては水道の設備なく、通商港に於ても多數は之を利用し得ず不潔なる河水を飲用し衛生上有害なること多言を要せぬ、故に少くも大都市に於ては水道を設けて急需に應ぜねばならぬ。
- 二、國內各都市に機械發光工場を設けて燈火を供給せねばならぬ。
- 三、電氣、瓦斯、蒸汽により各家庭に煖熱を供給する計畫を立てねばならぬ。

四、炊事用燃料採集の爲に、鄉村の貧民の如きは其の勞働の十分の一を費し、都市の人民は其の生活費の十分の二を費すが我國の現状である。故に薪炭の爲には我國人は最大の入費を支拂ひつゝ、あるのであるが今後は鄉村に於ては石炭を以て木草に代へ、都市に於ては瓦斯又は電氣を用うる迄に進歩するには國際開發機關に於て電氣、瓦斯、ストーブの諸工場を興さねばならぬ。

五、都市村落を問はず各戸をして電話機を備へしむる爲には其の製造工場を設立し、能ふ限りの廉價を以て之を供給し得るに至らしむることが必要である。

第四部 モーター工業

支那民族は動かざる民族であり、往古以來家庭に安居して僅かに身邊の事に従ふ者が稱讃せられ『隣國相望、鷄犬之聲相聞、民至老死不相往來』と云ふ老子の言となつた。支那人は如此時代を黄金時代と爲すのである。近世に至り此種の状態は一變し人の動きにより文明は進歩しつゝある。即ち文明の爲には人間の動きが必要である。現在支那國民の多くは自動車、モーターの何たるを知らない。自動車は最近の發明であるが敏速なる往來工作には自動車が必要である。但し自動車を使用する爲には自動車路を造らねばならぬ。國際開發計畫に於て百萬哩の自動車路を築することに豫定する所以である。現在十八省に約二千の縣ありし、更に他の地方に縣を置くにすれば約四千の縣となり、百萬哩を各縣に割り當てれば二百五十哩づゝであるが、各地の人口は疎密同じからず、之を人口に割當つれば四百人に一哩の割合である。四百人に對して一哩の自動車路を造ることは決して難事でない。地方自治

を許すの條件として短期間に百萬哩の自動車路を築造せなければならぬ。

次に國際開發機關により自動車工場を設立し小規模より始めて漸次之を擴張し以て四億人民の需要に應ぜしめんとするのである。而して所要自動車の種類は其の用途に従ひ農用車、工用車、商用車、旅行用車、運輸用車等に分ち大規模生産によつて其の經費の節約を計らねばならぬ。斯くて廉價の自動車を供給するに共に廉價の燃料を供給するの必要あり、之が爲には各地の石油礦を開掘せねばならぬ。之に關しては鑛業計畫の部に於て詳論する。

第五部 印刷工業

本項の工業は人民に智識を供給せんとするものであり、近代社會に於ける必須の事業である。一切人類の大事は總て印刷に依つて記述し、一切人類の智識は皆印刷を以て蓄積せられる。即ち印刷は文明の一大動因であり、各國文明の程度は出版物の多少に依つて知られる。

支那民族は印刷術を發明したが、印刷工業の發達は甚だ遅緩である。國際開發計畫に於ては是非共此工業に及ばねばならぬ。開發計畫の進捗するに伴ひ印刷物に對する人民の需要は必ず激増すべきを以て、各省各地に大印刷所を設立し一切の新聞其他各種書籍を廉價を以て販賣し、又販賣に關しても一つの公共機關を設けて之を取扱ふこととし出版物代價の低廉を期せねばならぬ。

尙出版費を低廉ならしむる爲には製紙工場設立が必要なる附帶事業である。現在の支那新聞用紙は總べて外國より輸入せらるゝのであるが、支那には西北地方の大森林、揚子江附近の蘆葦等最も優良なる製紙原料あり製紙工業

の經營は困難でない。

右の外インク工場、タイプ工場、印刷機工場等を設立して之を中央機關に於て管理し、印刷工業に要する諸物品の需要に應ずることが必要である。

第六計畫 鑛業

鑛業と農業とは工業原料を供給する主要源泉であり、機械の原料は鑛業によつて産出せられ、人類の食物は主として農業に依つて産出せられる。而して機械は實に現代工業の基本であり、従つて鑛業は工業の根元である。故に鑛業なければ機械なく、機械なければ現代の工業なく、人類の經濟を革新する方途がない。故に鑛業は物質文明と經濟進歩の最大動因である。故に第一計畫第五部に於て直隸、山西兩省の炭鑛、鐵鑛を開掘して北方大港發展の補助計畫を爲すべきことを主張したのである。但し工業の重要性に鑑み別に一部門を設けて之を研究せねばならぬ。支那に於ける鑛業の現状は尙頗る幼稚であり、之を發展せしむる方法としては之を國營として合理的計畫を實行するを以て得策とする。しかし鑛業は概して危険であり、又賣鑛契約を條件とする外資の借入も願はしくない。故に先づ確實有利なる鑛業を選んで國際開發計畫に取り入れることとする。其の種類及び附帶事業は左の如くである。

一、鐵鑛

二、炭鑛

三、石油鑛

第二章 實業計畫

四、銅鑛

五、特殊鑛

六、鑛業用機械器具の製造

七、精鍊工場の設立

第一部 鐵鑛

鐵は現代工業の最も重要な原料であるが支那各地には鐵鑛多く其の採掘も困難でない。直隸、山西兩省に於て現に開採せらるゝ鐵鑛區の外其の他の鐵鑛區も亦逐次採掘せられねばならぬ。揚子江沿岸一帯及び西北各省は皆鐵鑛豊富であり、新疆、蒙古、青海、西藏各地にも著名なる鐵鑛がある。惜しべきは現代支那に於ける大規模の製鐵事業は漢陽鐵廠其他滿洲の製鐵所に過ぎず其の何れもが日本人の資本に依つて經營せられ利權外溢の嘆あるを免れない。廣東には南方大港を開くと共に製鐵工場を設立すべく、四川、雲南地方の鐵鑛亦次第に採掘すべきである。然る後各地に製鐵、製鋼工場を設立し鐵鋼に對する地方の需要に應ずるのである。此等の計畫に幾何の資本を要し如何なる設備が必要であるかは専門家の考査に俟たねばならぬ。

第二部 炭鑛

支那の石炭埋藏量は頗る豊富であるが、從來其の採掘は淺敷に限られたのである。支那開發計畫の實行と共に石炭の需要が將來益々増加し利益の大なるべきことを言を俟たない。従つて炭鑛開發には失敗の虞れがない。故に隨所の炭鑛は續々採掘せられねばならぬ。而して炭鑛經營の利益から借用せる外資を一定の豫算を以て償還し、殘餘は賃銀の増加し炭價の引下に充て人民の利便を計るゝ同時に各種工業の發展に資せねばならぬ。採掘數量は製鐵に用うる分を除き二億萬噸前後を各種工業用に得る計畫を立つべく、先づ輸送の便利なる沿海地の鑛區より採掘して漸次奥地に及ぶことをする。現今歐洲各國に於ても石炭を支那に求めんことをする情勢あり。上述の豫定數量は當初に於ても過剩の憂ひがない、更に數年後に至らば諸工業の發達に伴ひ需要量は必ず増加するであらう。

第三部 石油鑛

支那は石油の埋藏量豊富なる國とせられ、四川、甘肅、新疆、陝西の諸省には既に油田の發見せられたものがある。然るに此等の油田を開發して自給を策することに能はず。外國より輸入せらるゝ、石油、ガソリン、機械油等が年々増加しつゝ、あるは遺憾である。將來自動車の利用が旺盛ならばガソリンの需要は莫大の數量に達すべく、歐米各國の石油產額が月々減少する現狀を考ふるべき、輸入による石油、ガソリンを以てしては斷じて我國將來の需要に應ずることが出來ぬ、石油鑛の開採が至要の問題となる所以である。本鑛業は國際開發機關をして政府の爲に經營せしめ大規模の計畫により開始し、鑛區、工業中心、河岸、沿海等必要な地方はパイプ・システムに依つて聯絡せしめ輸送、分配に便せねばならぬ。

第四部 銅鑛

我國の銅鑛は鐵鑛と同じく豊富であり、既に發見せられた鑛區も少くない。而して其の埋藏量は豫め計算し得る

が故に事業としての危険はない。本鑛業も亦國有として國際開發機關により經營せらるべきものである。

四川、雲南及び揚子江一帯は孰れも銅の産出地であり、雲南北角の銅鑛は既に數世紀に亙り政府の經營により持續し來り、支那従前の銅貨は殆んそ雲南産の銅により鑄造せられ、現に貨幣鑄造用に需要せらる、數量は多大であるが、交通不便のため高價となり、自然外國よりの輸入を見るに至るのである。將來新式の機械近代の技術による採掘を行ひ、又交通機關を完成すれば、貨幣鑄造其他百般の工業原料として激増する需要に應じ得るであらう。

第五部 特殊鑛の採取

上述以外の鑛物中或る特殊の鑛物は國際開發機關に依つて經營せらるべきである。雲南箇舊の錫鑛、黒龍江漠河の金鑛、新疆和闐の玉鑛等は孰れも土法にて採掘せられ既に數世紀の久しきを経てる。此等の鑛區は埋藏量頗る豊富であるが、從來採掘せられたのは上層に限られ、深部は湧水を排除することが出來ず採掘が行はれなかつたのである。此種鑛區の或者は國有のものもあり、民有のものもある。將來近代的經營方法により政府の手にて採掘せらるゝならば最も有利なる國營事業なるであらう。その他既に放棄せられてゐる鑛山に關しても精細なる調査を遂げ有利と認められるものは國際開發機關により再び採掘すべきである。而して將來一切の鑛業は國營とする外、一定の期限を定めて私人に貸下げて經營せしめ、満期の際有利と認めらるゝものは政府に回収する。斯くて一切有利の鑛業は漸次に社會の共有となり、全國の人民亦其の利益に均沾し得るのである。

第六部 鑛業用機械の製造

各種金屬の一地域に埋藏するものは一小部分に過ぎず、各地に散在するものは廣狹亦同じからず故に各種鑛業の中、政府自ら經營し難きものは之を私人の經營に委すべきである。而して鑛業發展の爲には國家は須らく寛大なる法規を定め、政府の専門技師をして指導を與へしめ、政府及び銀行より經濟的援助をなし、國際開發機關は一般鑛業者に對して各種機械器具を製造供給し、其の取引が現金たるを貸賣たるを問はず最低價格を定めて之を全國に配給せば鑛業の發達期して待つべく、鑛業發達せば機械器具の需要も從つて増加し利益亦巨額に上るであらう。此等工場は最初は小規模にて開始し漸次擴張するのである。而して此種工場は先づ廣東に設立すべきである。蓋し廣東は西南産鑛地方の出入港であり、又原料の仕入、技師の招聘等も他地方に比して便利である。次で順次に漢口、北方大港各地に及ぼさねばならぬ。

第七部 精鍊工場の設立

各種金屬の精鍊工場は遍く各鑛區に設立せねばならぬ。而して精鍊工場は組合をなし、各鑛業者を組合員とし、組合員より生鑛を買入れ、之に對して相當の代價を支拂ひ、鍊鑛の販賣代金は精鍊費、利息、失費を控除せる純益の一部を取り、其の他の利益は勞働者及び資本主に其の勞銀及び原鑛賣込額に應じて分配する。此方法に依つて各種工業の基礎たる鑛業の私人企業を奨励するの一助とするのである。而して精鍊工場は各地鑛業者の必要とする所に鑑みて設立し其の規模は専門家の決定に従ひ經營は中央機關の統制下に行はれねばならぬ。

第三章 國民政府の政綱

國民政府の一般政策に對し其の産業政策が有する地位關係を明にすることは、該政策に對する國民政府の取扱方針を知る爲に必要である。故に國民政府の産業政策の將來を考察せんとする者は、政府の政策の大綱を概観するを可とするのであるが、現に國民政府の考試院院長の職にある戴希陶は、民國十四年『孫文主義の哲學的基礎』と題する一書を著し其の結論に於て三民主義の思想は支那の正統思想である儒教を繼承したるものであり、其の基礎は『仁』を基調とする民生哲學であるとし、そして民生哲學の應用如何と設問し、之が答解として民生主義に對する孫文の説明の言葉であるところの『人民の生活、社會の生存、國民の生計、群集の生命の爲に革命すること』なる數語を引用してゐる。即ち孫文主義乃至三民主義に於ては、民生主義こそ、その中心であり、最も重要視せらるべき主張であると説いてゐる。

戴希陶が特に民生主義に重點を置いて孫文主義を解釋するに對しては、國民黨中の理論家の間にも反對論がある、即ち三民主義の相關性を説き民族、民權、民生の各主義の重要性に甲乙なしと論するのである。民國十三年孫文の制定した國民政府建國大綱は第一條に於て民國建設の根本主義を三民主義及び五權憲法に置くべきことを示し、第二條に於て建設の首要は民生主義に基づくべく、衣食住の四大生活要件のために産業政策を實行すべきことを宣明し、戴希陶の所説に一致するものがある。勿論支那の實狀が建國大綱の忠實なる遵守を可能ならしむるや否やは大なる疑問であり、既に五院の設立が訓政時期に於て實施せられた如きは該大綱の定むる所に違ふものであるが、何れにしても國民政府の各種政策の動向は之に則るべく約束せらるゝものと看做し得るのである。

國民政府建國大綱と共に本章に譯載した訓政時期國民政府施政綱領草案は、民國十七年國民政府が各部會に命じて起草せしめたものであるが、十八年六月國民黨中央執行委員會に於て、訓政時期を六年とし民國二十四年を以て、訓政工作を完成することを定めた結果、同年七月、更に各部に對し、右綱領に則つて各年度別の計畫を定めて政府に具申すべく命令を發した。これは國民政府が所謂訓政工作に對する意氣込を示すものである。

第一節 國民政府建國大綱

- 一、國民政府は革命の三民主義の五權憲法に本づき、以て中華民國を建設する。
- 二、建設の首要は民生に在る。故に全國人民の衣食住の四大需要に對し、政府は人民と協力し、共に農業の發展を謀つて民食を足らしめ、共に織造の發展を謀つて民意を裕かにし、大計畫の各式屋舎を建築して民居を樂ましめ、道路、運河を修治して民行を利しなればならぬ。
- 三、其次は民權である。故に人民の政治知識能力に對し政府は之を訓導して、其の選舉權を行使せしめ、其の罷官權を行使せしめ、其の創制權を行使せしめ、其の複決權を行使せしめねばならぬ。
- 四、其三是民族である。故に國內の弱小民族に對し、政府は之を扶植し、之をして自決自治をなすことを得せしめ、外國の侵略的強權に對し、政府は之を抵禦すべく、且つ同時に各國との間の條約を修改して、我國國際地位の平等と國家の獨立とを恢復しなければならぬ。
- 五、建設の程序は分ちて三期とする。一を軍政時期とし、二を訓政時期とし、三を憲政時期とする。
- 六、軍政時期に在つては、一切の制度悉く軍政の下に隸し、政府は一面兵力を用ゐて、國內の障礙を掃除し、一面主義を宣傳して、全國の人心を開化し、かくて國家の統一を促進する。
- 七、凡そ一省の完全に底定した時は、則ち訓政開始の時であつて、軍政停止の時である。
- 八、訓政時期に在つては、政府は曾て訓練を経て考試に合格した員を派して、各縣に赴かしめ、人民を協助して自治を籌備せしむるのである。其の程度は全縣の人口調査が明確となり、全縣の土地測量が完了し、全縣の警

備が整頓し、四境の道路修築が成功し、そして其の人民が四權使用の訓練を受け、國民の義務を完ふし、革命主義を行ふことを誓ふ時は、縣官を選挙して、一縣の政事を執行することが出来る。又議員を選挙して、一縣の法律を議定し、始めて完全なる自治の縣となるのである。

九、完全なる自治の縣に於ては其の國民は直接官吏を選挙する權を有し、直接官吏を罷免する權を有し、直接法律を制定する權を有する。

十、各縣が自治を開始する時は必ず先づ全縣の私有土地の價を規定しなければならぬ。其の方法は地主をして自ら之を報告せしめ、地方政府は其の報告せる地價に照して徵稅し、並に隨時其の地價を以て買收する。若し土地の價が地主の報告後、政治の改良社會の進歩に因り騰貴した時は、其の利益は全縣人民をして共に享有せしめ、地主は之を私することを得ない。

十一、土地による收入、地價の増益、公有地の産物、山林川澤よりの收入、鑛山水力の利益は、皆地方政府の所有とし、地方人民の事業及び育幼、養老、濟貧、救災、醫病等種々なる公共の必要に用うる。

十二、各縣の天然資源大規模の工商事業が其の縣の實力を以て經營發展をなすことが出来ず、他の資本を俟つて始めて經營をなし得るものは、中央政府が之に協助し、其の純利は中央と地方とが折半する。

十三、各縣が中央政府の負擔に對し、其の縣の歳入の百分の幾何を以て中央の歳費に納すかは、毎年國民代表が之を定むる、其の限度は百分の十以上、百分の五十以下とする。

十四、各縣の地方自治が成立した後、國民代表各一員を選挙して代表會を組織し、中央の政事に參與することを得る。

十五、凡そ官吏となり、又は官吏たる資格を得る爲には、中央と地方とを問はず、皆中央の考試を経て資格の銓衡を受けなければならぬ。

十六、凡そ一省の全部の縣が皆完全なる自治に達したときは、之を憲政開始の時期とし、國民代表會は省長を選挙し、其の省の自治の監督を爲すことを得る。省内の國家行政に就きては省長は中央の指揮を受くる。

十七、此時期に在つて中央と省の權限は均權制度を採用し、全國一致の性質を有する事務は中央に歸屬し、地に因て宜しきを制すべき性質を有するものは地方に歸し、中央集權又は地方分權に偏しない様にする。

十八、縣を自治の單位とし、省は中央と縣との間に立ち、聯絡の效を收むる。

十九、憲政開始の時期に在つて、中央政府は五院の設立を完成し、五權の治を試行しなければならぬ。其の序列は行政院、立法院、司法院、考試院、監察院とする。

二十、行政院には暫く下の各部を設くる。一、内政部、二、外交部、三、軍政部、四、財政部、五、農鑛部、六、工商部、七、教育部、八、交通部。

二十一、憲法發布以前は各院長は皆總統が任免督率する。

二十二、憲法草案は建國大綱及訓政憲政の兩時期の成績に本づき、立法院に於て議訂し、隨時民衆に宣傳して採

擇施行に備へなければならぬ。

二十三、全國過半数の省が憲政を開始する時期、即ち全省の地方自治が完全に成立する時期になつたならば、國民大會を開き憲法を決定して之を發布しなければならぬ。

二十四、憲法發布の後は中央の統治權は國民大會が之を行使する。即ち國民大會は中央政府の官員に對し選舉權、罷免權を有し、中央の法律に對し、創制權、複決權を有する。

二十五、憲法發布の日は即ち憲政告成の時であつて、全國々民は憲法に依つて全國の大選舉を行ひ、國民政府は選舉完了の後三箇月にして解職し、政を民選の政府に授けなければならぬ。斯くて建國の大功が成就するのである。

民國十三年四月十二日 孫文書

第二節 訓政時期に於ける國民政府施設綱領草案

內政部に關する事項

- 一、法治主義の勵行
- 一、行政系統の明定
- 二、全民政治の實施
- 二、盜匪の肅清
- 一、匪團の嚴剿

- 二、國防の整頓
- 三、匪賊の肅清
- 三、地方行政の整頓
- 一、省縣民政の革新
- 二、地方行政人材の訓練
- 三、地方行政人員の任用及考試の統一
- 四、地方行政經費の確定
- 五、市政の促進
- 四、地方自治の促成
- 一、合格人員を簡派して自治を協辦せしむること
- 二、自治機關の設立
- 三、自治人材の養成
- 四、自治經費の確定
- 五、縣以下自治區域の劃定
- 六、戶口の清查

國民政府の産業政策

- 七、民衆を訓練して政權を使用せしむること
- 八、縣自治の完成
- 五、警政の整頓
 - 一、全國警察編制の劃一並に其の經費の確定
 - 二、警官警察の任用及訓練の統一
 - 三、特務警察の整頓
- 六、土地の整理
 - 一、土地に關する行政及び技術人材の養成
 - 二、調査測量登記の實行
 - 三、土地分配の標準釐定
- 七、水利の興辦
 - 一、江河湖澤の治理
 - 二、溝渠池塘の開浚
 - 三、水災の防禦
- 八、移民の實行

- 一、移民區域の劃定
- 二、移民の實行及び募集方法
- 三、設治局を置きて移民を保護すること
- 四、移民區域の自治促成
- 九、禮俗の改正
 - 一、禮服々制の釐定
 - 二、風俗の改良
- 十、禁烟の實行
 - 一、禁種、禁運、禁售、禁吸の勵行
 - 二、禁絶期限の確定
 - 三、地方官吏禁烟考成の實行
- 十一、衛生行政の整理
 - 一、衛生行政及び設備の推廣
 - 二、檢疫防疫機關の設立
 - 三、醫士試験及び醫士登録の實行

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 四、飲食物及び藥品の検査實行
- 十二、救濟事業の實施
- 一、救濟機關の一般的設立
- 二、災害救卹の實行
- 三、勞働者救濟の實施

外交部に關する事項

- 一、外交權の統一
- 一、交渉員の撤廢
- 二、外交政策の執行に對し地方政府を監督し並に指揮すること
- 二、不平等條約の取消並に平等條約の締結
- 一、不平等條約の期限滿了せる各國との間に平等條約を締結すること
- 二、不平等條約の期限滿了せざる各國との間に平等條約を締結すること
- 三、無條約各國との間に平等條約を締結すること
- 三、國際上の地位を高むること
- 一、重要國に駐在する公使を大使に昇格せしむること

- 二、我國と關係ある各種の國際會議に参加すること
- 四、公使館、領事館の整理

- 一、適宜各公使館領事館を増設し又は廢止し或は合併すること
- 二、公使館領事館の職員任用試験を行ふこと
- 三、公使館領事館の經費割當を定むること
- 五、在外居留民の保護

- 一、在外居留民の生活及び各種事業の狀況調査
- 二、在外居留民に關する各機關の整理
- 三、在外居留民の地位増進

六、界務の整理

- 一、界務委員會を組織して國界條約に關する事項を研究すること
- 二、各處の國界圖作成
- 三、領海及び海灣範圍の規制
- 四、條約ありて國界の定まらざる土地を測量して之を確定すること
- 七、國際宣傳の擴大

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 一、國際宣傳機關の設立
- 二、宣傳專務員を外國に派遣すること
- 八、世界永久平和の促進

一、世界各民族の平等促進

二、世界永久平和の宣傳の爲に努力すること

財政部に関する事項

一、中央及び地方の支出割合を定むること

一、中央及び地方の收支標準を確定すること

二、中央地方の收入支出區別を實行すること

二、財務行政の統一

一、豫算委員會の設立

二、稅徵收法及び送付方法の釐定

三、徵稅員の任用及び考成を劃一すること

四、釐金稅廢止及び惡稅雜稅廢止又は輕減實行

五、新稅の實施

一、特種消費稅の設置

二、所得稅の設置

三、遺產稅の設置

四、營業稅の設置

六、政費の釐定

一、行政費の確定

二、建設費の査定

七、軍費の釐定

一、軍事上の各經費を査定すること

二、軍費統一の實行

八、幣制の改革

一、銀本位制の實行

二、金爲替本位制の推行

九、債務の整理

一、外債の整理

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

二、内債の整理
十、銀行制度の確立

- 一、國家銀行の組織
- 二、爲替銀行の設立
- 三、金庫獨立の保持

交通部に關する事項

- 一、交通常態の恢復
- 二、交通行政權の統一
- 三、破損せる鐵道線路、電線及び其の設備の修理
- 三、國內交通聯絡の復舊
- 四、各航路及び閉鎖せる郵便局の恢復
- 二、交通現狀の改善
 - 一、材料購入法の統一
 - 二、國產交通材料の製造獎勵
 - 三、人員任用規則の制定

四、職工待遇の改善

- 五、鐵道電信郵便の賃料金改正
- 六、各種の規則及び用語の劃一
- 三、既成事業の擴張充實
 - 一、平綏、平漢、津浦、平奉、隴海各鐵道の工事及び設備の改良
 - 二、粵漢、滬杭甬、隴海各鐵道の工事完成
 - 三、電信、電話及び無線電信臺の改良並に増加
 - 四、全國郵便路の擴張
 - 五、郵便貯金の促進
- 四、交通教育の整頓
 - 一、交通専門人材の養成
 - 二、職工教育の實施
- 五、交通財政の整理
 - 一、交通會計の統一
 - 二、交通債務の整理

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 三、借款契約の改定
- 六、交通關係製造事業の創始
 - 一、機關車、車輛製造工場の設立
 - 二、船舶製造工場の設立
 - 三、飛行機製造工場の設立
 - 四、電機製造工場の設立
 - 五、交通材料製造工場の設立
- 七、航空運輸の創始
 - 一、國際航空驛の設立
 - 二、國內航空線の設定
- 八、海事行政の整頓
 - 一、海事行政權の確定
 - 二、各項海事人材の養成
- 九、全國道路の修築
 - 一、全國鐵道線及び道路線の測量

- 二、幹支各鐵道の工事完成
- 十、航海業の推廣及び獎勵
 - 一、江海水路を測量して航路整理をなすこと
 - 二、南洋、日本、亞米利加、歐羅巴各航路の開始
 - 三、獎勵法の制定
 - 四、海上保險の提唱

司法部に關する事項

- 一、司法行政權の統一
 - 一、司法人員任免の權限統一
 - 二、司法機關存廢の組織統一
 - 三、司法機關の組織統一
- 二、法院及び監獄の増設
 - 一、縣法院の設立並に各級法院の増設
 - 二、普通少年の外役、累犯及び病犯各種監獄の設立
- 三、法院及び監獄の整理

國民政府の産業政策

- 一、各省區の法院整理
- 二、各省區の監獄整理
- 四、司法人材の考試並に訓練
- 一、司法官、書記官及び監獄所職員の試験並に訓練を行ふこと
- 二、辯護士の試験實施
- 三、各級法院及監獄所現在職員の甄別並に訓練
- 四、法醫人材の養成
- 五、訴訟事件の減少を圖ること
- 一、刑事政策の實施
- 二、公斷及び仲裁機關の推廣
- 三、感化事業の施行
- 六、蒙藏司法事務の準備
- 一、計畫委員會の組織
- 二、蒙藏司法人材の招致養成
- 三、蒙藏司法機關の設立計畫

七、司法經費の確定

- 一、司法經費の獨立保障
- 二、司法經費會計條例の實行
- 三、司法官退職金條例の實行

農林部に関する事項

- 一、農業の改進に関する事項
- 一、農事試験場の設立
- 二、農具及び肥料製造工場の設立
- 三、農産物及び肥料検査所の設立
- 四、土壤の調査
- 五、耕地の整理
- 六、種子の改良
- 七、棉花栽培及び蠶桑事業の改良
- 八、各種災害の豫防
- 二、墾殖事業の進行

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 一、墾殖地域の區劃
 - 二、大規模の國營墾殖事業の開始
 - 三、墾殖銀行の設立
 - 四、公私荒蕪地の限期付墾殖辦法の實行
- 三、林業の發展計畫
- 一、全國林業行政系統の規定
 - 二、國有森林區域の規定
 - 三、林業試驗場の設置並に苗圃の改良
 - 四、強制造林の施行
 - 五、林業研究所の設立
- 四、漁牧の改良
- 一、獸疫の防止
 - 二、畜種の改良
 - 三、水産試驗場の設立
 - 四、漁港の改築

五、農民經濟の發展計畫

- 一、農民組合事業の獎勵
 - 二、農民銀行の設立
 - 三、農産物運輸法の改善
- 六、農民生活の改良
- 一、農民住居の改善
 - 二、農民智識の増進
 - 三、被傭農及び小作農の保護
 - 四、糧食調節の實行
- 七、農民組織の改善
- 一、新村制度の獎勵
 - 二、農民團體の改善
- 八、國營鑛業の發展計畫
- 一、各種鑛場の設立
 - 二、各種冶金工場の設立

國民政府の産業政策

九、冶金設備の擴充

- 一、各縣に於ける鑛山採掘協助
- 二、地質の調査
- 三、冶金企業の獎勵
- 四、鑛業運輸の改良
- 五、鑛山保安の勵行
- 六、鑛業銀行の設立
- 七、鑛石及び冶金製品公賣機關の設立
- 十、在來の採鑛冶金業の整頓
- 一、鑛夫待遇の改善
- 二、採鑛冶金業の紛争處理
- 三、鑛業損失の救済
- 四、採鑛冶金方法の改良
- 十一、農鑛技術の發達を圖る
- 一、農鑛學校の教程を高むる

二、農鑛技術家の養成

工商部に関する事項

一、工商業の保護獎勵實行

- 一、企業及び發明の獎勵
- 二、國際貿易の提唱
- 二、國營工業の發展計劃
- 一、在來の國營工業整理
- 二、基本工業廠の設立
- 三、度量衡の劃一
- 一、權度標準の規定
- 二、基本工業廠の設立
- 四、工商物品の審査
- 一、工業試驗所の設立
- 二、輸出入商品の検査
- 三、材料標準検査所の設立

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

五、工商金融機關の設立

- 一、工商金融機關の設立
- 二、勞働者銀行の設立
- 三、國貨銀行の設立提唱

六、國貨の提唱

- 一、國貨の生産及び賣行調査
- 二、國貨の陳列及び展覽舉行
- 三、國貨の改良獎勵
- 七、工會及び商會の組織改善

一、工會及び商會の整理

二、工商團體の聯絡促進

八、勞資關係の調節

- 一、勞資爭議處理機關の組織
- 二、勞資關係の改善
- 三、勞資協調の唱導

九、工場監察の實施

- 一、工場建築及び設備の監察
- 二、勞働者待遇の改善
- 十、勞働者生活の改進

一、工人衛生の指導

二、職工新村の創設

三、勞働者貯蓄及び保險の實施

四、勞働者の智識開發

五、消費組合事業の開始

十一、失業勞働者の救濟

一、職業紹介機關の設立

二、失業勞働者を就職又は移住せしむる爲の事業開始

十二、工商業者の協調促進

一、工商業者の協調指導

二、工商業者の紛議調停

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

十三、在外工商業者の保護

- 一、在外勞働者の保護
- 二、外國駐在商務委員の設置
- 三、在業工商業者の投資企業紹介

大學院に關する事項

- 一、初等教育の改良及び擴充
- 一、義務教育の實施
- 二、幼兒教育の獎勵
- 三、小學訓育方針を定むること
- 四、小學課程及び設備、標準の改善
- 五、小學教員の檢定並に其の待遇改善
- 六、私立小學校及び私塾の改善
- 二、中等教育の改良及び擴充
- 一、職業教育に重きを置くこと
- 二、師範教育の擴張

三、中學訓育方針を定むること

- 四、中等學校課程及び設備標準の改善
- 五、軍事教育の實施
- 三、高等教育の改良及び擴充
- 一、大學課程の引上
- 二、專門學校の増設
- 三、研究院の設立
- 四、軍事教育の實施
- 五、留學生派遣規則の制定
- 四、社會教育の改良及び擴充
- 一、公民教育の勵行
- 二、民衆教育の普及
- 三、勞働者及び農民教育の重視
- 四、博物館及び圖書館の増設
- 五、民衆の體育及び善育提唱

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

特殊教育の發展計畫

- 一、低能兒教育の施行
- 二、不具者教育の施行
- 三、感化教育の施行
- 六、蒙藏教育の發展計畫
 - 一、適宜の地點に於ける學校増設
 - 二、蒙藏地方に於ける各種教育事業の推行
- 七、海外居留民教育の發展計畫
 - 一、適宜の地位に於ける學校増設
 - 二、海外在留民の經營する教育事業の視察並に其發展援助
- 八、圖書の編審及び學藝上の著作獎勵
 - 一、教科圖書の審定
 - 二、教育圖書の編輯
 - 三、科學上の著作及び藝術作品の獎勵
 - 四、民衆讀物の編審

九、教育經費の確定

- 一、教育經費の全國歲入に對する百分率確定
- 二、教育經費の獨立保持
- 三、庚款（團匪事件）により興學計畫の規定並に其の實行
- 四、苦學生の學費補助の規定並に實行
- 五、教育費各項用途分配の標準確定
- 六、教育費會計條例の實行
- 七、義務教育費國庫補助法の方法の決定

審計院に關する事項

- 一、豫算の執行に對する監督
- 一、支出命令監査の實行
- 二、審計分院を設立して各地方政府の豫算執行を監督すること
- 二、決算の審査
- 一、中央及び地方政府の計算決算書類審査
- 二、計算決算書類の疑義調査

國民政府の産業政策

三、國債の審査

一、募集及び用途の審査

二、利子支拂及び元金償還の審査

四、會計制度の統一

一、各機關の帳簿統一

二、各種事業會計の統一

建設委員會に關する事項

一、首都の建設

一、道路工事の完成

二、各種公共事業に關する工事の完成

三、中央黨政各機關の完成

四、大規模の民用住宅及び公共娛樂場所の建築

二、農林事業の發展計畫

一、農作物の増進方法研究

二、農業牧畜事業の擴充

三、荒蕪地の開墾

四、漁業の獎勵

三、鐵道の敷設

一、粵漢、滬杭甬、隴海、奉吉各鐵道の完成

二、川漢、甬福、廣福、包蘭、平熱、同成、浦信、寧湘各鐵道の建設

四、道路の修築

一、首都より奉天を経て黑龍江に至る道路の修築

二、首都より廣州を経て雲南に至る道路の修築

三、首都より鄭州を経て蘭州に至る道路の修築

四、蘭州より哈密を経て科布多に至る道路修築

五、蘭州より阿拉善に至る道路修築

六、蘭州より青海を経て拉薩に至る道路修築

五、航路の開拓

一、水上航路の開拓

二、空中航路の開拓

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

六、水利の整理

- 一、吳淞上海港の改善
- 二、淮河の疏導
- 三、黄河工事の統一並に改良
- 四、揚子江、珠江、運河、太湖及河北水利工事の整理
- 七、採鑛冶金業の擴充
- 一、全國在來の鑛業整理
- 二、全國各種主要鑛山の開發
- 三、全國の探炭及び製鐵の中心建設
- 八、電氣業の擴充
- 一、大規模發電所の建設
- 二、水力發電所の建設
- 三、農業に對する電力利用獎勵
- 四、全國無線電信網の設定
- 五、國際通信無線電臺の設立

六、各省區に於けるラジオの完成

七、船舶飛行機の無電設備規則制定

九、基本工業の振興

- 一、農具及び肥料製造工場の設立
- 二、機械及び器具製造工場の設立
- 三、印刷機械製造工場の設立
- 四、電氣器具製造工場の設立
- 五、大セメント工場の設立
- 六、製鋼所の設立
- 七、硫酸及曹達工場の設立
- 八、汽車、汽船、自動車、飛行機製造工場の設立
- 十、重要港埠の設立

一、東南北三大港の築造

二、營口、海州、福州、欽州二等港の築造

軍事委員會に關する事項

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 一、軍權の統一
- 二、軍政部の設立
- 三、全國軍令軍政の統一
- 四、軍制の改正
- 五、師單位制の實行
- 六、常備兵額の確定
- 七、師管區の劃定
- 八、經理の獨立實行
- 九、善後處置
- 十、兵工政策の實行
- 十一、傷亡官兵の撫卹
- 十二、國防の整備
- 十三、國防會議の組織
- 十四、各項軍備の充實
- 十五、海軍の整理

- 一、現有各艦隊の整理
- 二、海防新建設の實行
- 三、空軍の擴充
- 四、現有航空隊の編定
- 五、航空人材の養成
- 六、軍用飛行機製造工場の設立
- 七、要塞の整理
- 八、各要塞の建築及び設備改良
- 九、新要塞の築造
- 十、兵工廠の整理
- 十一、全國兵工廠製造品の標準劃一
- 十二、兵器専門人材の養成
- 十三、新式兵器の製造
- 十四、軍事教育の統一
- 十五、軍官學校を設立し全國初級將校を養成する

第三章 國民政府の政綱

國民政府の産業政策

- 二、陸軍大學及び其の他専門の特種學校設立
- 三、典範令及各種軍事教程の審定
- 十、徴兵制度の推行

一、徴兵區域の劃分

- 二、徴兵數及び時期の確定

十一、軍事衛生事務の整理

- 一、衛生隊及び病院の組織改良

- 二、衛生材料廠の設備改良

十二、馬政の籌辦

- 一、馬政機關及び馬場の設立

- 二、馬種及び保育醫治方法の改良

法制局に關する事項

一、黨義黨綱に依り立法程序に按照し左の法規を制定すること

- 一、中央及び地方行政組織に關する各種法規

- 二、中央及び地方行政に關する各種法規

- 三、地方自治に關する各種法規
- 四、考試事項に關する各種法規
- 五、立法事項に關する各種法規
- 六、司法事項に關する各種法規
- 七、監察事項に關する各種法規
- 八、財政に關する各種法規
- 九、軍事に關する各種法規
- 十、教育事項に關する各種法規
- 十一、交通事項に關する各種法規
- 十二、農礦事項に關する各種法規
- 十三、土地事項に關する各種法規
- 十四、各種勞働法規
- 十五、各種刑事法規
- 十六、各種民事法規
- 十七、各種商事法規

第三章 國民政府の政綱

- 二、訓政時期の約法制定
- 三、國民大會組織法制定

(以上)

第四章 農鑛部工作概況報告書

中國國民黨全國代表大會は同黨の最高權力機關であつて(國民黨黨章第二十六條)常會は二年に一回開會せらるゝことと定められ、其の權限の一として中央執行委員會及び中央各部の報告を接收し及び採用することが出来る。本章及び次章は農鑛部及び工商部が民國十八年三月十五日より南京に開かれた第三次全國代表大會に於て過去の業績を報告し將來の計畫を述べたものであり、國民政府が現に採りつゝあり、また將來採らんとする産業に對する政策の概要を推知すべき好資料である。

農鑛事業は民生に對して最も重要な關係がある。培基(部長易培基自稱)就任以來専門の人才を聘任して部職を分擔せしめ、並に各方面の學術、經驗に富める人才を網羅して各種の委員會を組織し、着手又は廢止すべき事項に關して計畫と進行とに努力したのである。數月の間に於て着手開始したるもの、中或は中央法令の徹底を待つを要し、或は各部間の權限争ひ、或は行政經費の不足等の原因にて實行困難となつたものもないではないが、法令規則の制定等に關し記録に供すべきものも少くない。思ふに農鑛に關する施政方針は故總理が三民主義及び實業計畫中に於て國人に示すこゝ最も詳細である。本部は職司の在る所、之を奉じて標準とし、一一其の實行を求むべきである。但し此事業は經緯萬端であつて一舉にして實現し得べき性質のものでない。先づ其順序を定めて徐々に之を實行しなければならぬのである。故に本部は成立の始め訓政時期施政綱領を定め、大綱を分ちて左の十六とした。

- (一) 農務法規の編訂
- (二) 農務狀況の調査

國民政府の産業政策

- (三) 普通農業の改良
 - (四) 開墾事業の進行
 - (五) 森林事業の發展
 - (六) 漁牧事業の改良
 - (七) 農民經濟の發展
 - (八) 農民教育の促進
 - (九) 農民生活の改善
 - (一〇) 農民組織の改正
 - (一一) 鑛業法規の制定
 - (一二) 鑛業行政の規畫
 - (一三) 鑛業狀況の調査
 - (一四) 鑛冶事業の整理
 - (一五) 國營鑛冶事業の計畫
 - (一六) 鑛冶技術の促進
- そして上記の各項を更に若干の細目に分ち三年計畫として實行することとし、最も農鑛狀況の調査に重きを置き

専門家若干人を任用して視察員とし各省に出張せしめて實地視察の上、一一報告をなさしめて之を參考資料とし、次に農鑛法規の制定を急いでそれ／＼委員を任命して法規起草委員會を組織し、我國の狀況を斟酌し、東西各國の成法を參考して先づ各項の重要法規を定め、以て行政の準則を示し、次に農鑛行政上の施設に注意して農鑛委員會、設計委員會を組織し、必要なる施設に關して各種の設計方案を定め、緩急を考慮して政府に對して施行認可を申請した。以上は本部成立以來の農鑛行政に對する計畫の大略である。日を経るこゝに淺く成績は云ふに足らないが、左に其の工作の各項につき記述する。但し視察員の調査報告及び設計委員の設計方案は材料が餘りに繁多であるから、茲には省略する。

甲、法規の制定

廣東國民政府の成立後、本部の組織せらるゝまでは農鑛法規は未だ釐訂に着手せられず、たゞ國民政府屢次の宣言に依り、従前北京政府の公布した法令の中、中國國民黨綱及び國民政府の公布した法規に抵觸しないものは暫く之を援用すべきこととせられたのである。本部が成立してから、極力法規の制定に従事し、殊に先づ根本政策に關するものを起草した。其の中既に公布を経たもの又は呈送済のものがあり、尙起草中に屬するものは今後三箇月以内に完成すべき豫定である。左に既に公布せられ、又は呈送済の法規につき略述する。

一、農業推廣條例（行政院に呈送済）

建國大綱第二條に政府と人民は協力して共に農業の發展を圖り、以て民食を充足せしむべしとの規定がある。本部は遺訓に違ひ法を設けて之を實施すべく計畫した。實施の順序としては第一に農業の學理及び技術上適切なる方法を採用して之を全國農民に普及せなければならぬ。これ農業推廣條例の主旨である。

二、農産物検査條例（行政院に呈送して允許濟）

元來農産物は國內の消費及び國外の貿易に關係があり、若し品質不良等のことがあれば國民の産業と國際の通商と交々其の害を受くるのである。故に此條例を制定して検査の方法、種類に關し詳細に規定し、並に検査機關を組織して検査に着手し。斯くて積弊を除き改良を促進するものである。

三、森林法（行政院に送呈濟）

惟ふに森林は木材供給の源であるのみならず、保安に關係し、民生に於て最も切要である。造林の獎勵、濫伐の防止等は法規を釐定して遵守に資せねばならぬ。本法は國有林、保安林、造林監督、林業組合、林業警察等の章に分ち詳かに規則を定めた。

四、特准探採煤油礦暫行條例（國民政府允許濟）

石油の用途は甚だ廣大であるが現在は總て外國より輸入せられてゐる。之に對しては速に法を設けて開採自給し利源維持の策を講ぜねばならぬ。本條例の主旨は政府の資力缺乏して完全なる國營をなし得ない期間、特に私人の試掘、探掘を許可し並に官督商辦又は官商合辦の形式にて獨占の弊を防ぎ國營の基礎を樹立するにあるのである。

五、華僑の國內鑛業投資獎勵條例（部會公布濟）

鑛山の開發は巨額の資本を必要とするから、今日の如く國內の資金缺乏し、又十分に外資の供給を仰ぎ得ない時期に於ては、たゞ華僑の投資を獎勵するのが最も適切の方法である。故に本條例を制定して華僑の國內鑛業に對する投資に對し、便利並に名譽を與へ、以て獎勵に資するものである。

乙、行政上の施設

行政上の施設は本部の各司職掌に依つて大別して農政、林政、鑛政の三とする。

(一) 農 政

我國農業の衰頹、其の技術及び農具の幼稚、病蟲の害、農業資本の缺乏等は何れも農産物の優劣及び其の數量に至大の關係がある。本部成立以來極力改良の方法を提唱し指導及び施設に就いて努力した。指導方法としては改良の方法を示し、保護の責に任じ、獎勵の道を講じ、以て精進を力求し陋習を脱せしめようとしてゐる。施設に關しては民力が未だ不足であるから其の關係の重大であつて實際に必要なものを選んで部に於て之を經營せしめ、又は舊法を改正し、或は新規定を制定し、以て農業の發展を期するのである。今之を分述すれば左の如くである。

(一) 農産物検査所の設立

農産物は我國輸出品の大宗であるが、たゞ商人が目前の利益を貪り、不良品を混合して信用を失墜し外國仕向の

價格を低落させ、甚だしきは病蟲害の傳染に藉口して入港を拒絶せらるゝ、こゝがあり、國家人民の不名譽之に過ぐるものはない。政府に於て検査機關を設けて之を監督する必要がある所以である。往年米國農商務省及び和蘭より北京政府に對し、我國より輸出する貨物は責任ある機關の検査を経て證明書を有するものでなければ輸入を許し難き旨照會し來つた。政府は上述の事情に鑑み、既に上海に一検査所を設立し、農産物検査條例に従つて輸出農産物の検査を實行した。此制度の利益を擧ぐれば凡そ四端あり。病蟲の驅除、選擇の精良、國際信用の向上、農産物販路の擴大などである。此等の利益は直ちに國計及び民生の上に至大の福利を齎すものである。

(二) 中央農民銀行の設立

我國は農業を以て國を樹て、一切の經濟建設は農民に基づくのである。殊に農業の盛衰は農民經濟の消長に密接の關係がある。因て農民の金融を調節する目的を以て特に農民銀行を組織する計畫がある。蓋し我國農民の困苦、農村の凋落、農業の衰退、今日の如き時期に於て農民の福利を増進する爲に農業を振興し農村を改善するには農民銀行の機能に頼るの必要がある。茲に農民銀行の系統、組織及び其の營業方針を述べれば左の如くである。

- (一) 系統組織 本店を首都に設け、分店を各省に、支店を各縣に置き、鄉村に組合を設け總べて各省政府に於て開設の責任を負ひ進行を督促する。
- (二) 營業方針 本店、分店、支店が農民に對して貸付をなすときは、利率を低くし、手續を簡略にし、無資産の農民をして安んじて力耕に従事せしめ、再び高利貸借の束縛を受けしめないことを期する。

以上の兩點は農民銀行が小農の經濟生活援助の目的に副ふため、其の基金は、本店に於ては本部所屬の國營農墾機關の收入を之に充て、省縣の分店及び支店に於ては夫々其の地に於て調達することとする。

(三) 墾區を劃分して兵工屯墾を籌辦すること 今次の編遣會議に於て定められた餘剩官兵の數は百萬人を下らない之が處置の方法としては屯墾を以て最良とする。是れ内は民の困苦を救ひ外は國防を充實し一舉にして數善を兼ねるものである。本部は既に分區割當計畫を具して施行を申請した。即ち區域を分ちて四區とし西北、綏遠、河套を第一區とし、淮南及び長蘆鹽田の荒地を以て第二區とし、東北奉省の索倫、黑省の漠河、溫河附近を第三區とし、新疆、青海、西康を以て第四區とする。第一、第二、第三各區には每區二十萬人合せて六十萬人を配し、第四區は未墾の荒地であつて廣漠無限であるから、收容人數は前三區に比して多きを得べく、即ち約四十萬人を配することが出来やう。故に、除隊せらるべき百萬の兵士に對しては處置の方法なきを患へない。そして屯墾の經營が適切に行れるならば、五年の後、各地は漸次繁盛の區となるであらう。

(四) 中央農事試驗場の設立 農事改良の第一歩としては先づ農事試驗より着手しなければならぬ。そして試驗所の費用は甚だ巨額に上るであらうから、これは政府より支出するを要する。本部はこれに鑑み、首都に於て規模の廣大にして組織の完備せる中央農事試驗場を設立し、其の試験の結果に基づいて廣く農民を指導し、或は報告書を作成し、又は講演を行つて模範を全國農民に示し、技術の宣傳を行ふこととする。そして此機關の準備が緒に就くを俟つて各省試驗場を設立し、相互聯絡して有機的體系を成就せしめ、中央は努めて地方を指導扶助することとし、

斯くて試験の機能を發揮せしめ、改良の効果を収めんとするのである。

(五) 中央模範水産試験場の設立 我國の海岸線は延長一萬二千餘里に亘り、寒、温、熱の三地帯に跨がり海水には寒流、暖流あり、海産物のあらゆる種類を出すのである。たゞ漁業政策が未だ行はれないが爲、從來輸入品を以て人民日常の需要を充たすものが一年三四千萬元に達する。曩に北京政府農商部は浙江の定海、江蘇の海州に各々水産試験場を設立し、並に各々汽船一隻を備へ、技術の練習、漁場の物色に供したのである。かくて利権の回収も有望であつたが、惜むらくは經費不足のために中絶したのである。本部は漁業が國計民生に關係するこゝ大なるが故に、先づ中央模範水産試験場の設立を申請した。

(六) 種畜場の整理 本部が北京舊農商部附屬機關の引繼をした際、張家口、北平、安徽に各一箇所の種畜場があり引繼以來益々整頓を加へたのである。各種畜場を通じて種牡牛、種牡羊あり、就中、アーシャ、ホルスタイン兩種は種牛の優良なるものであり、メリノ種は最良の種羊である。民國五年北京政府農商部が種畜規則を公布した後、民間に於ける牛羊飼養者の來場して配種を請ふものが甚だ多數に上り極めて良好な結果を示したから、山西省の農事試験場の如きは之を模範とし北京、張家口の兩試験場からメリノ種羊百餘頭を購入して種羊改良の必要に應じた。斯くて試験場に於ける良種は益々繁殖し遠近の牧場は其の指導に依り漸次種畜の改良を實行したのである。

(七) 農業推廣の實施 本部の起草して行政院に呈送した農業推廣條例は農業推廣に關する各種事項を規定した。左に推廣の目的、方法、機關につきて分述する。

一 推廣目的 既述の如く農學上の智識及び技術を適當の方法を以て全國農民に會得させ、之を實行せしむるべし。

二 推廣方法 宣講し指導して、更に之を扶助し、優良の種子、種苗、種畜を供給すること。

三 推廣機關 本部に中央推廣機關を設け、各省に農事推廣委員會又は推廣所を設け、縣に指導委員を設け一の系統的組織として進行を督促すること。

(八) 農村に對する組合の組織獎勵 我國農村の經濟は極めて幼稚なものであつて一般農民は資本家、企業家の經濟的壓迫を受け、従つて生活の改善、農業の發展が甚だ困難である。此等の問題解決の爲には組合の組織をなさしむることが最も得策である。農村に於ける組合は普通購買組合、製造組合、販賣組合、信用組合の四種があり、何れも互助の精神を以て生存の道を謀るものである。本部は此項の政策を實施するに當り第一に宣傳、第二に訓練に注意した。最近宣傳工作が既に大に進行したから漸次訓練に及ぶ豫定である。蓋し組合事業は相當の人材が之を指導しなければ其の効果を収め難いのである。

(九) 農民識字運動の公布 我國全國人口の四分の三以上を占むる農民の教育は、從來殆んど閑却せられてきたが本部は曩に農民識字運動の大綱を頒布した。其の内容は各省、市、縣、鄉、鎮に夫々農民識字運動委員會を組織せしめ、最近時期に於て農民識字宣傳週間を定め、斯くて常用文字を農民に學ばしめ農村教育發展の初歩とする。

(一〇) 地主小作人の關係確定 農村に於ける地主小作人の間に於て時々紛糾を起すのは、多くの場合小作料の間

題が原因となるのである。甚だしいのは地主が勢力を藉つて小作人を壓迫し之を政府に訴ふる場合さへもあるが、政府に於ても適當の標準なきに苦しみ、久しく解決することが出来ずして遂に争議を擴大せしめ、事端を醸成するに至ることがある。本部は既に小作法を起草して地主小作の關係を確定し双方が協定して契約を結ばすこと、した。斯様にして彼等の間の不平等の點を調和し社會階級間の衝突を免れしむることを期するのである。

以上各項は或は舊例に従つたものがあり、或は創始に屬するものがあり、或は部が主管し、又は民間の運動指揮により行ふものがあるが、要するに農民の經濟を改善し農民の智識及び技能を増進するを目的とするのである。

(二) 林 政

本部は十七年十二月始めて林政局を設け、爾來林政に關して緩急を顧慮して逐次進行した。そして其の重要なものは、全國林業の調査、國有林業試驗場の整理、中央模範林區の創設、東三省國有林の整理、兵工造林の計畫などの五端である。左に此等各項について重要なものを記述する。

一、全國林業調査及び其統計の編成

全國林務の整理は先づ調査から着手しなければならぬ。そして林務機關調査、荒地調査、林産調査、森林調査及び森林經濟調査等の五項の調査に關し、本部は各項の調査要項を包含せる表式を制定し、各省に通達して確實なる報告を提出せしむることとし、既に各省に頒發したるものに左の六種がある。

(一) 各省區最高林務主管機關調査表

(二) 荒地借受登記表

(三) 全國鐵道枕木消費量調査表

(四) 全國鑛山用木材消費調査表

(五) 全國燐寸用木材需要量調査表

(六) 全國電柱用木材消費料調査表

今後各省區の報告に據り統計の編成を完了するときは、單に施政上の資料となるばかりでなく、林業者に對しても好き参考となるであらう。此等は間接調査に屬するものであるが、直接の調査に至つては本部は既に員を派して河北、河南、山東、山西、江西、四川、吉林、遼寧、黑龍江等に出張せしめて實地調査を行はしめ、各方面の報告を編輯して統計を編成し、並に表式を印刷して之を各省に分發し、木材、森産の標本を蒐集して研究に資したのである。之は本部が全國林業を整理する第一歩である。

二、國有林業試驗場の整理

本部直轄の國有林業試驗場は三箇所あり。第一林業試驗場は北平に、第二林業試驗場は山東に、第三林業試驗場は武昌にあるのであるが、軍事時期に於て各場何れも多大の損害を受けたのである。此外安徽の普益林墾公司是元來逆産なるを以て曩に中央政治會議に於て之を沒收することを議決したから本部は之に林場を設けて發展に資すべく計劃してゐる。尙本部は各場引繼以來員を派して極力整理を行つたが何れも規模狭少、設備不完全なる上に經費

亦不充分であるから其の機能の發揮頗る困難である。本部は先づ首都に中央林業試験場を設立することをし、既に計劃案作成して具申し、認可あるを俟つて直に實施に着手する豫定である。

三、中央模範林區の創設

首都附近は禿山連互し造林の提唱は實に目前の急務である。本部はこれに鑑み建設委員會を同して行政院に申請し、首都附近の宜林荒山に於て中央模範林區を設立することを、した。即ち江寧、江浦、六合、句容四縣に於て造林を實行する計畫であつて既に組織大綱を起草し、現に建設委員會と共に極力進行に努めてゐる。

四、東三省國有林の整理

東三省には原始森林が頗る多く、古人はこれを樹海と稱した程であり、松花江、鴨綠江、牡丹江、圖門江、渾江の五大江流域の上流及び海林、三姓各地の森林は殊に著名である。其他揚子江、黄河の兩岸、鐵道沿線は往年嘉木鬱蒼としてゐたものが、今は殆んど禿山となり景象荒涼たるものがある。從來東三省行政當局は何等の施設をなさず、且た、濫伐に委し來つたのである。加之、日本人が各地に材木公司を設けて年々林木を盜伐し、各地に送つた數量は莫大である。斯様にして底止する所がなければ行々採伐し盡して剩すところなきに至るであらう。かくては貴重なる富源を喪失するばかりでなく、國土の保安及び氣候調和の上にも大なる影響を及ぼすことが必然である。本部は現に銳意救済の道を講じ、官商合辦の林業公司たる黑龍江の鐵嶺林業公司及吉林の松花林業公司に員を派して監督せしむる外、東三省國有林整理委員會を復活し、林學専門家及び東三省行政長官を委員として切實に計畫を

進めて整理に便し、一面專員を派して該省に出張せしめ、實地調査の上整理完成を促して東三省林務局を組織し、採伐を制限し、植林を指導して富源を保ち民生を利せんことを期するものである。

五、兵工造林の計畫

本部は今次の編遣會議に兵工造林の建議案を提出したが、其の要點は兵工造林の實施期を三期に分ち、第一期を本年二月一日より七月末日まで、第二期を八月一日より十二月末日まで、第三期を十九年一月一日より六月末日まで定め、創業費を百六十萬元とし、毎月の維持費を約百萬元と定め、十七箇月間に兵工八萬二千人を配しやうとするものである。

以上述べたところは既に着手進行中のものと準備中のものとがあり、何れも最短期間内に成就せんことを期してゐる。

(三) 鑛 政

本部の鑛業局は其の施設に就き總て先總理の實業計畫中の鑛業部の計畫に準據して努めて事業の發展を期し、更に本部の鑛業行政綱要に就いて輕重緩急を顧慮し、期を分ちて進行することを、した。茲に實施概況を四項に分ちて略述する。

一、各省地質の調査

本部は十七年七月北京地質調査所を引繼いだ後、該所在來の岩石鑛床、古生物學の外最新の地性に基く鑛物試掘

法を加へ、並に二萬餘元の借款を募つて、事務所、礦物研究室、古生物研究室、標本貯藏室を増築して設備の完備を期し、又調査事務については所内に技師及び調査委員等三十人を置き、各地域を定めて前後各省に出張調査を行はしめ、十七年秋季中に既に實行したものが、河北省の宣化、涿鹿、開平、灤州、周口店各地、熱河省の阜新、遼寧省の本溪湖炭田等である。又陝西、四川兩省に跨る秦嶺山脈中の各處の中樞地質及び河北の東陵並に湖南の湘鄉一帶の炭礦、金礦の地質調査は正に準備中である。此外南亞弗利加に於ける本期の萬國地質學會には本部より員を派して参加せしむることに決定し、又次回の萬國地質學會は我國に於て開會し、世界の地質學者の來會を機として學術進歩の刺戟たらしめやうとする計畫を進めてゐる。

二、各省に於ける鑛業事情調査

本部は國內各地の鑛業調査に對し既に前後に各種鑛冶表冊を制定したが既に工作を経たるものに左の二種がある
(一) 本部より直接員を派して調査した鑛業

一般調査を行なつたのは安徽、湖南、湖北、江蘇、浙江、山東、山西、河南、河北等であつて特別調査を行つたのは安徽の官礦、烈山炭礦、江蘇宿遷の玻璃礦、萍鄉炭礦、湖南湘鄉一帶の炭礦、北平東陵附近等である。

(二) 各省官廳及び公司局廠の調査せる鑛業

一般調査としては鑛冶業調査表、鑛區稅統計簿に依る調査、鑛產物の產額、販路、市況の調査、鑛產物標本の蒐集等であり孰れも本部より各省官廳及び公司局廠に通令して詳細報告の責に任せしめ、特別調査としては廣東

瓊崖の鑛產物、江西、湖南、廣東より最近五年間に移出せる鐵砂數量及び稅收額、河北の臨城炭礦、湖北の應中鐵礦、金苗脈等の調査であり、孰れも本部より各該省主管官廳に命じ員を派して之を行はしめたのである。

三、外資鑛業の整理

本部は外國資本に關係を有する鑛業に對して既に整理に着手した。即ち左の如くである。

一、漢冶萍煤鐵鑛

本部引繼後、漢冶萍公司委員會を設け、湖北、湖南、江西三省政府及び交通、鐵道、外交、財政四部より夫々代表者を出して會員として一切の事務を協議せしめ、該公司に訓令して今後外國よりの借款を禁じ、並に國民政府の議定せる引繼辦法に従つて期限を定めて煤鐵廠及び其の所有財産を該會の管理に移す準備をなさしめ、一面交通部及び江西省政府に通知し、株萍路橋の修理を求めて運輸の便を圖り、又軍隊を派して萍鄉鑛山を警備せしめた。

二、開灤炭鑛

開平公司が灤州公司と締結した開灤鑛務總局の聯合契約は民國十年に期限が満了したから、本部成立後、督辦を派遣して之を整理すべく申請し、刻下回收辦法の研究中にあるのである。

三、福中炭鑛

英商福公司と華商中原公司の經營する河南修武の福中炭鑛と道清鐵道とは速に整理の必要があり、本部は現に鐵道外交兩部及び河南省政府と辦法を協議中である。

四、裕繁鐵礦

安徽省の裕繁鐵礦は曩に日本人と賣礦契約を締結したが利権を損するの虞れがあり、本部より監督を派遣して挽救の法を圖つてゐる。

四、國營民營各鑛業の整理

國營鑛業を整理したものは左の如くである。

一、烈山炭礦

該鑛は本部引繼後、正副局長及び總副鑛山技師を任命し、採掘計畫を定め、工人の待遇を改良して國營鑛業の模範たらしむべく期してゐる。

二、龍烟鐵鑛及び齊堂炭礦

此等鑛山は元來官商合辦であつたが何れも資金缺乏のため現在休業中である。本部は既に正副局長及び監督を任命し、又員を派して官商の持分を清查し、經營繼續の計畫中である。

三、河北井徑炭礦、安徽益華鐵鑛

此等兩鑛は所在各省政府と關係があるから、本部より員を派して各該政府と整理の方法を協議してゐる。

民營鑛業については、監督整理及び保護助成を主眼として逐次施行したのは既述の石油鑛試掘採掘特許暫行條例制定の外、各株主間の紛糾處理、各省鑛區稅の整理、鑛業投資の清查、鑛業登記の統一、鑛業許可手續の整頓、各鑛局公司條例及び各鑛冶業公司局廠の資本清查暫行條例の公布等であり、其他鑛業指導所を設置して鑛冶技術を改

良し、鑛業銀行を開設して鑛業金融を調節し、試験所を設けて鑛質の優劣を確定する等、何れも本部が民營鑛業の發達を促進する政策である。尙鐵鑛は國防上大なる關係があるから、總理の實業計畫に準據して國營の政策を採用し前農商部の鐵鑛試探掘特許權を廢止して補救に資したのである。

以上は主要なるものであるが、其の他鑛冶専門家の登録、鑛業運輸の改良、鑛業陳列所の設立、國營鑛鋼工場、國營骸炭工場、國營模範煉銅工場等の設立に就いても既に夫々係員を任命して計畫に着手したから、漸次實現の運びになる筈である。

本部の主管事項は頗る多岐に渉るが過去一年間の成績は僅かに上述の如くである。且つ計畫の或るものは動もすれば數箇月を経るも實現することが出来ないものがある。其の最大の原因は實に經費の支出困難なところである。蓋し土地、資本、勞力は生産の三大要素であるが、我國は地大物博を以て知られ、勞力は低廉であるが、唯資本の一項は最も缺乏を感じるのである。資本が不足であれば大規模の生産事業は着手することが出來ず、又行政上の重要な設備も實施し難い。故に本部の規畫は多方面であるが最も力を注がねばならぬのは資金集中の一事である。例へば銀行の設立、組合の組織提唱、華僑の投資獎勵、國營鑛業の整理等何れも此の趣旨に基くのである。若し克く計畫する所を實現し得るに至つたならば、故總理が農民の解放、農産物の増加に關して吾人を指導したことも、固より政府の力を以て其の成功を促進し得るのである。斯くて國內の鑛業、森林、開墾、漁業、牧畜等諸種の大なる企業も亦漸次國營に移し、國家資本を發達せしめ、私人資本を制限する趣旨を貫徹し得べきである。これ本部の努力して進行を謀る所以である。

第五章 工商部工作報告及計畫概略

十七年春、中央執監委員第四次全體會議は總理の建國大綱に準據して工商部の設立を議決した。其の職權は工業及び勞働者に關する行政事項を掌理するにあり、其の目的は實業計畫を實現し、國民經濟を發展せしめ、建設方案を完成し、民生主義を貫徹するにあり、責務の重要なこと斯くの如くである。祥熙（部長孔祥熙自稱）命によりて部長に任せられ、三月二十七日職に就きて本部を成立せしめた。事を視るの始め、内國情を衡り、外世變を察し、即ち工商行政宣言を起草して全國に警告した。嗣いで軍事終結し、黨國統一して既に訓政時期に入つたのである。茲に於て祥熙又本部主管政務の中、緩急の別に從つて訓政時期工商行政綱領草案を起草し、之を國民政府に上申した。其の趣意は標準を樹立し順序を整齊し、以て政務の進捗を計るにあつたのである。爾來既に一年を経過し宜しく自ら過去の成績を考査すべきの時、又適々第三次全國代表大會の開會に際會したのである。故に之を記録して指針の資を求むべく、既往の工作狀況並に將來の計畫を縷述して之を報告する。

甲、過去工作概況

一、工商業及勞工行政法規の起草

本部は工商業及び勞工行政掌理の爲に先づ法規を制定するを必要とし、よつて在來の法規章則を考査したところ

頗る不備であるか、又は本黨の主義及び現代の潮流に適合しない點があり、之を改正しなければ政務の進行を期し難いことを知り、特に各科の専門學者及び工商團體中の信望ある人士を招聘し、本部職員を加へて工商法規討論委員會を組織し、重要な法規章則は逐次該委員會に提出し、詳密なる討論を経て起草し、委員會に於て之を審査し、本部に送りて更に審議を加へ、然る後國民政府に提出し、重要なものは國民政府よりの公布を申請し、其の他の暫行章則等は部令を以て公布したのである。たゞ五院成立以來、各項重要法案は均しく行政院より立法院に附議し、院議通過の後始めて公布せらるゝこととなり、而して訓政開始せられて法案繁多となり、院議の決定に頗る時日を要し、此一年内、起草した法規は少くないが、重要法典にして府院に於ける審議中にあり、未だ公布に至らないもの亦少くない。左に掲げたのは既に制定公布を経た法規章則であつて、本部の職權に關するものである。

- 一、修正商工部組織法
- 二、勞資爭議處法
- 三、中華民國權度標準條例
- 四、獎勵工業品暫行條例
- 五、商標局組織條例
- 六、全國物品展覽會通則

國民政府の産業政策

七、度量衡法

八、度量衡局組織條例

(二) 國民政府の允許を得、本部々令を以て公布したものは左の三十六種である。

- 一、本部分科規則
- 二、本部辦事通則
- 三、工商法規討論委員會規則
- 四、工商設計委員會規則
- 五、本部駐滬辦事處組織大綱
- 六、本部北平檔案保管處簡章
- 七、公司註冊暫行規則
- 八、商業註冊暫行規則
- 九、全國工商調查報告規則
- 一〇、全國工商統計暫行規則
- 一一、權度製造所暫行規程
- 一二、中國々貨暫委員會規則

- 一三、發給國貨證明書規則
- 一四、國貨審查委員會規則
- 一五、國貨調查委員會章程
- 一六、中華國貨展覽會章程及中華國展覽會組織大綱
- 一九、海外中華國貨陳列館組織大綱及海外中華國貨陳列館徵品規則
- 二〇、獎勵工業品暫行條例施行細則
- 二一、工業技師登記暫行條例
- 二二、商品出口檢驗局暫行章程
- 二三、商品出口檢驗暫行規則
- 二四、展覽會設計委員會規則
- 二五、驗換交易所及經紀人執照章程
- 二六、查驗商標註冊暫行章程
- 二七、總理遺像商標許可規則
- 二八、商會印章下付暫行辦法

(三) 本部の制定して公布施行したものは左の十六種である。

國民政府の産業政策

一一八

- 一、本部々務會議規則
- 二、本部技術人員暫行辦事細則
- 三、本部視察員辦事規則
- 四、本部錄事服務規則
- 五、本部職員旅費支給規則
- 六、本部證章規則
- 七、本部收呈辦法
- 八、工商公報編輯規則
- 九、商工法規討論委員會議事規則
- 一〇、工商設計委員會々議細則
- 一一、獎勵品審查委員會規則
- 一二、工業技師審查委員會規則
- 一三、工商訪問局暫行組織規程
- 一四、徵集工業原料辦法

以下二種は公文を以て實施を命じたるものであり、未だ公布手續を経ないが關係が重要であるから茲に附記する

- 一五、内地仕向土布免稅辦法
- 一六、機製洋式品免稅辦法

(四) 既に國民政府に提出したるも未だ審議中にて公布を経ないものは左の七種である

- 一、工會法草案修正案
- 二、商會法草案
- 三、工商同業公會條例草案
- 四、工場法草案
- 五、公司法草案
- 六、消費組合條例草案
- 七、特殊工業保障條例草案

以上本部起草の法規章則、凡そ六十七種、其中現に公布施行したもの六十種である。これ一年以來法規制定の工作狀況であつて各項の法規が完備したことは云へないが、一般政務處理の基準は立つたのである。

二、國貨運動の唱導並に全國國貨展覽會の舉行

昨年祥熙就職の初め我國が民生主義を貫徹しやうとすれば、必ず先づ國際經濟の壓迫を除くことを要し、國際經濟の壓迫を排除しやうとすれば、先づ國貨提唱に努力せなければならぬと信じ、全力を盡して國貨運動に従事した

のである。其の経過は左の通りである。

一、中國々貨暫行標準の訂立

國貨ニ非國貨との識別は元來容易でない。我國の人民は必ずしも愛國觀念がないのではない。時には使用の便利のため、精密の選擇をなす暇がないことがある。且つ我國の工業が落後し、之に加ふるに不平等條約の障礙があり又我國の工業原料を外國から取るものもあり、外國の工場が我國に於て設立せらるゝものもある。孰れを國貨とすべきやに疑問を生じ易い。本部は之に鑑み、爰に國貨の標準を制定し、國人をして取捨するところを知らしめ、これを國家運動の第一歩としたのである。

二、國貨審査委員會を組織して國貨を審査し並に國貨證明書を下付する規定

國貨の標準が定めれば本部は之に依て一般の商品を審査して其の國貨たるや否やを區別し、國貨に對しては證明書を下付して識別に資する。これ國貨委員會規則、國貨證明書下付規則を公布したる理由であつて、既に各商家の證明書下付を申請せるものが多數に上つてゐる。

三、國貨調査委員會及び分會の組織並に國貨調査表の調製

昨年夏、本部は首都の各部員會を聯合して國貨調査委員會を組織し、既に章程を議定し、政府に呈報して許可を得たのである。其の成立の後は協力して國貨運動に従事し、並に各省市に命じて分會を設立せしめ、夫々右の方法に依て進行を計ることとした。尙本部の定めた國貨調査表に基いて調査記入の上報告せしめ、又調査手續を定めて

各省市に示達するところがあつた。

四、服裝材料として國貨使用を唱導する辦法

國內禮服及び人民の服裝に國貨を使用せしむる件につき、全國商會聯合會及び中華國貨維持會より屢次政府に對する請願あり、本部は中央及び地方の各機關に命じ、所屬機關に轉飭し、切實に人民を勸導して國貨を服裝に使用せしむることとし、並に此旨内務部を経由して禮制服装審訂委員會に轉達し其の會議の結果、趣旨の如く議決施行せらるゝこととなつた。其の他之に類する事例としては國貨品の燐寸を使用することを通飭し、並に商人が國貨の値段を引上げることを嚴禁した。

五、首都國貨展覽會との協力

昨秋本部は首都民衆團體及び上海杭州一帶の國貨工場を聯合し、共同して國貨移動展覽會を準備し、首都第一公園に於て二週間に亘つて開催した。

六、上海夏秋用品國貨展覽會の開催

昨夏本部は上海市政府及び總商會を協議し、同市に於て夏秋用品を集め、上海總商會商品陳列所を借りて臨時に展覽會を開催し、會期二週間にして終了した。

七、中華全國々貨展覽會の開催

昨年六月本部は上海に於て全國々貨展覽會を舉行することを申請して許可を得、財政部より經費五萬元を支出せ

しむるこゝが議決せられたから、該會の章程を定めて認可を得、並に本部主管司科及駐滬辦事處に命じて上海市政府及び總商會等の團體と聯合して其の準備をなさしめ、十一月一日を以て開會し、本年一月三日閉會した。其の募集した商品は東は遼瀋より西は川黔に至り、南は滇粵より北は察綏に達する地方よりの出品に係り、内外參觀の人士噴々之を讚美して盛舉を爲したのである。之が爲に支出した經費は十三萬元餘、政府の補助したる五萬元を除き餘は上海市政府及び總商會にて調達した。

三、度量衡標準の制定並に新制度量衡の普及

惟ふに度量衡の劃一は庶政整理の基礎であつて、其の關係は廣汎且つ重要である。然るに我國の度量衡は各地の標準が一様でない。速に根本的改革により統一を謀るの必要があるのである。祥熙就職の時、之を急務とし、専門家を招聘して詳密なる討論をなし、萬國公制を採用して標準制を爲し、尙國民の心理及び社會の習慣を顧慮して別に市用制度量衡制を定めて之が補助制度をなすことを決定したが、勿論、努めて萬國公制との比率を簡單にし、換算を容易ならしめて普及に利せんことを期したのである。尙權度行政の順序を規定して逐次辦理の歩を進めてゐる。茲に其の工作狀況を述べれば左の如くである。

一、權度標準の訂立

本部成立後、間もなく度量衡制度の研究に着手し、標準を決定して法案を起草し、之を國民政府に送り、七月十八日公布の運びになつた。

二、北平權度製造所及檢定所の接收整理

北平舊部に於ける在來の權度製造所及び檢定所は本部委員に於て引繼いだ後、臨時豫算を定めて經費を調達し、機械を増設し、破損せる機械及び建物を修理し、並に權度製造所暫行規定を公布し、十月より標準器の製造を開始せしめた。

三、度量衡法の制定

本法は舊名權度法と稱したものであり、今次は本部之を起草して國民政府に提出し、立法院の審査を經、既に本年二月十六日國民政府より公布した。

四、度量衡局組織條例の制定

本條例は舊名權度局組織條例と稱したものであり、本部之を起草して國民政府に提出し、立法院の審査を經、本年二月十六日國民政府より公布した。

五、各地現用度量衡の徵集

各省區各特別市區に命じ、所屬機關に轉飭して現在使用せられてゐる度量衡を徵收し、簡表を作成して原器と共に本部に送らしめ、以て新制度量衡標準器に依る試験檢定の用に充てた。

六、新制度量衡標準器の普及

各省特別市區に命じ、所屬機關に轉飭し、代金引換に新制度量衡標準器を受領せしめた。

四、國內勞働者の地位及び境遇の改善

勞工行政は勞働者の地位及び生活状態を改善して、勞働能率を増加し、生産事業を發展せしむることを主とする。本部成立の當初、各種勞働事項の調査表を作成せしめ、勞働者の状況に關する材料を蒐集し、以て行政方針の根本確定を期したのであるが、調査の結果、國內勞働者の法律上の地位は從來何等確實の保障なく、勞働者の利益のため、何等適切なる計劃のなかつたことが判明した。因て一方勞働者保護の法規を起草し、一方勞働者の利益を増進する計劃を立てやうとしたが、此企圖は關係重大である上に創始に係り、既に根據する所なく、又時日に餘裕少なく、效を收むること遅々たるを免れない。茲に其の工作の概要を述べれば左の如くである。

一、勞資爭議處理法の制定參加

勞資の爭議は社會經濟に影響すること甚大なるに拘はらず、從來之を解決するために成法の依據すべきものなく各地何れも臨時の辦法を取り、而も其の差異の甚だしいのは勞資を協調せしむる所以でない。本部は豫て茲に注意したのであるが、適々國民政府に於て勞資爭議處理法を公布するに先だち本部は命によつて其の草案の審査に參加し、法制局、農礦部、内政部、司法院に會同し、詳細に討論して修正を加へ、始めて昨年六月九日國民政府に答申し、同日公布施行せられた。

二、工場法案の起草

工場法は本部工商法規討論委員會にて起草し、本部に於て審査の後、國民政府に提出し政府より立法院に付議し

目下審査中である。

三、消費組合條例の起草

消費組合は勞働者の生活費を軽減せんとする目的の下に組織せらるゝのであるが、工商法規討論委員會は既に其例條の草案を作成し、本部之を審査したる後、行政院を経て立法院に付議し、目下審査中に屬する。

四、勞働者衛生展覽會の開催

我國の勞働社會は生活程度低くして衛生の何たるを知らないが、而もこれは單に經濟上の理由ばかりでなく、常識の缺乏せることが其の大なる原因である。去秋本部は醫藥界及び各團體に協力し、首都に於て勞働者衛生展覽會を開催して勞働者衛生の改善を謀るため、特に印刷物を發刊して各省區特別市に通令し、開催の準備を進めてゐる。

五、勞働者教育計劃の綱要

勞働者の教育は目下の急務であつて、普通智識の開発及び職業技能の養成を主要事項とする。本部は特に綱要を定めて各地方に示達施行せしめてゐる。

六、工場衛生概要の規定

工場法及び其の他の勞働法規は關係が重要であつて、審議に時日を要するから、本部は別に工場衛生概要を規定し、工場衛生上の設備の大略及び勞働者の個人衛生上注意すべき諸點を説明し、之を示達して準據する所を知らしめたのである。

七、職工俱樂部計劃大綱

職工俱樂部は各地に於て未だ多くは設立せられてゐないが、其の必要に就いては夙に唱導せられてゐる。故に本部は之が爲に其の綱要を規定して各國に示達し、之を組織するものをして據る所を知らしめたのである。

五、國際労働事項の處理

最近労働問題は國際的に重要な關係を有するに至り、各國の情勢は一様でないことは云へ、労働運動の世界的勢力は甚だ偉大且つ複雑となり、各國に於て最も注意すべき事象とせらるゝに至つた。我國は從來労働者問題に就いての研究に乏しいが、今後は世界の趨勢を觀察して計劃を立つるの必要がある。本部は此點を考慮し、國際労働事項研究の専門機關と聯絡して他山の益を得んことを期し、並に我國の海外出稼人に關する事項處理に注意を拂ひつゝある。之を分述すれば左の如くである。

一、國際労働局との聯絡

昨年國際聯盟局國際労働局長トーマ氏の我國を訪問したのは、國際労働者間の親善を圖るにあつたが、氏が發表した主張は本黨の政策と多くの點に於て符合するところがあるので、本部は外交部と會同して氏を招待し意見を交換した。其の席上氏は本黨の既に採用した労働政策及び學說を國際間に宣傳し、總理の主義を世界に普遍せしめ、並に書信を以て該局毎回の會議記録及び各國労働問題の材料を取寄せ、我國政府の参考に資すべきことを述べた。

二、第十一回國際労働者大會議案中の問題解答案の諮問

我國は國際労働代表大會の會員國であるが、今度の第十一回會議に於ける船舶荷役人夫の危険問題及び此種の危険豫防問題に對する答案を定めて之を次回の會議に提出する準備をなすため、法を設けて各所に諮問することとし、既に本部より船舶荷役人夫聯合會及び上海埠頭労働者會、招商局等に對して研究の上回答をなすべきことを要求し並に員を上海に派して各方面の意見を求めた。

三、外人の工夫募集禁止

各國の海外出稼人に對する對遇は從來人道を無視するものが多かつたから、本部は力めて保障を謀り、就中華工の任意募集を禁止した。即ち昨年西班牙人ボシユ（譯音）なる者が來華し、故智に倣つて天津、上海に於て工夫を募集し、亞弗利加のトリポリ地方に送りて開墾に従事させやうとした。然るに該地は氣候不良であるから嚴に其の募集を禁止した。該西班牙人は終に青島に赴いて私かに多數の華工を募集し、船舶を購裝して輸送せんとしたが、幸に僑務委員會、内政部及び外交部と協議し、員を青島に派して出航を禁止し、募集せる華工に對しては旅費を給して歸郷せしめた。

六、工業技術の獎勵

我國の幼稚なる工業を發達せしむる爲、技術上の新らしき發明に對しては宜しく之を獎勵すべく、外國に於て行はるゝ技術を應用して外國製品の模造品を製造すること亦獎勵すべきである。茲に本部が實行せる此種工作の概略を述べれば左の如くである。

一、工業品獎勵暫行條例及施行細則の制定

此項の條例は本部成立後、主管係員をして起草せしめ、審査の上國民政府に提出し、六月十八日公布の運びになり、施行細則は七月二日本部より公布した。

二、工業品獎勵委員會組織、其規則及審査書式の規定公布

獎勵辦法の施行に伴ひ、其の審査の必要上審査委員會を組織し、並に部令を以て其の規定を公布した。

三、工業品及工業技術專利案及褒獎案

本部が上項の條例及び規則を公布したる後、數箇月の間に國內の工業研究者の審査を申請して來るもの頗る多く、其の中價値あるものが尠くない。既に審査を開くこと七回、審査に合格したもの二十五件、褒獎を授與したものが十件、不受理三件、審査中に係るものが十餘件ある。

七、税法の改正、釐金廢止並に國貨稅率減免申請に對する參加處理

我國從來の稅制が不良なるに加へて、比年軍閥横行し、苛捐雜稅の徵收續々して行はれ、人民は甚だしく苦惱した。この状態は本黨の主張に於て最も反對し來つた所であつて、力めて排除しなければならぬところの稅政である。但、黨國創始の際であり、軍事政務共に紛雜して國用日に増し、而して財務行政は尙統一せられない。故に徹底した工作は頗る困難であるが、河北、山東一帶に於ける張、褚諸逆の苛稅は既に廢止して人民を休養せしむること、した外、其餘は財政當局に於て逐次改善中である。本部は税法が工商業に至大の關係を有するが故に、職責

に本づいて、其の改正に参加し、財政當局と共に其の事務に従事したのである。左に其の經過の概要を述ぶる。

一、全國財政會議に参加し、關稅自主、釐金撤廢準備案を決議したること

財政部の財政會議が昨年七月一日首都に於て開會せられたこと、本部は汪漢滔を代表して出席せしめたが、同會議は七月九日關稅自主、釐金撤廢準備案を議決した。其の内容は關稅自主の部分に稅則の自訂、自主の實施、互惠條約の締結、海關政務の革新の四項に分れ、外に外國品課稅原則の規定あり、財政會議より右決議案を全國に通電して宣示し、並に財政部長と本部々長との會同により裁釐委員會を組織して釐金撤廢事項を討論した。

二、財政部との會同による裁釐委員會の組織

上項財政會議の結果、裁釐委員會の組織大綱の決定を見たのであるが、本部々長は適々公務を以て北平に出張したから、汪漢滔を代理して該會に出席せしめ、汪代表より釐金撤廢後に於ける補填新稅設定に關する意見七箇條を主張せしめた。即ち、(一)新たに發明せられた工業品及び國內工業用原料の免稅、(二)上記の外の輸入、輸出の工業原料稅の減免、(三)輸入外國品は必需品と奢侈品とに分類して稅率の輕重を分つ等の諸項であつて、何れも可決せられた。又他の會員と協議して各省に裁釐籌備處を設立する議案を提出し、これまた可決せられた。但し該會議は建議機關にして執行の職責は財政部にあるのである。

三、國定稅則委員會々議への參加

昨年夏、財政部は關稅自主に對する準備の爲、國定稅率委員會を組織し、本部よりは劉奎度、趙錫恩を代表し

て該會議に出席せしめたのであるが、其の際に於ける本部の主張は大略下記の三項であつた。(一)保護税則の採用、(二)互惠税則の對外締約は關稅自主實施以後たるべきこと、(三)税率は日用品に對して之を低くし、民生主義に合致せしむること。

四、土布税釐の免除

土布は人民の日用品必需品であるが、近時備前に外國輸入品の壓迫を受けており、免税が必要認められる。よつて本部は内政部に會同して之を國民政府の常務會議に提出し、財政部の贊同を経て免除に決定し、並に財政部の定めた辦法三箇條を全國に通令し、各省商會をして一般商民に知照せしむること同意した。

五、人造絹絲税率標準の規定

人造絹絲は完全に外國製品であつて、又應用化學により製造せられたる物品である。其の耐久力は弱い、價格低廉である上に光澤目を奪ひ、織物原料として漸く廣く用ゐられ傾向である。本部は屢々各方面より人造絹絲が國產生絲を壓迫するから重税を課せられたしこの請願に接し、又之に反對に其の織物原料に供せられるのを理由として税率を輕減せられたしこの請願に接してゐる。因て各種の意見を綜合して人造絹絲の税率標準を擬定し、財政部に通牒して辦理を求めた。

六、機械製洋式貨物の免税辦法

機械製外貨模造品は既に從來課税を減免せられたのであるが、本部成立後、工業技術により土貨を改良するもの

に對しては審査の上、工業品獎勵條例に據り褒獎をなす外、免税辦法を適用して財政部に免税を申請し得ること、し、既に財政部の許可を得たものが多數ある。これ亦工業促進の一端である。

八、對外貿易の整理

近時我國の對外貿易が年々衰退しつゝあるのは、國人が世界に關する智識に乏しく、各國市場の情勢に暗く、企業上の錯誤が甚だ多いこと、國産品が各國市場の標準に合はず、純良の製品が少ない爲であり、斯くて信用自ら失墜し各國市場よりの註文は逐年減少するのである。本部は深く之を憂ひ、其の缺點の所在に就きて夫々匡救の手段を講じてゐる。其の工作の概略を述べれば左の如くである。

一、工商訪問局を設立して國際商況を報告すること

従前北平に經濟討論處を設け、中外の文字を以て經濟報告を刊行し來つたのであるが、其の後本部は政府の命に依りて之を引継ぎ、特に組織を改めて工商訪問局と稱し、本部の豫定計畫に従つて該局を上海に移し、専ら内外商況の報導を司り、國産の實況を宣傳せしむることとし、現に支那文半月刊、英文週刊及び月刊の三種を發行し、並に若干の特刊を發行する。内外商人及び華僑の該局に就て内外商況を質問研究する者甚だ多く、國際貿易上裨補するところが少くない。

二、華商の國際博覽會出品勸誘

近時各國に於て國際博覽會の開催せらるゝもの頗る多く、何れも對外貿易に關係するところが大である。本部は

國人の踴躍出品して展示の效を収めんことを希望し、勸誘大に力めた。例へば本年一月フイリッピンに於て遠東商
品展覽會の開催せられたとき、本部は上海に事務所を設立して出品の準備をなし、天津、上海の總商會に知照して
出品を勸誘せしめ、初めは祥熙自ら政府を代表して該博覽會に出張せんことをしたが、政務繁多の爲其の意を果さず、
本部次長穆湘珊をして該博覽會に赴く人員を率ゐ、出品を積載してフイリッピンに到り、同地人士の熱烈なる歡迎
を受けた。尙同會に陳列した國貨は、今次の勸誘により頗る多種多様であつた。今後佛蘭西、白耳義各國の博覽會
相繼いで開催せらるゝ豫定であるから、此等に對しても極力勸誘をしてゐる。

三、輸出品檢驗條例の制定並に檢驗局章程の規定

輸出品の不良不齊なることは對外貿易衰退の一大原因なること既に之を述べた。其の弊を救ふ爲には輸出品を檢
査して整齊の效を收むるを第一歩とする。本部は既に輸出品檢驗條例及び輸出品檢驗局暫行章程を制定して、國民
政府の審査公布を經、並に各大貿易港に檢驗局を設けて執務を開始した。

四、天津毛革肉類輸出検査所の整理

從來天津にあつた毛革肉類検査所は執務方法宜しきを得なかつたが爲、效果殊に少なかつたが、昨年本部が之を
引繼いだ後、鋭意整理の結果、現在に於ては漸次刷新の效果顯はれ、河北より輸出する羊毛、皮革、肉類の信用増
大し、内外の商民は交々之を稱讚してゐる。そして執務の改善により收入亦増加したが、今後は輸出品檢驗條例
に準據して天津輸出品檢驗局に改稱することとなつた。

五、上海棉花檢驗局の引繼

上海に於ける輸出棉花は含水量の多いのが最大缺點とせられ、各國商人は引いて之を短所としたのである。本部
は曩に檢驗局設立の計劃をしたが、未だ實現しない以前に農礦部は既に早く棉花檢驗局を設立したのであるが、行
政院會議を經て、之を本部に引繼ぐこととなり、本部の設立せる上海輸出品檢驗局に合併したのである。

九、工商業者及び労働團體の整理

國內の工商業者及び労働團體は今次の改革後、舊來の組織條例が現行の主義と一致しない點があり、大半其の機
能を停止し、組織を改めやうとしても、案の循ふべきものがなかつた。よつて本部は工商労働團體を整理するため、
法規を起草して辦理の規矩たらしむることとし、之を國民政府に提出し、其の後立法院に轉送付議せられたが、未
だ公布の運びに至らない。故に此一年間は現狀を整理して組織の改正を待つたのである。其の工作を分述すれば左
の如くである。

一、工會法草案の修正

工會法の舊草案は國民政府委員會議より本部々長に廻付せられ、法制局長と會同して審査すべき命令があつたか
ら、本部及び法制局より各委員を出して協議修正して國民政府に提出したのであるが、適々立法院が成立し、同院
に付議せられたのであるが、未だ公布に至らない。各地工會も政府が刻下清黨時期にあり暫く民衆團體運動を停止
してゐる爲、其の組織を定めないのである。

二、商會法草案の起草

商會法は工商法規討論會に於て起草し、本部に提出し、政府に轉呈して立法院に付議したが、未だ公布せられない。

三、工商同業公會條例草案の起草

其の經過は前項と同じく、現に立法院に於て審議中に屬し未だ公布せられない。

四、商會組織改正要綱の査定

商會組織法が未だ公布せられず、而も各地商會は關係重要にして工作を停止することが出来ない。本部は臨時辦法を定め之を公布して援用に資せんとしたが、適々各省商會聯合會開會せられ、暫行改組大綱を制定して認可を申請し來つたから、詳細審査の上認可を與へ、之に準據すべきことを通飭し、現に各省縣區に於ては均しく之に依據してゐる。各級商會の名稱の劃一でないものは之を改めしめ、舊印の使用し難いものは印章下付申請手續六箇條を定めて之に則り申請せしむることとした。

十、専門人才の登録

工商業は均しく専門的業務であつて、經營其人を得なければ失敗しないもの稀である。然るに國內の投資企業家は常に人才の得難きに苦しんでゐる。そして専門家を稱する者にして徒らに學理を説くも其の實力が空疎であり、何等の技倆がないものがある。故に登記の制度がなければ區別が困難である。本部は此に鑑み人才登記の制を定め

たのである。左に之を略述する。

一、工業技師登記條例

本部は昨年工業技師登記條例を起草し、國民政府の認許を経て之を公布し、並に工業技師審査委員會規則を制定して委員會を組織し、登記申請者の資格證據等を審査し、以て取捨することとした。刻下既に登記を経たる者が多數に上つてゐる。

二、會計師登記簿の引繼

會計師の職務は社會上頗る重要である。大凡商業上の人才は其の職務を行使する爲に登記することを要し、其の事項は以前財政部の管掌に屬したのであるが、本部の組織法修正後は會計師の登記は本部の所管に改められ、既に財政部より其の帳簿及び書類の引繼ぎを受け、並に會計師登記規則を制定して之を公布し、以て依據に資した。

十一、工商業者の窮狀救済

歐米に於ける物質文明の發達に伴ひ、大機械工業勃興し、資本は集中し、生産品は過剰となり、工商業界は頻々として恐慌に襲はれ、國家社會の力を合せて之を救済しなければならぬ状態となつた。我國も亦最近上記の如き世界的影響から免れることが出来ず、國際貿易は頹勢を辿り、工商業は危機に瀕するに至り、國家が之を救済しなければ經濟界の恐慌となり、失業者の増加となり、社會に重大なる危険を發生すべく、民生主義の立場から考へて坐視を容さざるものがある。本部は此に鑑みるにころあり、工商業界に恐慌の兆あるとき、又は停頓状態に陥らん

ミしたときは特に全力を出して之を救済した。左に其の概略を述べよう。

一、蠶絲業者の窮狀救済

我國の蠶絲は最も重要な輸出品の一であるが、昨年の輸出品は標準規格に合せざる不良品の多かつた結果重大なる打撃に會し、殆んど恢復し難い程の窮狀に陥つたのである。上海絲廠業協會は民國三年及び七年の成案を援引し政府に對して國庫金百五十萬兩の融通を請願し、これによつて危急を脱せんことを圖つた。然るに當時國庫に餘裕なく懸案ミなすの已むなき狀勢にあつたが、本部は極力奔走し、漸く財政部の保證により上海銀行團から貸出をなさしめ、其の償還方法は生絲輸出の際一定額を差引くこととして漸く該業の危機を脱することを得たのである。

二、和興鋼鐵廠の救済

該工廠は民國七年に創立せられたのであるが、九年以來外國品の壓迫を受けて事業を休止し、十三年再び開業したが又々經營困難に陥つたのである。本部は該工廠董事人の救済請願に據り、其の業態を調査した結果、規模施設も頗る具はり、之を廢業せしむるは遺憾であり、更に外人の手に入るの虞れがあつたから、詮議の上、救済辦法を定めて行政院の認可を得、夫々之を實施して恢復に力めしめた。

三、國民製糖公司の救済

國民製糖公司は我國に於ける屈指の製糖業であるが、經營方法の機宜を失したが爲、休業の已むなきに至つた。上海市政府は國民政府に之が整理を申請し、本部其の辦理を命ぜられ、委員を任命して上海市政府に會同せしめ、

該公司の人員を召集して整理に着手せしめたのであるが、其の結果該公司には自ら解決するの能力なく、行政手段を以て強制的處理をなす外方法のないことが明白ミなつたから、本部より改めて委員六人を出し、該公司人員と共に整理及び管理をなさしめ、整理が緒に就き、債務辨済の方法立つを俟つて開業せしむることとした。

四、龍烟鐵礦公司の救済

龍烟鐵礦は十二年改組して新公司を設立し、官商合辦ミして資本五百萬元を集めたのであるが、爾後の經營宜しきを得ずして不振に陥つた。目下本部は政府側の董事に委任して救済に着手し、方案を定めて極力之を實行することに決定した。

五、國產絹織物業者の救済

近年國產絹織物業は衰微不振の狀況にあり、其の原因は必ずしも同一でないが、速かに救済を要することは同じである。本部は屢々上海商民協會、總商會、國貨維持會の陳情に接し、之に據つて國產絹織物業不振の原因五項を數ふるを得たから、之を行政院に呈報し、並に各主管部ミ協議して夫々解決の法を講じ務めて救済の目的を達しやうとしてゐる。

十二、工商業註冊事務の整理

本部の成立以前、首都に於て既に註冊局が設けられ、一般註冊事務は總て該局の辦理に歸したのであるが、本部組織後、工商業の註冊は工商行政の基礎であるが故に之を回収して整理を加へた。其の概略左の如くである。

一、公司註冊事務の整頓

本部成立後間もなく公司註冊暫行規則を起草し、國民政府に呈報して批准公布を經、並に公司註冊事項の引繼を受け、各種表簿、執照の劃一様式を制定し程序を嚴守して一切を辦理するこゝになつた。

二、商業註冊事務の整理

本部は又商業註冊暫行規則を起草して、國民政府に呈報し、部令を以て之を公布し、商業註冊事務を引繼ぎ、並に規則に準據して大に整理を行つた。

三、商標局組織條例を公布し全國註冊局を改組して商標局としたこゝ

本部は在來の註冊局が既に多年の間商標註冊事務を辦理し來り、現在公司註冊及び商業註冊が既に本部の管掌に歸し、商標註冊事務が繁多になつたから、商標局組織條例を起草し、國民政府に呈報して審査公布を經た。そして註冊局を改めて商標局とし専ら商標註冊の事務を司らしめ、以て職責を遂げしむるこゝにした。

四、商標註冊證の検査

北平舊商標局に於て註冊せられた商標は其の數頗る多く、而も時を經るこゝ既に久しく、再検査を行ふの必要があるから、本部は商標註冊證検査暫行條例を制定して検査を實行し、弊害の生ずるを防ぐこゝにした。

五、交易所仲介人の執照検査

交易所は金融及び物資の平準機關であつて、少しく辦理を誤れば直ちに流弊を生ずるものである。從來其の設立

は申請により許可を得るこゝが必要に定められ、其の仲介人も亦執照の下付を受けなければ營業をなすこゝを許さないのである。本部は近時上海に於ける交易所の規律が紊亂せるに鑑み、特に交易所及び仲介人執照書替規則を定めて一律に其の書替を命じて之を取締るこゝにした。

十三、工業及労働者統計の調製

狀況を調査して統計を編製するこゝは行政に於ける第一の要件である。今日我國に於て最も重要なものは工商行政であるが、我國は從來道を尊び、藝を賤しむ、士大夫を重んじて商賈を輕んじ、従つて工業が重視せられなかつたが爲に官府の文書より私人の著述に至るまで、工業の狀況につきての詳細なる記述はなかつたのである。特に專制時代には民治を講究せず、戶籍簿備はらず、職業別の如何云ふが如きは更に不問に附せられ來つたのである。開港以來、始めて工商を掌理するの官を設けたが、全く社會を隔絶し其官に在る者も其事を事せず、表冊徒らに具はるも名實伴はず、凡そ地方の官吏なきも、唯形式を事として目前を糊塗するのみであつたから、總ての文書は數字が不確實なるか、又は缺如して居り、調査の意圖あるも研究の眞實を期し難い。而も尙徒らに言説をなすは暗中に摸索して真相を知らうとするに異ならない。故に本部成立以來は力めて統計の調製に注意したのであるが、恨むらくは訓政時期が開始せられて日未だ淺く、民治未だ完成するに至らず、行政機關の機能十分ならず、人民自治の組織が未だ着手せられず、一切の調査事項も之を各級官廳に委託するの外なく、詳細の調査を求むるこゝが困難である。詳細は此間の事情を知悉して居るから法を設けて別に進行を謀り、或は専門の人員を派遣して實施調査を

行はしめ、或は職業團體を利用して工作を指導して來たのである。若し幾分にも成績を擧ぐるを得れば今後の行政方針を定むる上に大なる裨益があるであらうことを信ずる。茲に着手以來規定した調査統計の表冊圖式の種類を分述しやう。

A 調査部分に屬する表式 本表式は大體に於て全國工商調査報告規定に依ること、したが其の單行辦法を定めたるものは別に之を詳記する。

(一) 工業原料調査表

本部の前に定めた工業原料徵集辦法を各省區特別市に示達し、所屬に命じて本部に送附せしめて陳列し、其の應用に改良方法を研究すること、なり、既に接受したもの約二百七十餘種に上つた。

(二) 國貨調査表

國貨證明書下付の參考とするものである。

(三) 國貨調査簡表

國貨統計表編纂用とするものである。

(四) 現行權度量器調査簡表

各地現行の權度量器調査の爲に用ゐ、並に權度量器を徵收して本部に送らしめ、新制度量衡普及の準備とする。

(五) 工廠調査表

(六) 工商調査簡表

(七) 紡績工廠調査表

(八) 製紙會社調査表

(九) 官有工廠調査表

(一〇) 外人工廠調査表

(一一) 休業工廠調査表

(一二) 手工業調査表

(一三) 民營工業調査表

(一四) 特許證明品調査表

(一五) 工業學校調査

以上工業關係調査表十五種

(一六) 商店調査表

(一七) 外人商店調査表

(一八) 休業商店調査表

(一九) 銀行調査表

國民政府の産業政策

一四二

- (二〇) 在支外人銀行調査表
- (二一) 保險會社調査表
- (二二) 在支外人保險會社調査表
- (二三) 在支外人航海業調査表
- (二四) 商業註冊調査表
- (二五) 絲茶業調査表
- (二六) 舊式金融機關調査表
- (二七) 國際貿易會社調査表
- (二八) 國外華僑工商業調査表
- (二九) 商會調査表
- (三〇) 民國一年——貿易狀況調査表
- (三一) 組合調査表
- (三二) 商人補習學校調査表
- 以上商業類十種
- (三三) 工人歴年賃銀調査表

- (三四) 失業職工調査表
 - (三五) 工廠工人(工場労働者)調査表
 - (三六) 工廠工人災厄調査表
 - (三七) 工人學校調査表
 - (三八) ストライキ調査表
 - (三九) 勞資爭議月報表
 - (四〇) 勞資紛糾調査表
 - (四一) 職業工人労働時間調査表
 - (四二) 産業工人労働時間表
 - (四三) 職業工人賃銀調査表
 - (四四) 産業工人賃銀調査表
 - (四五) 工人住居調査表
 - (四六) 僑工(在外労働者)概況調査表
- 以上二類、調査表を合せ總計四十六種とす。

B 統計部分に屬する表冊圖式 大體に於て全國工商統計暫行規則及本部の定めた工商統計大綱に依つて訂定

し、特殊の状況があるか、又は關係重要なるものは別に註明を加へた。

(一) 中國輸出貿易指數總表

本表の民國元年より民國十六年までの分として物價指數、物量指數、物値指數の三種に分つた。

(二) 中國輸入貿易指數總表

(編例前に同じ)

(三) 中國物値指數圖表及數字表

(四) 中國輸出貨物物價指數圖表及數字表

(五) 中國輸出貨物物量指數圖表及數字表

(六) 中國輸出貨物物價、物量、物値指數表

(七) 中國輸出入貿易指數圖表

(八) 民國十五年及十六年の全國物價統計總表

(九) 民國十五年及十六年の輸出入貨物物價比較圖表及其百分比圖表

(一〇) 民國十六年輸出入貨物物價比較圖及其百分比圖表

(一一) 歷年輸出入貨物總價格表

(一二) 歷年輸出入貨物正味價格表

再輸出沿岸貿易等を控除したるもの

(一三) 歷年輸出入各國貨物價格比較表

民國元年より十六年まで

(一四) 歷年輸出入各國貨物價格百分比表

同上

(一五) 歷年對外貿易差引表

(一六) 十年來海關輸出入貨物趨勢圖表

(一七) 輸出入重要土貨表

(一八) 歷年輸出土貨價格、仕向先國別表

(一九) 最近十年間海關輸出入現金價格比較表

(二〇) 歷年海關兩、銀、英磅建相場表

(二一) 歷年在支外人商店名表

光緒十八年より民國十八年まで

(二二) 歷年在支外人々數表

同上

國民政府の産業政策

- (二三) 國人經營の紡績工場比較圖表
- (二四) 列國紡績工場錠數及使用棉花數量比較圖表
- (二五) 最近七年間の各國棉花產額比較圖表
- (二六) 最近八年間の各國棉花消費量比較圖表
- (二七) 六十六年來各種生絲、繭輸出統計表
- (二八) 各生絲比較表
- (二九) 桐油輸出統計表
- (三〇) 歷年山東省動物、植物、礦物、海產物、織物及雜貨輸出數量及價格表
- (三一) 最近二年間の毛、棉、絲、麻織物及ボタン等の輸入統計表
- (三二) 最近二年間人造染料輸入統計表
- 附 染料原料の概算
- (三三) 最近二年間の人造絹絲輸入統計表
- 附 製造原料の概算
- (三四) 最近二年間の輸入紙統計表
- 附 豫備バルブの概算

- (三五) 最近二年間の輸入煙草統計表
- (三六) 最近二年間の輸入鋼鐵統計表
- (三七) 最近二年間の輸入銅統計表
- (三八) 最近二年間の輸入真鍮、白銅統計表
- (三九) 最近二年間の輸入鉛統計表
- (四〇) 最近二年間の輸出入貨物價格差額表
- (四一) 各國鶏卵原料製品輸出入總額比較圖表
- 一九一三年、一九二三年、一九二六年の三箇年別
- (四二) 最近四年間平均世界主要各國輸出鶏卵數量比較圖表
- (四三) 本國工商業の世界に於ける地位圖表
- (四四) 一九二六年、一九二七年、一九二八年前半期商況趨勢圖表
- (四五) 支那米國農產物比較圖表
- (四六) 支那米國工業事情比較圖表
- (四七) 支那米國工業經濟對照表
- (四八) 支那米國交通事業比較圖表

第五章 工商部工作報告及計畫概略

- (四九) 支那米國海外在留民比較圖表
 - (五〇) 歐洲大戰前一年及最近四年間の獨逸主要輸出入貨物比較圖表
 - (五一) 獨逸對外物價比較圖表
 - (五二) 獨逸の對支及對亞細亞貿易額比較圖表
 - (五三) 支那フィリッピン貿易統計表
 - (五四) フィリッピン輸出重要物産一覽表
 - (五五) 輸入フィリッピン重要物産一覽表
 - (五六) 本部の配付せる文書、圖表及表
 - (五七) 工業原料陳列詳細表
 - (五八) 市用度量衡新舊對照表
 - (五九) 各種新舊升目比較圖表
 - (六〇) 各種新舊斤量比較圖表
 - (六一) 各種新舊尺度比較圖表
 - (六二) 我國の人口及面積對照表
- 以上統計圖表の多くは本部各係人員が執務の必要に従ひ、専門に調査の上特に制定し、或は特に中外公私の書籍

を參考として制定したるものである。

調査表は各地方官に送り期日を限りて調査記入せしめた上本部に送らせてゐるが期限通り送付し來るものは少く本部の統計表作成を遅延せしむる場合が多い。報告の速かでない理由は大約三つある、一は地方官吏が工商調査を具文に看做し放任することであり、二は命令を遵守して辦理する者があつても地方官署の係人員が其の能力の不分なるが爲に誤謬に陥り、再調査を命じて更に時日を要することであり、三は我國の幅員が廣く交通不便であつて邊陲の各省にては幾度か各級官廳を経由するが爲、到着に遅延を來すことである。目下本部は十七年度年鑑の編纂を決定し既に各地に通令して期日を限つて調査報告をなすべく督促を發した。以上A、B二項は本部の工商調査統計を辦理した経過であり、特に茲に附記する。

乙、現在計劃概略

一、工商業及勞働行政法規の完成

各項の法規は政令の根基をなすものであり、工商行政を實現するが爲には先づ各種法規を完成せしむるの必要あり、既に前編に述べた通りである。本部は過去の進程に於て既に本黨の主義及び政綱に據つて現代商工業の趨勢を考察し緩急に従つて各項の法規を制定して之を公布施行したが尙起草中に屬して未だ完成せず又は起草に着手しやうとする多くの法案があり、引續き進行に努めてゐる。左に本部が今後制定しやうとする法規につき略述する。

國民政府の産業政策

一五〇

A 既に起草を経て審査公布を申請した法規

- (一) 手形法
- (二) 保險業法
- (三) 商事公斷處條例及辦事細則
- (四) 會計師條例
- (五) 本部處務規定
- (六) 商品検査所條例
- (七) 交易所法

B 本部にて起草中又は審査中の法規

- (一) 商法總則編
- (二) 商行爲法
- (三) 合夥法
- (四) 海商法
- (五) 勞働法
- (六) 勞働保險法

(七) 工業法

(八) 工廠檢察法

(九) 特許法

(一〇) 商標法

C 目下計劃中にあつて最近起草の豫定である條例規則

- (一) 工業試驗所規定及組織大綱
- (二) 工業材料標準検査局規程及組織大綱
- (三) 度量衡製造所規程
- (四) 度量衡検査人員養成所規定
- (五) 度量衡検査所規定
- (六) 中華民國建國紀念博覽會章程

中華民國建國紀念博覽會準備委員會組織大綱

中華民國建國紀念博覽會出品募集規則

中華民國建國紀念博覽會出品審査規則

中華民國建國紀念博覽會出品審査委員會規則

第五章 工商部工作報告及計畫概略

一五一

國民政府の産業政策

一五二

- (七) 北平國際實業展覽會章程
 - 北平國際實業展覽會準備委員會組織大綱
 - 北平國際實業展覽會出品募集規則
 - 北平國際實業展覽會出品審查規則
 - 北平國際實業展覽會出品審查委員會規則
- (八) 首都國貨工場聯合市場章程
 - 首都國貨工場聯合市場組織大綱
- (九) 度量衡法施行細則
 - (一〇) 商會法施行細則
 - (一一) 工會法施行細則
 - (一二) 工場法施行細則
 - (一三) 公司法施行細則
 - (一四) 工商同業公會條例施行規則
 - (一五) 會計師審查委員會規則
 - (一六) 蚌埠平民編輯所章程

- (一七) 勞工職業紹介所章程
- (一八) 工商年鑑編輯規程

二、全國度量衡の統一

本部は昨年權度標準及び度量衡法、度量衡局組織條例を起草して國民政府の審査公布を経た。故に其の後は全國的の普及と統一とを期してゐる。今其の工作計劃を述べれば左の如くである。

一 度量衡局の組織

本年公布せられたる條例に依つて組織する。

二 度量衡製造所の擴充

従來の權度製造所を擴充せんとするものであつて、其の計劃は統一せる度量衡の標準器を全國に供給するを以て限度とする。

三 度量衡検査人員養成所の組織

度量衡の検査は一種の専門技術であるから先づ人才教育所を設けて實施に備へなければならぬ。さもなければ各検査所が設立せられて多くの人員を要するにき必ず需給不調和の困難を生ずるであらう。

四 各省區及特別市度量衡検査所の組織

度量衡の検査を行つて統一を實施する爲には先づ各省區及び特別市より着手する。

五 各縣市度量衡檢定分所の組織

各縣市に徧ねく檢定所を設けなければ統一は終に徹底しないであらう。故に各縣市に度量衡檢定分所を組織して一律に其の地に於ける現行の度量衡を檢定し務めて新制度を普及する。

六 度量衡營業特許法の實行

度量衡製造販賣の營業は國家の制度に關係するから之を取締らなければ終に官制を紊亂して惡弊を生ずるであらう。故に特許法を制定して之を公布施行した。

三、國貨運動の擴大並に國內大規模展覽會の計劃

惟ふに今日我國の産業落後狀態に於ては盛んに國貨運動を行はなければ以て挽救に資するに足りない。本部は現に昨年以來の國貨運動を繼續し、且つ左記の計劃に従つて之を擴大せんとする。

一、首都國貨工場聯合市場の開設

昨年十二月一日本部は政府の命に従ひ、國貨の販賣方法を研究した結果、首都に國貨工場聯合市場を開設すべきことを答申し、目下既に設計圖を作成して之を政府に差出し起工の準備をしてゐる。

二、北京勸業場の整理

北京勸業場は規模頗る大であり、十二年秋北京政府農商部は之を擔保して十五萬元を民間より借入れ、爲に紛糾を惹起して今日に至つたのであるが、今回之を回收して組織を改め國貨市場となすこと、し現に計劃中である。

三、本部國貨陳列館の設立

國貨陳列館章程は昨年既に政府に提出し、其の公布を経たが、目下案に據つて積極的に準備を進め、常に優良の國貨を陳列することを得せしめ、展覽會に相應じて民衆を啓發するのである。

四、北平國貨陳列館の整理

北平の舊設國貨陳列館は既に本部之を引繼いで組織を改め、目下着々整理を行つてゐる。

五、各省市國貨陳列館の開設促進

我國の幅員は廣濶であるから若し國貨の陳列が首都に限られるに於ては普及は殆んど望みがない故に本部は特に組織の大綱を規定し各省及特別市に命じて其の開設を懇懇し、浙江、福建、河北各省の既設陳列館は之に依て組織を改め、安徽、江西、湖北各省に於ける開設準備中のものは進行を促がし、並に海外國貨陳列館設立の準備をした。六、各省市に於ける國貨調査分會の設立並に分期工作計劃の規定
首都國貨調査會の工作は刻下分期進行の計劃をして居り並に各都市分會を設立し計劃に従ひ、一致して國貨運動を進行させやうとする。

七、國內各地に於ける國貨展覽會の開設促進

昨年本部は上海に於て中華國貨展覽會を開催した後、湖北、浙江に於ても相續いて展覽會を開催した。本部は力めて之を援助し、辦法を指導し並に上海展覽會に陳列せられた物品を順次湖北、浙江の展覽會に移送して上海の工

商業を紹介することに、した。目下武漢展覽會は既に開催せられ、浙江の西湖博覽會亦四月一日を以て成立する豫定であるが、孰れも必ず盛況を呈し國貨運動を刺戟すべしと信ずる。

八、北平國際實業展覽會開催の計劃

本博覽會は本部の提議に係り、行政院の決議を経て國民政府に申請し民國十九年又は二十五年に開催することに認可せられ既に其の準備に着手した。

九、中華民國建國紀念博覽會の開催計劃

本博覽會の開催亦本部の提案するものであり、中央政治會議の議決により國民政府をして辦理せしめ、民國二十年首都に於て開催することに、なり、國民政府より行政院を経由して本部に對し辦法起案の命令あり、現に企劃中に屬するものである。

四、基本工業の創始

昨年第五回中央全體會議に對し、本部は國營事業として鋼鐵、曹達、水力電氣、機械、細手綿糸、バルブ、酒精食鹽等八種の基本工業の創始及び國際爲替銀行の開設を建議した。此決議に依り該案は國民政府に提出せられて審査に付せられた結果、先づ本部及び財政部軍部との共同にて鋼鐵、細手綿糸、機械、曹達等四種の製造工業を企劃することに、なつた。其の計劃の概要は左の如くである。

一、國營鋼鐵工業

鐵、石炭の工業が一般工業の基礎であることは論を俟たない。今國營鋼鐵工場を設立するに就いては、其の地點は石炭及び鐵礦の所在地を撰擇して之を定むべく、經費豫算は約二千五百萬元にして期を分ちて調達することに、した。設備計劃の内容は左の如くである。

- (一) 動力機工場
- (二) コークス工場(一日の生産三百噸能力)
- (三) 鉄鐵工場(一日の生産五百噸能力)
- (四) 平爐工場(一日の鋼鐵生産五百噸能力)
- (五) 發電所
- (六) 翻砂廠
- (七) 鍛鋼工場
- (八) 石灰廠
- (九) 機械工場
- (一〇) 試驗場
- (一一) セメント、耐火煉瓦の附屬工場
- (一二) 其他埠頭、宿舍、病院、俱樂部等

二、國營細手物紡績工場

我國の紡績工場は多く二十番手以下の製品を出してゐるから細手物紡績工場を設立して其の模範とする必要がある。故に其の計劃は左の如くしたい。

- (一) 鍾数は一先づ十萬とする。
- (二) 資本金は細絲工場及燃糸工場に各五百萬元づつを分つ。
- (三) 設立地は先づ上海の一地點を擇んで一工場を設け第二工場は之を他の地方に設立する。
- (四) 民營細手物紡績工場の指導工作をなし、並に棉種の研究をする。

三、國營曹達工場

曹達は化學工業の基礎であるから國內に於ける自給の計を立てなければならぬ、其の計劃は左の如くである。

- (一) 硫酸工場 設立地は湖南又は河南等原料の産地及び市場に近きことを要し、先づ第一工場を設け鉛室法を以て酸化窒素を製し、次に第二工場を設け、接觸法を以て純濃硫酸を製し、資本金は六百萬元とし、設備は硫酸部、爐房部、鉛室部、精製部、接觸法試験部、動力及び機工部、倉庫及び化學試験部等とし、一日に硫酸百噸を製造し得る能力あるものとする。
- (二) 硝酸及び肥料工場 設立地點は石炭の産地に近く交通の便に富むことを要し方法は接觸法を用ゐる、資本金は先づ八百萬元を調達する。設備は空氣液化部、硝酸瓦斯製造部、硝酸及び副産物製造部、人造肥料部、動力及び

機工部倉庫及び研究部等とし、一日肥料二百噸、硝酸二十噸を製造し得る能力あるものとする。

- (三) 硝石工場 其の原料は食鹽及石灰石を用ゐる、設立工場は原料の産地に近き地點を擇び、資本は先づ六百萬元を調達し、設備は灰窯部、瓦斯部、炭化部、鍛製部、蒸溜部、副産部、動力及機工部、倉庫及び研究部等とし、一日二百萬噸を製造し得る能力を有するものとする。

- (四) 國營機械製造工場 今日世界の工業は既に手工業時代より機械工業の時代に入つてゐることは云ふまでもない。故に自ら機械を製造しなければ現代の工業に依る利益を收め難い、本部は此見地に基いて機械製造工場の設立を計劃した。設立地は先づ武漢及び天津地方に各一工場を設け、次に廣東、上海に各一工場を設立する。製造機械の種類は農事機械、林業機械、築路機械、治水機械より着手し、次に鑛業機械自動車々輛等に及ぶのである。設備は一、原動力部、二、翻沙部、三、鑄鋼部、四、鍛鐵部、五、機工部、六、木工部七、模型部、八、油漆部、九、試験部に分ち、資本は一工場につき五百六十三萬元、兩工場にて千百三十萬元の豫定である。

五、民營工業の獎勵

我國の新式民營工業は成功したものが甚だ少なく失敗したものが多し。其の原因は一様でないが、人才と資本の缺乏せることが二大原因である。そして失敗した者の多いが爲に事業益々衰退し、企業者は再起の氣力を失ひ經驗に基づいて進歩を求むることが出來ず、資本家の此種の投資を恐るゝこと甚だしく、斯くて人物と資本とが益々缺乏し、兩者の缺乏は更に失敗を多くし、因果循環して底止するところを知らない。誠に社會經濟、民族文化の爲に

識者の深憂するところである。本部は其の職責に顧み力めて之が救済を圖り、民營工業獎勵の方策として左の計劃を立てたのである。

一、特種工業の保障

各國家民族は其の環境の異同により各特種の工業を發達せしめて來た。即ち英國の石炭及び鐵に於ける、獨逸の機械及び染料に於けるが如き何れも其の例である。我國の各種工業は總て其の發達を促進する必要があるが、其の中或種の工業は特に獎勵保障を要すべきものがある。土耳其が法律を以て特殊の工業を保障せるに倣ひ更に各國の成例を參酌し或は課税を減免し、又は資金の融通及び配當の保障をなし、或は獨占權の附與等、各種利便を與ふる爲、條例を起草して政府の審査を申請したのである。

二、華僑の企業獎勵

我國に於て工業を企劃する時は常に資本の缺乏を歎ずるに既に述べた通りであるが、海外居留民中豊富なる資力を有する者であつて歸國して實業を興さうとする者が尠くない。たゞ國內に於ける政治の不良を懼れて進んで之を實行するに躊躇してゐる。曩に第五回中央全體會議に於て華僑の歸國して事業を興すことを獎勵し並に之を保護獎勵すべしとの議案が提出されたので、政府は該議案に基いて條例を起草し本部亦起草に參與したのである。今後は其の趣旨に則つて効果を擧げんことを期する。

六、輸出入商品の検査

輸出品の検査は從來既に行つて居り、天津、上海に検査所を設けたのであるが、輸入商品の検査は行はなかつたのである。然るに商品輸入は國內の必需品なるを以て之を検査するの必要がある。即ち偽造品、混合品、粗悪品等の使用に堪へないものは之が輸入を禁じて民生に對する悪影響を防止しなければならぬ。この理由により本部は今年規則を改めて専局を組織し輸出品輸入品を問はず検査することに決定した。其の計劃は次の如くである。

一、商品検査條例の制定

昨年既に輸出品検査規則が定められたが、今度特に範圍を擴大して輸入品の検査をなすこととし、條例を起草し現に審査中に屬し不日呈請公布の豫定である。

二、商品検査局の設立

輸出入商品検査事務の爲、第一步として三箇の局を設くることとし、先づ天津の毛革、肉類輸出検査所を改めて天津商品検査局とし、並に外人と交渉して天津に於ける中外合辦の棉花烤潮所を合併し、又上海に於て曩に農礦部の開設した棉花検査所を改めて上海商品検査局とし、外人と交渉して中外合辦の萬國生絲検査局、市政府輸出罐詰検査所、肉類輸出検査所を之に合併し、漢口に於ては新に検査所を設立した。各局の組織條例亦近日中に公布の豫定である。

三、各國輸出入商品検査機關の調査

元來各國には各々輸出入商品機關あり、其の成績良好であれば該國の商品は輸入國の承認を得て輸入品検査を免

除せらるゝを例とする。今我國が輸出入商品の検査機關を設くるに就ては各國検査機關の成績を調査し、我國に於て検査済の輸出商品が輸入國に送られる場合同じく検査を免除せられる様になるのを期待するのである。

七、對外貿易事項の改善

最近國際貿易の發達した結果として外人の經濟侵略は著々として進展し、我國は久しく劣敗者の地位に置かれてゐる。若し法を設けて對外貿易の各種關係事項を改善しなければ國家民族の福祉を期待し難い。左に本部の貿易事項に關する計劃を略述する。

一、通商條約の改訂

我國と各國との間の通商條約は殆んど清代末に締結せられたるものであつて、失敗の點は一にして足らず、總理の所謂不平等條約が出來たのである。之を改訂しない間は國貨を壓迫し、外貨の浸潤を助長するところ甚大であつて、對外貿易の進歩は期し難いのである。本部は政府が各國との間に條約改訂を開始するに當り、最も此點を重視すべきものとし、昨年に於ける中佛、中伊の條約締結の際にも種々建議するところがあつたが今年又各國との間の新舊通商條約に就いて分擔して研究を遂げ、外交部に對し、改訂交渉に關して提議するところがあつた。

二、國際博覽會に對する華商の參加勸誘

フィリッピン及び佛蘭西、白耳義に於て國際博覽會を開催する件に就ては既に外交部の通知に接して居るが國際貿易に於ける關係は大きい。故に本部は特に極力我國より出品を勸誘するところとし、先づフィリッピンの遠東博覽

會に對する國內商工業者を督促して參加を準備せしめ、並に本部次長自ら同地に出張して視察を遂げ、佛白兩國の博覽會に對しては準備委員會を組織して着々準備を進め華僑の出品參加を勸誘しつゝあるのである。

三、海外中華國貨陳列館の設立提唱

華僑の南洋又は歐米に散在するものは頗る多數に上り、彼等の中には國貨を使用しやうとし、又は國貨を海外に賣廣めたいと希望する者が少くない。たゞ國貨の情況が周知せられてゐないので國貨陳列館の設置を申請する者が少くない。本部は右申請を認可するに共に指導援助を與へ、並に海外中華國貨陳列館設立大綱及び各項規則を起草し政府に呈請して部令として之を公布し、同時に各地の外交商務關係官署及び在留華商の機關に命じ一般商民に指示せしめた。

四、保護稅則の制定參加

我國の關稅自主に就いては既に實施の宣言をしたのであるが、實際に於ては主として北平關稅會議に於て決議せられた過渡稅辦法に根據するのみであつて、未だ徹底的に保護稅則を施行したのではない。本部は特に部内の重要主管職員を召集し、其の職權に基づいて保護稅則を研究し、完全なる方案を得るを俟つて財政部に對し之を參酌して實施せんことを交渉する。

五、駐外商務官の増加

商務の報告を蒐集して整理辦法を研究しやうとするには、駐外商務官の職務に俟つものが甚だ大きい。故に本部

は商務官の増加を計劃し居留商人の比較的多數なる地點に配置して商務の報告をなさしめ、本部に於て之を編纂しそれぞれ其の救済方法を審議する豫定である。

八、労働者の法益増進

労働行政工作の大略は既に述べた通りであるが、今後努力して工作を繼續し務めて労働者の法益を増進すべく期してゐる。其の計劃を略述すれば左の如くである。

一、工場法に依つて各工場に於ける勞資雙方の各種事項を處理すること

工場法草案は既に脱稿し政府を経て立法院の審査に付せられたから其の公布の曉には各工場に於ける勞資双方の各種事項は之に依據して處理することができるのである。

二、工場檢察法に依る工場の檢察

工場檢察法は各國の工場檢察制度に基づいて制定することとなり、草案が完成すれば政府に對し審査公布を申請すべく、其の後は法に依つて各工場の建築及び設備が完善なるや否や、又労働者の待遇及び賃銀額、労働時間が適法なりや否やを檢査して隨時之を糾正することが出来るであらう。

三、労働者保險

労働者保險法につきましては、既に法案の起草を準備した。其の内容は疾病、傷害、死亡、老齡、失業の五項に分ち、草案の完成を俟つて審査を申請し公布施行の豫定である。

四、組合の獎勵

消費組合條例は既に政府に提出し政府より立法院に付議し、目下審査中であるが、多分組合法を改めて公布さるべく、其の曉に於て本部は條例に依る組織を獎勵するであらう。

六、各工場を指導して労働者教育を辦理せしむる件

昨年本部の規定した労働者教育計劃綱要に準據して之を行ふのである。

七、労働者衛生の講述

各地方の労働行政機關を督勵し、毎年夏期に於て労働者衛生展覽會を開催し、並に全國労働者衛生運動を發起する。

八、首都労働者模範村を創定し並に規則を定めて各地に於て之を實施する件

本部は労働者模範村の創定計劃として先づ首都に於て模範新村を建設することとし、既に國民政府諸公の義捐金を求め相當の額に達したから、不日之を實現し進んで之を全國に及ぼさうとする。

九、首都労働者俱樂部の設立並に其の普及

新都は首善の區たるべくして、而も労働者生活の改善されたものは甚だ少ない。本部は特に城内唱經樓に労働者俱樂部を設立して彼等の休息所とし、其の設備として食堂、茶莊、新聞閱覽室、講演室、賣店、貯蓄會を設け、並に全國に通令し昨年制定した職工俱樂部組織大綱に準據して普く之を實施せしめた。

一〇、蚌埠平民習藝所の設立

該平民習藝所は舊蚌埠軍事善後工場を本部に引継いだものであり、目下従前の基金を整理し、並に別に經費を調達して積極經營を進めてゐる。其の主旨は平民に簡易手藝を學習せしめ生計に餘裕あらしめやうとするにある。

一一、首都に於ける失業機械工の救済

首都の絹織物は従來特産物の稱があつた。然るに該織物業は近來甚だしく衰微し、之に従事せる織工は漸次失業してゐる。本部は此狀況を憂ひ、員を派して其の原因經過を調査して救済の法を講じてゐる。各國の例を稽ふるに失業救済に關して一定の法規があるのである。本部は各種重要勞働法規の公布を俟つて、工商紹介所規則及び失業救済條例を起草すべく目下各方面の意見を求めて原則の研究をしてゐる。

九、工商團體の改組

工商業團體に關する従來の法規は革命以來適用せられないことになり、而も新法規は未だ制定せられず、會務の進行止多大の不便となり、且つ民衆運動が停止せられてから、益々停頓を來し、僅かに現狀を維持するのみならず、現在各法案は漸く完成しやうとする時、本規定改正の必要に迫られてゐる。左に本部の豫定する改正要項を述べやう。

一、工會法の公布及び各級工會の改組

工會は清朝末に於ては未だ法國にせられず近年始めて發達したものである。共產黨が本黨篡奪の陰謀を計劃したとき、其の廻らした策略は農民協會及び工人會を利用するにあつたから、共產黨排除の時地方民衆團體運動を禁止したのは已むを得ざるの處置であつた。本部の成立後、法規を改正して之を正軌に導かんとしたが、適々法制局と共に工會法草案の審査を命ぜられた機會に、原案を修正して政府に答申し、政府から立法院に廻付して審査せしめられたから、遠からず公布施行の運びなるであらう、該法施行の後には各級工會は何れも之に準據して改組せらるべきものである。

二、商會法の公布及び各級商會の改組

商會の初めて設立せられたのは前清の時代であつて歴史は稍々舊いのであるが、實際は其の地に於ける一部の商人を代表したばかりである。且つ會長制を採用して時代の潮流に合せざるものがあり、其の他條文辦法等議すべきものが多かつたのである。本部の起草した新商會法は目下立法院に於て審議中であつて未だ發表せられない。其間は別に臨時辦法を定めやうとしたが適々全國商會聯合會から臨時辦法を議決して上申し來つたから審査の上差支なきもの認め之を認可して過渡時期を維持することに、し、新法の公布を俟つて完全なる改組を行ふことに決定した。

四、其の他の工商業及び勞工公益團體の登記

現代の趨勢として團體の組織が益々盛に行はれ、我國の工商業界に於ても上記法團の外、自ら工商業又は勞働界の團體を稱して集合するものが公益に藉口し、名目を立て、届出づるものが益々多い。然るに實際に於て工商業者又は勞働者の福利を謀り得るや否やは殊に考査を要するものがある。故に本部は特に設立規定を設けて詳かに考査

を加ふるこゝ、した。

一〇、工業試験機關の創設

工業上の發明、模造、新案、改良等には均しく研究機關があつて之を指導するの必要あり、而して製造の方法、材料の撰擇等一定の標準に基づく檢驗を行つて用途に合することを期せねばならぬ。此趣旨に基づき本部は左記機關を創立するの計劃がある。

一、工業試験所の創立

工業試験所は研究機關の性質を有し、民間の企業家は其の研究試験の全經費を負擔し得ない状況にあるから、之を國營にするの必要がある。各國に於ては既に多く此種の機關が設立せられてゐる。工業の幼稚なる我國に於ては特に其の設立の急務たるを感ずるのである。本部の之に對する計劃は先づ首都に於て中央試験所を設立して模範とし、各省に於ては財政と人才との關係を顧慮して逐次分所を開設したいと思ふのである。其の内容は大略機械試験部、化學試験部、材料試験部に分ち、其の規程は草案の脱稿を俟つて呈請公布の豫定である。

二、材料標準検査局の創立

工業製品には殊に偽造、混合等の弊があつて民衆の害を爲すこゝ少なくない。工業の發達した國家に於ては檢驗辦法を定めて工業品の製法及び原料に對して検査を加へるのであるが、我國の人民は科學上の智識に乏しく、商業道德も亦近頃は頽廢してゐるから本部は之が匡救の爲、近く規程を定めて材料標準検査局を設置する豫定である。

第六章 産業關係法令

本章は國民政府が民國十年以後最近に至るまでに發布した産業關係の法令を編譯したものである。産業關係の法令は目下續々として制定發布せられつゝあるが、民生主義に謂ふ所の地權平均の主張を具現すべき土地法の如き重要な法規は未だ發布せらるゝに至らない。國民黨第三次全國代表大會に於て司法部の報告した所に依れば土地法の原則は中央執行委員會に於て定められ、立法院に於ては當時既に其の原則に従つて起草に着手した旨述べられて居るが未だ脱稿の運びにもならない模様である。たゞ土地法に關係の深い租田法の草案を得たから之を譯載した。また、鑛業法の如きも如何にして實業計畫に於て主張せらるゝ重要鑛業の國營を定むるかに難點あるものゝ如く、未だ發布せられないが、これまた、草案を入手して載録した。

第一節 農鑛關係法令

鑛業法(草案)

第一章 總 則

第一條 探鑛及ヒ其ノ附屬事業ヲ鑛業トス探鑛ノ權ヲ鑛業權トス

第二條 未タ探掘セラレサル左記鑛物ハ國有トシ鑛業權ヲ取得スルニ非サレハ探掘スルコトヲ得ス

金

銀

銅

コ バ ル ト
 ウ ラ ニ ュ ー ム
 マ グ ネ シ ウ ム
 砒 素
 礪 砂
 石 墨
 石 炭
 泥 炭
 石 油
 土 瀝 青
 硫 黃
 燐 黃
 天 然 ア ル カ リ
 硝 酸 鹽
 明 礬 石

第六章 産業關係法令

鐵
 錫
 鉛
 亞 鉛
 アル ミ ニ ウ ム
 ア ン チ モ ニ ー
 ニ ッ ケ ル
 マ ン ガ ン
 水 銀
 蒼 鉛
 イ リ ジ ウ ム
 プ ラ チ ナ
 モ リ ア デ ン
 タ ン グ ス テ ン
 ク ロ ミ ュ ー ム

國民政府の産業政策

重	石	石	雲	長	磁	滑	金	水	瑪	琥	ル	サ	碧	黃
晶	膏	綿	母	石	土	石	剛	晶	璣	珀	ビ	フ	玉	玉
石							石				イ	ア		

綠 松 石
 研 磨 砂 類
 顏 料 石 類

前項ニ記載セサル礦物ハ農礦部長隨時指定シテ部令ヲ以テ公布スルコトヲ得

第三條 中華民國人民又ハ中華民國ノ法律ニ依ツテ成立セル法人ハ本法ニ依ツテ礦業權ヲ取得スルコトヲ得

前項ノ法人ハ中華民國人民ノ組織シタルモノニ限ル

第四條 礦業權ノ設定登録ヲ爲シタル地域ヲ礦區トス

第五條 礦區ノ形狀ハ整齊ナルヘク其ノ境界ハ直線ヲ以テ定ム地中探礦ノ限界ハ地表境界線ノ直下トス

第六條 在ル砂礦ノ礦區境界ハ河岸ニ沿フテ之ヲ定ムルコトヲ得

第六條 礦區面積ハ石炭ニ在リテハ三百畝以上三萬畝以下トシ其ノ他ノ礦物ニ在リテハ五十畝以上一萬五千畝以下トス

河底ニ在ル砂礦ハ河道延長一萬五千丈ヲ限度トス

前二項ノ規定ハ礦利保護上及礦區分合上已ムテ得サル事情アルトキハ之ヲ増減スルコトヲ得

第七條 礦業ハ登録ノ日ヨリ滿三十年以上經過シ農礦部長必要ト認ムルトキハ隨時收用シテ國營ニ移スコトヲ得但
 礦業權者ニ相當ノ償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ鑛業ヲ收用シテ國營ニ移ス時ハ農鑛部長ハ一年前ニ於テ鑛業權者ニ通知スルコトヲ要ス

第一項ノ鑛業ヲ政府カ國營ニ移スコトヲ欲セサルトキハ鑛業權者ノ引續キ經營スルコトヲ許ス

第八條 鐵、石油其ノ他國家ノ存續及ヒ防備ニ關係アル鑛物ハ農鑛部長必要ト認ムルトキ臨時開採ヲ制限スルコトヲ得

第九條 農鑛部長必要ト認ムルトキハ隨時地域又ハ鑛種ヲ指定シテ採掘ヲ禁止シ部令ヲ以テ之ヲ公布スルコトヲ得但シ部令發布以前已ニ本法ニ依リ鑛業權ヲ取得セルモノ又ハ鑛區ヲ設定シテ採掘ヲ出願セルモノハ此限ニ在ラス前項ノ採掘禁止區域又ハ鑛物ノ範圍内ニ於テ農鑛部長事情ヲ酌量シテ人民ノ採掘ヲ特許スルコトヲ得

第一項ノ採掘禁止地域又ハ鑛物ハ農鑛部長ニ於テ隨時其ノ一部又ハ全部ヲ開放シ人民ノ合法的採掘ヲ許可スルコトヲ得

第十條 中華民國人民ハ試掘ノ權利ヲ有ス其ノ規則ハ農鑛部令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ハ第九章ノ規定ヲ除キ政府ノ經營スル鑛業ニ對シテ之ヲ準用ス

第十二條 鑛業行政ハ農鑛部長及ヒ所轄農鑛廳長ニ於テ本法ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第二章 鑛業權

第十三條 鑛業權ハ出願ノ先ナル者優先取得ノ權利ヲ有ス

鐵及ヒ石油ハ農鑛部長事情ヲ斟酌シ許可ヲ決定シ前項ノ優先權ノ規定ヲ適用セス

第十四條 同一地域内ニ於テハ同種鑛物ニ對シテ唯一ノ鑛業權ヲ設定スルモノトス但シ第三十六條ノ事情アルトキハ此限ニ在ラス

第十五條 同一地域内ニ同時ニ二又ハ二以上ノ鑛業出願アルトキハ農鑛廳長ハ期限ヲ定メテ各出願人協議ノ後出願スルコトヲ命令スヘシ

各出願人カ期限内ニ出願セサルトキハ抽籤方法ヲ以テ優先權者ヲ決定スヘシ

前二項ノ規定ハ第三十五條第三十六條及ヒ第十八條第二項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第十六條 同一地域内ニ同時ニ二又ハ二以上ノ鑛業出願アル場合異種鑛物ナルトキハ各々鑛業權ヲ取得スル權利ヲ有ス

第十七條 鑛業出願地ト他人ノ鑛區カ相重複スル場合其ノ鑛物カ同種ナルトキハ其ノ重複部分ハ許可スルコトヲ得ス但シ第三十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十八條 鑛業出願地他人ノ鑛區ト重複セル場合鑛物カ異種ナルトキハ農鑛廳長ハ直チニ鑛業權者ニ通知スヘシ

鑛業權者前項ノ通知書ヲ接受シタル後六十日以内ハ其ノ鑛業權ヲ優先取得スル權利ヲ有ス

第二項ノ規定ハ第三十六條ノ場合ニ之ヲ適用セス

第一項ノ出願カ他人ノ鑛業ニ妨碍アリト認ムルトキハ許可ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 農鑛部長又ハ農鑛廳長鑛業出願地カ公益ニ害アリ又ハ經營ノ價值ナシト認ムルトキハ許可スルコトヲ得

ス

第二十條 同一地域内ニ二又ハ二以上ノ鑛業權カ設定セラレ鑛床カ互ニ交錯セルトキハ鑛業權者ハ互ニ協議シ鑛利ヲ損セサル範圍内ニ於テ採掘ニ從事スヘシ

第二十一條 鑛業權ハ物權ト看做シ本法ニ特別ノ規定アル場合ノ外不動産ニ關スル諸法律ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 鑛業權ハ分割スルコトヲ得ス

第二十三條 鑛業權ハ相續、讓渡、滯納處分、強制執行ノ外權利ノ目的タルコトヲ得ス但シ抵當權ノ目的ト爲ステ得

第二十四條 鑛業權ノ設定變更移轉消滅及ヒ處分ノ制限又ハ共同鑛業者ノ脱退ハ所轄農鑛廳ニ届出テ其ノ登録ヲ經ルニ非サレハ無効トス但シ鑛業權ノ相續及ヒ本法ニ依ル競買ハ此限ニ在ラス

前項ニ關スル登録規則ハ別ニ法令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 鑛業權ヲ抵當トスルトキ其ノ抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅及ヒ處分ノ制限ハ前條ノ規定ヲ準用ス

第二十六條 鑛業權ヲ抵當トスルトキハ左記各項ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

一、鑛業權者カ鑛業權ヲ抵當トスルトキハ豫メ農鑛部長ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

二、抵當權ヲ設定セル後鑛區ノ分割合併又ハ増減ヲ爲サントスルトキハ抵當權者ノ承諾又ハ各抵當權者ノ協定ヲ經ルコトヲ要ス

三、農鑛廳カ鑛業權ノ取消又ハ廢業ノ登録ヲ爲ストキハ直チニ抵當權者ニ通知スヘシ

四、抵當權者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル後六十日以内ニ其ノ鑛業權ノ競買ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十七條第二號及ヒ第五號ノ原因ニ因リ取消サレタル場合ハ此限ニ在ラス

五、鑛業權ハ前項規定期限内及ヒ競買手續完了ノ日迄ハ競買ノ目的ノ範圍内ニ於テ存續スルモノト看做ス

六、競買人ハ本法第三條ノ規定ニ適合スル爲其ノ取得セル鑛業權ハ原鑛業權消滅登録ノ日ヨリ之ヲ取得シタルモノト看做ス

第二十七條 鑛業權者ニシテ左記各項ノ一ニ該當スルトキハ直チニ其ノ鑛業權ヲ取消スヘシ

一、鑛業登録一年ヲ過クルモ正當ノ理由ナクシテ開工ヲ延期シ又ハ一年以上開掘ヲ中止シタルトキ

二、鑛業カ重大ナル公益ニ害アリ救済ノ策ナキトキ

三、鑛業保安規則ニ依リ危険豫防又ハ施行中止ヲ命スルモ之ヲ實行セサルニ因リ催告ヲ爲シ期限内ニ之ヲ遵守セサルトキ

四、期限内ニ鑛稅ヲ納入セス催告ニ依ル一定期限ヲ過クルモ納稅セサルトキ

五、錯誤ニ因リ許可シタルトキ

第二十八條 鑛業權カ取消サレ又ハ廢業セル後鑛業權者ハ處分ノ制限ヲ受ケサル限り其ノ鑛業財産ヲ處分スルコトヲ得但シ他人ノ鑛業ヲ妨害スルコトヲ得ス

第三章 鑛業 出願

第六章 産業關係法令

第二十九條 探鑛セムトスル者ハ願書ニ鑛區圖鑛床説明書及ヒ履歷書ヲ添附シ農鑛廳長ニ提出シ農鑛部長ノ許可ヲ出願スヘシ

農鑛部長又ハ農鑛廳長カ必要ト認ムルトキハ當該官吏又ハ地方官ヲ派シ調査セシムルコトヲ得但シ所要費用ハ出願人ノ負擔トス

農鑛部長カ第一項ノ出願ヲ許可スルトキハ鑛業執照ヲ作製シ農鑛廳長ヲ經テ鑛業權者ニ交付スヘシ

第三十條 二人以上鑛業ヲ共同經營シ又ハ共同鑛業ヲ出願スルトキハ代表者一人ヲ推薦シ所轄農鑛廳長ニ届出ツヘシ届出ヲ爲ササルトキハ農鑛廳長其ノ一人ヲ指定シテ之ニ充當ス

前項ノ共同鑛業者又ハ共同鑛業ノ出願者ハ組合契約ヲ締結シタル者ト看做ス

第三十一條 左記ノ土地ハ鑛區ト爲スコトヲ得ス

一、砲臺、要塞、軍港及ヒ一切ノ軍用官廳工場ニ於テ禁止區域トシテ指定シタル地域内ニ於テ當該所轄官署ノ許可ヲ經サルトキ

二、商埠市場境界ヨリ一里（支那里）以内ニシテ所轄官署ノ許可ヲ經サルトキ

三、國有公有建築物、公園、著名古蹟、國葬地、重要道路、鐵道及ヒ主要水利ノ地域ヨリ四十丈以内ニシテ所轄官署又ハ所有者及ヒ關係者ノ許可ヲ得サルトキ但シ所有者及ヒ關係者ハ正當ノ理由ナクシテ拒絕スルコトヲ得ス

四、第九條ニ依リ公布シタル禁止區域ニシテ同條第二項ノ特許又ハ第三項ノ開放ヲ得サルトキ

第三十二條 一人又ハ一法人ノ所有鑛區ハ炭鑛ハ二鑛區其ノ他ノ鑛區ハ六鑛區ヲ限度トス

第三十三條 鑛業出願者ハ其ノ名義ヲ變更スルコトヲ得但シ農鑛廳長ヲ經テ農鑛部長ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス

第三十四條 鑛業出願人ノ提出シタル書類圖面カ不備ナルトキハ農鑛廳長又ハ農鑛部長ハ一定期限ヲ附シテ其ノ更正又ハ補足ヲ命スルコトヲ得期限内ニ更正補足ヲ爲ササルトキハ原出願ヲ取消ス

第三十五條 鑛業出願地ノ位置形狀カ鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スルトキハ農鑛部長農鑛廳長ハ期限ヲ定メテ更正ヲ命スルコトヲ得期限内ニ更正ヲ爲ササルトキハ原出願ヲ取消ス

前項ノ場合出願人自ラ更正ヲ出願スルコトヲ得

第三十六條 鑛床ノ位置形狀ニヨリ隣接鑛區ニ掘進ノ必要アルトキハ隣接鑛業權者ト協議シ承諾書ヲ徵シ鑛區改正ヲ願出ツヘシ

隣接鑛業權ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ協議ヲ拒絕スルコトヲ得ス

前項ノ願出ニ關シテハ鑛區圖ノ外鑛床圖及ヒ其ノ説明書ヲ作成シテ願書ニ添附提出スルコトヲ要ス本鑛床圖ハ鑛區圖ノ一部分ト看做ス

第三十七條 隣接鑛業權者及ヒ其ノ他ノ利害關係人事故アルトキハ他人ノ鑛区内ニ對シ農鑛部長又ハ農鑛廳長ニ官吏ノ派遣調査ヲ出願スルコトヲ得但シ其ノ費用ヲ負擔スルコトヲ要ス

第三十八條 鑛業出願地ハ増減ヲ出願スルコトヲ得鑛區ハ増減改正又ハ合併分割ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ出願手續ニ關シテハ第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第三十九條 鑛區外ニ在リテ排水通氣鑛用隧洞ヲ開鑿セントスルトキハ農鑛廳長ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ隧洞内ニ於テ鑛物ヲ發見シタルトキハ農鑛廳長ニ届出ツヘシ

農鑛廳長前項ノ届出ニ依リ採掘ノ價值アリト認メタルトキハ期限ヲ定メテ鑛區設定ヲ命スヘシ

第四十條 鑛業權者ハ隨時施工計畫及ヒ工事報告書ヲ農鑛廳長ニ提出シ審査ヲ經ヘシ

農鑛廳長ハ前項提出ノ施行計畫及ヒ實施工事變更ノ必要ヲ認メタルトキハ理由ヲ示シ鑛業權者ニ其ノ變更ヲ命スヘシ

第四十一條 鑛業權者ハ鑛業事務所ニ坑内實測圖及ヒ鑛業簿ヲ備付ケ其ノ副本ヲ農鑛廳ニ提出スヘシ

前項ノ圖類及ヒ帳簿ノ形式ハ農鑛部令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 鑛業權者ノ外國資本借入ハ農鑛部長ノ許可ヲ經ルニ非サレハ效力ヲ生セス

第四十三條 獨立ニ精煉工場ヲ經營スルトキハ其ノ都度工事ヲ農鑛廳長ニ届出ツヘシ

第四章 用地

第四十四條 本章ノ用地トハ鑛業上實地ニ使用スル土地ヲ謂フ

第四十五條 本章ノ關係人トハ用地ニ對シテ權利ヲ有スル者ヲ謂フ

第四十六條 本章ノ償金トハ對價、地租並ニ地主及ヒ關係人カ通常實際ニ受クヘキ損害ノ賠償金ヲ謂フ

第四十七條 鑛業出願人及ヒ鑛業權者ハ必要アルトキハ他人ノ土地内ニ於テ測量及ヒ検査等ヲ爲スコトヲ得但シ豫メ地主及ヒ土地占有者ニ通知スヘシ

第四十八條 測量検査等ニ因リ障礙物除去ノ必要アルトキハ豫メ地主及ヒ土地占有者ニ通知スヘシ

第四十九條 鑛業權者ハ鑛業上緊急ノ危険ヲ防ク爲他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用スルコトヲ得但シ直チニ地主又ハ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十條 前三條ノ事項ニ關シテハ地主及ヒ土地占有者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ請求ヲ拒絕スルコトヲ得ス

第五十一條 第四十七條第四十八條及ヒ第四十九條ノ事項ニ因リ地主及ヒ關係者カ損失ヲ受ケタルトキハ鑛業出願人又ハ鑛業權者ハ相當ノ償金ヲ交付スヘシ

第五十二條 鑛業權者ハ左記目的ノ爲メニ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

一、錐鑛孔及ヒ坑口ノ開鑿

二、鑛石、土石、爆發藥、木材、薪炭、鑛滓及ヒ灰燼ノ堆積

三、選鑛場及精煉場ノ建設

四、大小鐵道、運河、排水管、通氣管、溝渠、池井、索道及ヒ電線等ノ設置

五、其ノ他鑛業上必要ノ各種工事及工作物ノ施設

第五十三條 前條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用スルトキハ農鑛廳長ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス必要アルトキハ同時

ニ該地域ノ施工計畫及ヒ説明圖ヲ農鑛廳長ニ提出シテ其ノ審査ヲ經ヘシ

農鑛廳長カ前項ノ許可ヲナシタルトキハ直チニ公告シ又ハ地主及ヒ關係人ニ通知スヘシ

前項ノ公告又ハ通知ヲ爲シタル後鑛業權者カ土地ニ關スル權利ヲ取得セムト欲スルトキハ地主及ヒ關係人ト協議スヘシ地主及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ請求ヲ拒絕スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ土地カ公有ニ屬スルトキハ所轄官署ノ許可ヲ申請スルコトヲ得

第五十四條 鑛業權者ハ其ノ鑛區内ノ土地ニ於テ鑛業ノ爲使用ノ必要アルモノヲ除ク外他ノ鑛業權者ノ使用ヲ禁遏スルコトヲ得ス

第五十五條 鑛業權者カ他人ノ土地ヲ使用スルトキハ地主及ヒ關係人ニ相當ノ補償金ヲ支拂ヒ用地内ニ墳墓アリテ移轉ノ必要アルトキハ別ニ相當ノ移葬料ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十六條 土地ノ使用三年以上ニ互ルトキ又ハ使用ニ因リ其ノ形質ヲ變スルトキハ鑛業權者ハ地主ト協議スルコトヲ得地主ハ土地ノ市價ニ依ル買収ヲ請求スルコトヲ得

第五十七條 鑛業經營ニ依リ用地以外ノ土地ノ價值ヲ低減セシメ又ハ其ノ他ノ損失アルトキハ鑛業權者ハ地主及ヒ關係人ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ但シ其ノ土地カ從來ノ效用ヲ失フトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 使用土地ニ於テ其ノ道路、溝渠、牆柵及ヒ其ノ他ノ工作物等ノ増築又ハ改修ヲ要スルトキハ鑛業權者ハ地主及ヒ關係人ニ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ但シ第五十六條ノ規定ニ依リ處分セルトキハ此限ニ在ラス

第五十九條 第五十三條ノ公告又ハ通知ヲ經タル後地主及ヒ關係人カ其ノ土地ノ形質ヲ變更シ又ハ工作物ヲ新築、改築、大修繕ヲ爲シ及ヒ物件ヲ増置セムト欲スルトキハ農鑛廳長ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス、然ラサル場合ハ償金ヲ要求スルコトヲ得ス

第六十條 第五十三條ノ公告又ハ通知ノ後其ノ鑛業ニ就キ廢止又ハ變更アルトキハ鑛業權者ハ地主又ハ關係人ノ受クル損失ニ對シ相當ノ償金ヲ支拂フヘシ

第六十一條 地主及ヒ關係人ハ鑛業權者ニ對シ補償金ニツキ相當擔保ノ提供ヲ要求スルコトヲ得

第六十二條 土地ノ使用ハ當事者ノ協議調ヒ又ハ第九十七條第一項及ヒ第二項ノ裁決確定ノ後ニ於テハ其ノ補償金又ハ擔保未タ確定セサルトキト雖モ鑛業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ其ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

第六十三條 鑛業權者償金ヲ交付セス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ地主及ヒ關係者ハ土地ノ使用ヲ拒絕スルコトヲ得

第六十四條 土地ノ權利ハ使用期間中ハ鑛業權者ニ歸シ其ノ他ノ權利ハ其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ケサルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ但書ハ第五十六條ノ規定ニ依リ處分スルトキハ之ヲ適用セス

第六十五條 土地ノ使用完了後鑛業權者ハ其ノ土地ノ原狀ヲ回復シテ原所有主ニ返還スヘシ原狀ヲ回復スルコト能ハスシテ損害ヲ及ホシタルトキハ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

前項ノ規定ハ第五十六條ノ規定ニ依リ處分スルトキハ之ヲ適用セス
第六十六條 使用水ノ權利ニ關シテハ本章ノ土地使用ノ規定ヲ準用ス

第五章 鑛 夫

第六十七條 鑛業ニ従事スル勞働者ヲ鑛夫トス

第六十八條 鑛業權者ハ鑛夫待遇規則ニ依リ鑛夫服務規則ヲ制定シ所轄農鑛廳長ニ施行許可ヲ出願スヘシ

前項鑛夫待遇規則ハ農鑛部令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條 鑛業權者ハ鑛業事務所ニ鑛夫名簿ヲ備附クヘシ其ノ形式ハ農鑛部令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十條 十四歳以下ノ者ハ鑛夫トシテ採用スルコトヲ得ス

第七十一條 十四歳以上十六歳以下ノ幼年工ハ坑外ノ輕便ナル作業ニノミ従事セシムルコトヲ得

第七十二條 鑛夫作業時間ハ休憩時間外ヲ除キ十時間ヲ超過スルコトヲ得ス

前項作業時間ノ規定ハ應急ノ災害救助ノトキハ一時延長ヲ行フコトヲ得

第七十三條 鑛業權者ハ鑛夫頭ト鑛夫百人以上ノ請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第七十四條 鑛夫ノ最低賃金ハ各鑛山所在地ニ於ケル工夫ノ生活必要費ヲ標準トス

第七十五條 鑛夫ノ賃金ハ毎月一回又ハ數回一定ノ期日ニ通用貨幣ヲ以テ之ヲ支給ス

第七十六條 鑛業權者ハ鑛夫ノ安全及ヒ衛生ニ對シ相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第七十七條 鑛夫カ作業ニ因リ負傷シ罹病シ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ相當ノ醫藥救卹費ヲ給スヘシ

第七十八條 鑛業權者ハ鑛業純利益ノ十分ノ一以上ヲ鑛夫補助金ニ充ツヘシ

第七十九條 鑛業權者ハ解雇シタル鑛夫ニ對シ其ノ請求ニ依リ姓名、年齢、原籍、住所、雇傭期間、服務種類、技能、勞働成績、賃金、賞罰ノ有無、解雇ノ事由ヲ記載シタル證書ヲ交付スヘシ

第六章 鑛 業 保 安

第八十條 鑛業保安ノ事項ハ農鑛部長及ヒ所轄農鑛廳長之ヲ行フ其ノ規則ハ農鑛部令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十一條 農鑛部長又ハ農鑛廳長ハ鑛業工事カ危険アリ又ハ公益ニ害アリト認メタルトキハ鑛業權者ニ豫防方法又ハ中止ヲ命スヘシ

第八十二條 鑛業權者ハ技師ヲ雇傭シ技術上ノ事項ヲ管理セシメ其ノ履歷書ヲ農鑛廳長經由農鑛部長ニ提出スヘシ

第八十三條 技師ハ左記資格ノ一ヲ具フヘシ

一、鑛業専門三年以上ノ學校卒業者

二、現場ニ於テ七年以上鑛業ニ従事シタル者

第八十四條 技師ハ鑛業保安事務ニ對シ鑛業權者ト共同責任ヲ負フヘシ但シ技師ノ職權ニ對シ鑛業權者カ制限ヲ加ヘタルトキハ此限ニ在ラス

第八十五條 現場ニ變災アリタルトキハ鑛業權者ハ其ノ事由及ヒ狀況ヲ農鑛廳長ニ報告スヘシ